

# 事前防災及び減災等のための 山形県強靱化計画



平成 28 年 3 月

山 形 県

(平成 30 年 5 月 一部改定)

(令和元年 6 月 一部改定)

(令和 2 年 7 月 一部改定)



## 【目 次】

### I はじめに

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	1

### II 県土強靱化の基本的な考え方

1	県土強靱化の理念	2
2	基本目標	2
3	強靱化を推進する上での基本的な方針	2
4	想定される大規模自然災害（本計画の対象）	3

### III 脆弱性評価

1	脆弱性評価の考え方	5
2	「起きてはならない最悪の事態」の設定	5
3	評価の実施手順	7
4	評価の結果	7

### IV 強靱化に向けた施策推進方針

1	施策推進方針の整理	8
2	施策分野ごとの施策推進方針	8
	（1）行政機能（警察・消防含む）	9
	（2）危機管理	13
	（3）建築住宅	19
	（4）交通基盤	22
	（5）県土保全	25
	（6）保健医療・福祉	27
	（7）ライフライン・情報通信	30
	（8）産業経済	32
	（9）農林水産	34
	（10）環境	36
	（11）リスクコミュニケーション	37

### V 計画の推進

1	計画の推進管理	39
2	計画の見直し	39

【別表 1】	脆弱性評価結果	41
--------	---------	----

【別表 2】	「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針	69
--------	--------------------------	----

# I はじめに

## 1 計画策定の趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的、計画的に実施することを目的として、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定された。

政府においては、基本法に基づき、平成26年6月に、国土の強靱化の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、今後の大規模自然災害等に備え、強靱な国土づくりに向けた施策を推進している。

本県においても、今後想定される大規模自然災害から県民の生命と財産を守り、持続的な成長を実現するため、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた「強靱な県土づくり」を推進するため、「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」を策定する。

## 2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本県における県土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本的な計画となるとともに、県土強靱化に係る各種計画等の指針となる。

## 3 計画の期間

本計画が対象とする期間は、策定から概ね5年間とする。

## II 県土強靱化の基本的な考え方

### 1 県土強靱化の理念

県土強靱化は、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を、長期的な展望に立って推進することとする。

### 2 基本目標

県土強靱化の理念を踏まえ、本計画の基本目標を以下のとおり設定する。

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 県及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

### 3 強靱化を推進する上での基本的な方針

基本目標の実現を図るため、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた県土の強靱化に向け、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

#### (1) 県土強靱化の取組み姿勢

- 本県の強靱性を損なう原因について、あらゆる側面から検討し、取組みにあたること。
- 長期的な視点を持って計画的な取組みにあたること。
- 本県の社会経済システムの有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。

#### (2) 適切な施策の組合せ

- 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせることで効果的に施策を推進すること。

- 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせるとともに、国、県、市町村、県民、民間事業者、NPOなど関係者相互の連携により取組みを進めること。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

### (3) 効率的な施策の推進

- 県民の需要の変化等を踏まえるとともに、効果的な施策の実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- 既存の社会資本を有効活用することなどにより、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- PFI<sup>\*</sup>の導入など、民間資金・活力を導入した取組みを推進すること。  
※PFI (Private Finance Initiative) : 公共施設等の建設、維持管理、運営等において民間の資金、経営及び技術的能力を活用する手法。
- 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。

### (4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 高い高齢化率、全国有数の豪雪県、豊富な再生可能エネルギー資源を有することなど、本県の特性に応じた取組みを進めること。

### (5) 国土全体の強靱化への貢献

- 国土全体での代替性・補完性（リダンダンシー）の確保や、東京一極集中の是正等を促進することにより、国土全体の強靱化につなげていく視点を持つこと。
- 国土強靱化を実効あるものとするため、政府の取組みとの連携を図ること。

## 4 想定される大規模自然災害（本計画の対象）

本計画は、過去に県内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本県に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般を対象とする。

また、南海トラフ地震や首都直下地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす県外における大規模自然災害についても、国土全体の強靱化の観点から、対象とする。

本計画で想定する主な自然災害については、以下のとおりである。

【想定される大規模自然災害】

県内／ 県外	自然災害の種類	想定する規模等	
県内	大規模地震 ・津波	内陸型	M7～8程度、最大震度7程度で建物被害、火災、死傷者が多数発生
		海洋型	M7.7～7.8程度、津波最高水位16.3m、建物被害、人的被害が多数発生
	台風・梅雨前線等  豪雨 竜巻・突風	大規模水害	記録的な大雨や高潮等による大規模水害を想定。例えば、堤防の決壊や河川の氾濫による人的・物的被害等
		大規模土砂災害	記録的な大雨等による大規模土砂災害を想定。例えば、土石流の発生や天然ダムの湛水・決壊による人的・物的被害等
		暴風災害	台風や竜巻、突風など大規模暴風災害による人的・物的被害等
	火山噴火	常時観測火山(鳥海山、蔵王山、吾妻山)の大規模噴火を想定。例えば、噴石の飛散や火砕流の発生などに伴う人的・物的被害等	
	暴風雪・大雪・雪崩	記録的な暴風雪や大雪、大規模な雪崩による交通事故・障害、家屋の倒壊、人的被害等	
複合災害	複数の自然災害が同時期に発生する事態を想定。例えば、大規模な地震・津波により被災した直後に豪雨災害が発生する等		
県外	大規模地震・津波	南海トラフ地震や首都直下地震、太平洋沖地震(東日本大震災クラス)など、他県で発生する大規模地震・津波による人的・物的被害、原子力発電所における事故等	

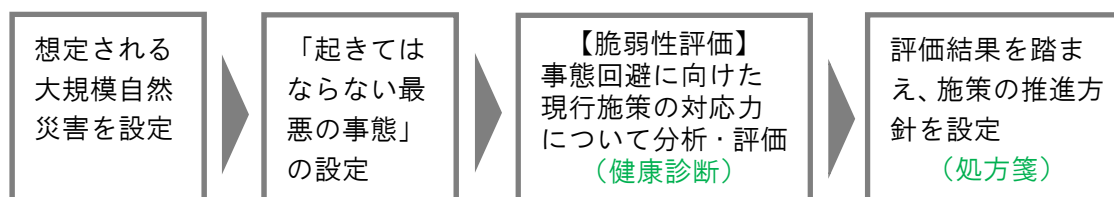
## Ⅲ 脆弱性評価

### 1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（「脆弱性評価」）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本県としても、県土強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施する。

#### ○ 脆弱性評価を通じた施策検討の流れ



### 2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

基本計画で設定されている8つの「事前に備えるべき目標」、及び45の「起きてはならない最悪の事態」をもとに、想定される大規模自然災害を踏まえるとともに、大都市に特有の事象の除外や本県の地域特性に応じた事象の追加、類似した事象の統合を行うなどして項目を整理し、8つの「事前に備えるべき目標」と37の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。



【「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」】

事前に備えるべき目標(8)	起きてはならない最悪の事態(37)
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 地震等による建物・交通施設等(1-2の施設を除く)の倒壊や火災に伴う死傷者の発生 1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災 1-3 大規模津波等による多数の死者の発生 1-4 異常気象等による広域的な市街地等の浸水 1-5 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態 1-6 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生 1-7 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶 2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化 3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発 3-3 県内外の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞 5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響 5-5 基幹的交通ネットワーク(陸上、海上、航空)の機能停止 5-6 食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止 6-2 上水道や農業用水、工業用水の長期間にわたる供給停止 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生 7-2 有害物質の大規模拡散・流出 7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 7-4 原子力発電所の事故による放射性物質の放出 7-5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-4 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

### 3 評価の実施手順

設定した37の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策（国、市町村、民間事業者など県以外が取組み主体となるものを含む）の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力や課題について分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

### 4 評価の結果

評価結果は、別表1のとおりである。

## IV 強靱化に向けた施策推進方針

### 1 施策推進方針の整理

脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」ごとに施策とその目標指標を検討・整理するとともに、それを各部局等の所管する業務等を勘案して設定した11の施策分野に分類して、施策推進方針を取りまとめた。

（「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針については、別表2のとおり。）

#### ○ 施策分野

- (1)行政機能（警察・消防含む）、(2)危機管理、(3)建築住宅、
- (4)交通基盤、(5)県土保全、(6)保健医療・福祉、
- (7)ライフライン・情報通信、(8)産業経済、(9)農林水産、(10)環境、
- (11)リスクコミュニケーション

### 2 施策分野ごとの施策推進方針

上記の11の施策分野ごとの施策推進方針を以下に示す。

これらは、4つの「基本目標」及び8つの「事前に備えるべき目標」に照らして必要な対応を施策分野ごとに取りまとめたものであるが、それぞれの分野間には相互依存関係がある。このため、各分野における施策の推進にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮する。

#### ※ 各施策タイトル右側の記載事項及び目標指標囲み内の記載事項について

- ( ) 内には、当該施策に関連する「起きてはならない最悪の事態」の番号を記載
- [ ] 内には、当該施策の取組み主体（国、県、市町村、民間の4区分）を記載
- 《 》内には、当該施策が他の施策分野にも掲載されている場合に掲載先の施策分野を記載

## (1) 行政機能（警察・消防含む）

### <行政機能>

#### （庁舎等の耐震化・維持管理等の推進）(1-2, 3-3) [県] 《建築住宅》

- 県庁舎、総合支庁舎（分庁舎含む）等の不特定多数が集まる県有施設については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了していることから、今後は、山形県県有財産総合管理（ファシリティマネジメント）基本方針に基づき、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。

#### （災害時に防災拠点となる施設の耐震化の推進）(1-1, 3-3) [県、市町村] 《建築住宅》

- 災害時に防災拠点となる施設の耐震化を図る。特に、庁舎の耐震化については、県関係庁舎はすべて完了している一方、市町村関係庁舎は遅れていることから、消防庁舎など市町村庁舎の耐震化を一層促進する。

#### （被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策の推進）(1-2) [県、市町村]

- 被害発生危険性の高い地域内に立地する公共施設について、建物の構造や各種災害のハザードマップを確認し、嵩上げ等の改修による機能維持や施設建替え時の移転等による機能移転など、状況に応じた対策を進める。

#### （避難場所の指定、耐震化・設備整備の促進）(1-1) [県、市町村] 《危機管理》

- 災害対策基本法に基づく災害種別に対応した指定緊急避難場所、及び指定避難所の指定が進んでいない市町村に対して、指定に向けた取組みを促すとともに、指定にあたって必要となる施設や設備整備に係る支援を行う。
- 福祉避難所の指定が遅れている市町村における、指定に向けた取組みを促進する。
- 避難所の機能強化のため、引き続き、市町村が実施する耐震化や良好な生活環境を確保するための設備整備の取組みを促進する。

#### （県の業務継続に必要な体制の整備）(3-3) [県] 《危機管理》

- 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に山形県地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、県民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、「山形県庁舎業務継続計画」及び「総合支庁版業務継続計画」（平成 27 年度中策定予定）の検証や見直しを行いながら、業務継続に必要な体制整備を進める。

#### （IT部門における業務継続体制の整備）(3-3) [県、市町村] 《ライフ・情報》

- 県においては、非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情

報システムのICT-BCP（情報システムの業務継続計画）を策定し、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、ICT-BCPの実効性を高めるため、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う。

- 市町村におけるICT-BCPの策定を促進するとともに、災害時のシステム不稼働のリスクを減らすため、引き続き自治体クラウドの導入やデータセンターの活用など、情報システムの機能維持のための取組みを促進する。
- 県では、各種ネットワークシステムの安定的な稼働の基盤となるネットワーク回線の断線による不通のリスクを減らすため、公所等からネットワークに接続するアクセス回線の冗長化整備を一層進める。
- 県では、災害時における正確な情報伝達や的確な行政判断を行ううえで、機動性に優れたモバイル端末の利用が有効であることから、行政機能確保のために、より一層モバイル端末の整備を進める。

**（緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保）** (2-4, 3-3) [県、市町村、民間] 《危機管理》

- 石油関係団体と締結した協定に基づき、優先的に供給する緊急車両や災害拠点病院等の重要施設の範囲の拡大、具体的な実施方法の確認により、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給の確保を図る。

**（技術職員の派遣による市町村支援）** (8-2) [県、市町村、民間] 《リスクコミ》

- （公財）山形県建設技術センターとの協定に基づく災害復旧に必要な技術職員が不足している市町村に対して県職員OBを派遣する仕組みについて、県職員OBの一層の登録増加など、市町村への技術職員の派遣体制の整備を図る。

**（災害時における行政機関相互の通信手段の確保）** (1-7, 3-3, 4-1) [国、県、市町村] 《危機管理》

- 大地震など大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、老朽化が進んでいる県防災行政通信ネットワークの再整備を行う。

**（災害情報伝達手段の確保）** (4-2) [県、市町村、民間] 《危機管理》

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、県民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備やLアラート※、緊急速報メールの活用を促進する。また、SNS等による双方向通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る。

※ Lアラート…

災害関連情報の発信者である県・市町村と放送事業者等をインターネット上の共通基盤で繋ぎ、地域住民に迅速かつ効率的に情報提供を実施するもの。
--

**（災害時における住民への情報伝達の強化）** (1-7, 4-2) [市町村] 《危機管理》

- 災害時に、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として非常に有効な同報系防災行政無線など情報一斉伝達システムについて、未整

備市町における整備を促進する。

## ＜広域連携＞

### （大規模災害時における広域連携の推進）(2-1, 3-3) [県、市町村、民間] 《危機管理》

- 大規模災害時における、応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、北海道・東北8道県による相互応援協定や隣接県との防災上の連携・協力に関する協定、全国知事会の広域応援に関する協定を締結しているが、実効性のあるものとするため、他県等の応援を受ける際の具体的な方針等を明示した「災害時広域受援計画」の策定を進める。

### （広域防災拠点の整備）(2-1, 2-3) [県、市町村、民間] 《危機管理》

- 大規模災害発生に備え、応急・復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点などの機能を持つ広域防災拠点について、防災関係機関等と連携のもと整備を進める。

### （支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備）(2-1) [県、市町村、民間] 《危機管理》

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しており、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う。
- 大規模災害が発生した場合に、県外からの支援物資を県内の被災市町村へ円滑に供給するため、1次物資集積拠点の県内数箇所への設置を進める。

## ＜警察・消防＞

### （警察・消防関係施設の耐震化・老朽化対策等の推進）(2-3, 3-1) [県、市町村]

- 災害時に防災拠点となる警察関係施設と消防関係施設のより一層の耐震化・耐災害性の強化を図るとともに、老朽化した施設を計画的に更新する。また、「新耐震基準」を満たさず老朽化が進んでいる警察待機宿舎の整備を推進する。
- 非常用発電機の最低稼働時間72時間以上を確保するため、施設整備に合わせて燃料タンクの増設等を行う。

### （警察職員の災害対応能力の向上）(2-3) [県]

- 過酷な災害現場において警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練を通じた対処技術の向上及び防災関係機関相互の連携強化を推進し、災害対応能力の向上を図る。

### （警察職員の人員確保・装備資機材等の充実強化）(2-3) [県]

- 大規模災害発生時の広範多岐わたる警察活動を円滑に実施するため、警察職員の人員確保や装備資機材の整備とともに、後方支援部門の態勢強化を図る。



**(被災地における治安維持に向けた体制の整備) (3-1) [県]**

- 大規模災害時には、人命救助や交通の安全確保等に人員を割かれるなど、人員の絶対的不足が見込まれるため、他県警からの応援派遣の円滑な受入れなど、被災地における犯罪情勢を迅速かつ的確に把握し適切な対策を講じるための体制整備を進める。

**(被災による警察機能低下の回避) (3-1) [県]**

- 災害時であっても県民の安全と安心を確保する上で必要不可欠な「継続の必要な通常業務」を遂行するため、各種計画の不断の見直しを行う。

**(災害時の緊急通報や無線通話の確保) (1-6, 3-2) [県]**

- 災害時の緊急通報や無線通話の急増、無線の輻輳等に対応するため、通信指令担当要員の増強や宰領通話<sup>\*</sup>の実施など、緊急時の通信確保について平時から検討を行う。

※ 宰領通話…〔無線が輻輳する場合に、移動局が統制局の指示を受けて通話を行う形態を指す。〕

**(信号機電源付加装置の整備) (3-2) [県]**

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞と交通事故を回避するため、主要交差点における信号機電源付加装置の整備を進める。

**(大規模災害時の消防力の確保) (2-3) [国、県、市町村]**

- 大規模災害時には、地域の消防力の不足が懸念されるため、緊急消防援助隊など専門部隊の災害対応能力の強化に向けた恒常的な訓練及び組織間の合同訓練の充実を図るとともに、「山形県緊急消防援助隊受援計画」の継続的な見直しを行う。

**(緊急消防援助隊派遣時の県内消防力の低下防止) (2-3) [県、市町村]**

- 他県で発生する大規模災害時に本県の緊急消防援助隊を派遣することになった場合でも、県内の災害に対応すべき消防力が低下しないよう、定期的な訓練の実施や山形県隊派遣時における県内応援体制の構築等により、県内各市町村の相互応援協定の実効性の確保を図る。

**(NBC災害対策用資機材の充実) (7-2) [県、市町村]**

- NBC災害<sup>\*</sup>時に消防士の安全を確保しつつ効果的な消防活動を行うため、各消防本部におけるNBC災害対策用資機材の充実を図る。

※ NBC災害…〔核(nuclear)、生物(biological)、化学物質(chemical)による特殊災害のことをいい、事故からテロリズム、事件まで幅広い事象が含まれる。地下鉄サリン事件や東京電力福島第一原子力発電所事故などもこれに含まれる。〕

### 《目標指標》

- ・庁舎の耐震化率（市町村） 59.8%（H26）→ 100%（R2）（3-3）《建築住宅》
- ・防災拠点となる公共施設等の耐震化率 85.8%（H26）→ 100%（R2）（1-1）《危機管理》
- ・重要システムのICT-BCPの策定率（県）  
50%（H26）→ 100%（R1）（3-3）《ライフ・情報》
- ・災害復旧業務支援にあたる技術職OBの登録数（（公財）山形県建設技術センターとの協定）  
19人（H27）→ 30人（R2）（8-2）《リスクコミ》
- ・県防災行政通信ネットワークの再整備完了（H29）（1-7, 3-3, 4-1）《危機管理》
- ・同報系防災行政無線など情報一斉伝達システム導入市町村の割合  
62.9%（H26）→ 82%（R1）（1-7, 4-2）《危機管理》
- ・「災害時広域受援計画」の策定（H28）（2-1, 3-3）《危機管理》
- ・警察署等の耐震化率 82.8%（H26）→ 100%（R2）（2-3, 3-1）
- ・消防署等の耐震化率 72.5%（H26）→ 100%（R2）（2-3）
- ・緊急消防援助隊への登録部隊数 59隊（H27）→ 84部隊（R5）（2-3）
- ・信号機電源付加装置整備率 58基 3.2%（H26）→ 118基 6.5%（R2）（3-2）

## （2）危機管理

### ＜津波対策＞

#### （津波ハザードマップ・津波避難体制の整備）（1-3）[県、市町村、民間]

- 県が平成27年度に実施した津波浸水想定の見直しを踏まえ、市町における津波ハザードマップや津波避難計画の見直し、及び見直し後の津波避難計画に基づく避難訓練や防災教育等の実施を促進するほか、民間団体等における津波防災教育の取組みを周知するなど、対象となる住民の津波防災意識の一層の向上を図る。

#### （津波避難対策の推進）（1-3）[国、県、市町村]《交通基盤》

- 津波からの避難を確実にを行うため、道路情報板による津波情報の提供、津波浸水の海拔表示板等の設置を進める。また、道路からあるいは道路への避難が行えるよう、関係機関と連携し非常用階段等の避難経路の確保を図る。

#### （津波観測体制の充実強化）（1-3）[国]

- 大地震発生時における沿岸住民の速やかな避難など地震・津波防災対策の強化のため、GPS波浪計や海底地震計の増設を政府に提案するなど、日本海東縁部における地震・津波観測体制の充実・強化を促進する。

### ＜洪水対策＞

#### （洪水ハザードマップの作成）（1-4）[国、県、市町村]

- 洪水時の浸水想定区域を予め住民に周知するための洪水ハザードマップについて、引き続き、県がマップ作成の基礎資料となる浸水想定区域図を市町村に提供



しながら、市町村の洪水ハザードマップ作成の取組みを促進する。

**(避難勧告等の具体的な発令基準の策定) (1-4) [市町村]**

- 洪水時の住民の円滑かつ迅速な避難に資するため、引き続き、全市町村における対象河川すべてに係る避難勧告等の具体的な発令基準の策定を促進する。

**(迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供の強化) (1-4, 1-7) [県] 《県土保全》**

- 豪雨発生の際などに、避難、水防活動等の迅速な対応がとれるよう、河川の水位や気象情報等を的確に県民、市町村に向けて的確に発信するため、「河川砂防情報システム」の機能強化を図るとともに、量水標の設置等を行う。

**(タイムラインの運用) (1-4) [県]**

- 災害発生の事前予測がある程度可能な台風について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン（事前防災行動計画）の運用により、被害の最小化を図る。

**<火山噴火対策>**

**(火山噴火に対する警戒避難体制の整備) (1-5) [国、県、市町村]**

- 蔵王山と鳥海山については、噴火警戒レベルの早期導入、及び関係市における避難計画の策定を促進する。また、吾妻山についても火山噴火緊急減災対策砂防計画に沿った噴火警戒レベルの見直しを進める。
- 住民、観光客や登山者に対し、避難場所など円滑な避難に必要な情報を周知するための火山防災マップの見直しを進める。
- 火山活動の状況について、突発的に発生する水蒸気噴火の前兆をより正確に観測できるよう観測体制の強化を図る。
- 平常時から火山防災関係者による顔の見える関係を構築するとともに、防災訓練を通じて連携の強化を図る。
- 観光客や登山者の安全確保のため、突発的な噴火を想定した避難壕の整備や迅速な安否確認のための登山者の状況を把握するための方策を検討する。

**<土砂災害対策>**

**(土砂災害に対する警戒避難体制の整備) (1-5) [県、市町村] 《県土保全》**

- 土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、土砂災害ハザードマップの作成、土砂災害を想定した避難訓練など、市町村が行う警戒避難体制の整備に対する支援を強化する。

**(土砂災害に係る避難勧告等の発令基準の策定) (1-5) [市町村]**

- 土砂災害の発生が予想される際の円滑かつ迅速な避難を確保するため、全市町村における発令基準の策定を促進する。

**(ため池の耐震化・ハザードマップ作成の推進) (7-1) [県] 《農林水産》**

- ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検・耐震診断を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行う。併せて、決壊すると多大な影響を与えるため池については、住民の避難に資する「ため池ハザードマップ」の作成・公表を推進する。

**<石油コンビナート災害対策>**

**(石油コンビナートの防災体制の充実強化) (5-3) [県、市町村、民間] 《産業経済》**

- 東日本大震災の教訓やこれまでのコンビナート災害により得られた知見等を踏まえ、津波による被害想定、事業継続性の確保、情報連絡体制の整備の観点から石油コンビナート等防災計画を見直すなど、防災体制の一層の充実強化を図る。
- 酒田海上保安部や酒田地区広域行政組合消防本部などの関係機関と連携して実施している実地訓練について、さらなる応急対処能力の向上を図るため、より実践的な内容による訓練を実施する。

**<原子力災害対策>**

**(放射線モニタリングの実施) (7-4) [国、県、市町村] 《環境》**

- 「山形県放射線モニタリングマニュアル」に基づき、福島第一原子力発電所事故の影響把握とともに、隣接県で新たな事故が発生した場合に備え、機器の維持管理等モニタリング実施体制の整備を図る。

**(原発事故発生時の初動対応の強化) (7-4) [県]**

- 原子力発電所から事故等の通報を受けた際、迅速かつ的確な初動対応を行うため、関係機関、事業者等と連携し、必要なマニュアルの整備を図る。

**(原子力事業者との連携の強化) (7-4) [県、民間]**

- 原子力発電所における事故等をいち早く把握するため、原子力事業者と締結した情報連絡等に関する覚書に基づき、定期的に連絡会等を開催し、原子力事業者との連携の強化を図る。

**<情報伝達機能>**

**(災害時における行政機関相互の通信手段の確保) (1-7, 3-3, 4-1) [国、県、市町村] 《行政機能》**

- 大地震など大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機

関相互の通信手段を確保するため、老朽化が進んでいる県防災行政通信ネットワークの再整備を行う。

**(災害情報伝達手段の確保) (4-2) [県、市町村、民間] 《行政機能》**

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、県民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備やLアラート※、緊急速報メールの活用を促進する。また、SNS等による双方向通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る。

※ Lアラート… 

災害関連情報の発信者である県・市町村と放送事業者等をインターネット上
の共通基盤で繋ぎ、地域住民に迅速かつ効率的に情報提供を実施するもの

**(災害時における住民への情報伝達の強化) (1-7, 4-2) [市町村] 《行政機能》**

- 災害時に、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として非常に有効な同報系防災行政無線など情報一斉伝達システムについて、未整備市町における整備を促進する。

**(土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備) (7-1) [国、県、市町村]**

《県土保全》

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制整備を推進する。

**<応急・復旧対策>**

**(県の業務継続に必要な体制の整備) (3-3) [県] 《行政機能》**

- 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に山形県地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、県民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、「山形県庁舎業務継続計画」及び「総合支庁版業務継続計画」(平成27年度中策定予定)の検証や見直しを行いながら、業務継続に必要な体制整備を進める。

**(孤立危険性のある集落との通信手段の確保、ヘリコプター離着陸可能場所の確保)**

(2-2) [県、市町村]

- 孤立危険性のある集落において、道路の寸断等により孤立した場合に備え非常用通信設備の整備を促進するとともに、急患や物資の輸送を行う際に必要となるヘリコプターの離着陸場所の確保を進める。また、孤立危険性のある集落の状況を把握するため、内閣府が5年に1度調査(「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況調査」)を行っているが、その間の状況も引き続き把握に取り組む。

**(緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保) (2-4, 3-3) [県、市町村、民間] 《行政機能》**

- 石油関係団体と締結した協定に基づき、優先的に供給する緊急車両や災害拠点病院等の重要施設の範囲の拡大、具体的な実施方法の確認により、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給の確保を図る。

**(消防防災ヘリ等に供給する燃料の確保) (2-4) [県]**

- 大規模災害発生時に、他県や自衛隊等のヘリによる応援を円滑に受け入れるため、現在石油関係団体と締結している協定に、新たにヘリ燃料の優先供給を追加することなど、具体的な燃料確保の方策について検討する。

**(大規模災害時における広域連携の推進) (2-1, 3-3) [県、市町村、民間] 《行政機能》**

- 大規模災害時における、応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、北海道・東北8道県による相互応援協定や隣接県との防災上の連携・協力に関する協定、全国知事会の広域応援に関する協定を締結しているが、実効性のあるものとするため、他県等の応援を受ける際の具体的な方針等を明示した「災害時広域受援計画」の策定を進める。

**(自衛隊との連携強化) (2-3) [国、県、市町村]**

- 災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る。

**(広域防災拠点の整備) (2-1, 2-3) [県、市町村、民間] 《行政機能》**

- 大規模災害発生に備え、応急・復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点などの機能を持つ広域防災拠点について、防災関係機関等と連携のもと整備を進める。

**(支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備) (2-1) [県、市町村、民間] 《行政機能》**

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しており、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う。
- 大規模災害が発生した場合に、県外からの支援物資を県内の被災市町村へ円滑に供給するため、1次物資集積拠点の県内数箇所への設置を進める。

**(「道の駅」の防災拠点化の推進) (2-1) [国、県、市町村] 《交通基盤》**

- 緊急輸送道路の沿線における道の駅について、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、防災拠点化を進める。

**(災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備) (2-1) [県、市町村、民間] 《リスクコミ》**

- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政と活動

を支援するボランティア団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備に向けた取組みを促進する。

**(豪雪災害時の災害救助法の適用) (1-6) [市町村]**

- 豪雪時における家屋倒壊を防止するため、障害物（雪）の除去など、災害救助法の適用による豪雪災害への対応を図る。

**(被災者生活再建支援制度の拡充) (8-3) [国、県、市町村]**

- 大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度の活用が有効であり、制度の適用範囲や支給範囲について、一層の拡充に向けた取組みを進める。

**<地域防災力>**

**(地域コミュニティの維持) (8-3) [県、市町村、民間]**

- 大規模災害時にお互いが支え合う「共助」は、地域コミュニティの基盤であり、市町村と連携し、住民が主体となった地域課題解決に向けた取組みの支援や地域の拠点づくりの支援など、地域コミュニティの維持やその活力を向上する取組みを通して、平時から住民が互いに支え合う関係の維持や深化を図る。

**(自主防災組織の育成強化等) (1-7, 2-3, 4-2, 8-3) [県、市町村、民間]**

- 災害による被害を最小限にとどめるとともに迅速な復旧復興を果たすためには、住民間の地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について、市町村における組織化を促進する。
- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であるため、活動の活性化を促進する。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促進する。

**(避難場所の指定、耐震化・設備整備の促進) (1-1) [県、市町村] 《行政機能》**

- 災害対策基本法に基づく災害種別に対応した指定緊急避難場所及び指定避難所の指定が進んでいない市町村に対して、指定に向けた取組みを促すとともに、指定にあたって必要となる施設や設備整備に係る支援を行う。
- 福祉避難所の指定が遅れている市町村における、指定に向けた取組みを促進する。
- 避難所の機能強化のため、引き続き、市町村が実施する耐震化や良好な生活環境を確保するための設備整備の取組みを促進する。



(食料等の備蓄) (2-1) [県、市町村、民間] 《リスクコミ》

- 家庭における備蓄については、県民に対して3日分の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う。
- 市町村における備蓄については、取組みにばらつきがあることから、引き続き、一定量の現物備蓄の確保を促進する。
- 県における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う。

《目標指標》

- ・新たな津波浸水想定設定に対応した津波ハザードマップを作成済み市町村の割合  
67% (H26) → 100% (H30) (1-3)
- ・想定最大規模降雨に対応した洪水ハザードマップ作成済み市町村の割合  
8.5% (H30) → 91.4% (R2) (1-4)
- ・水害に係る避難勧告等の具体的な発令基準を策定済み市町村の割合 (1-4)  
洪水予報河川 66.7% (H26) → 100% (H28)、  
水位周知河川 72.4% (H26) → 100% (H28)、  
内水地域 78.9% (H26) → 100% (H28)
- ・噴火警戒レベル導入火山の割合 33.3% (H26) → 100% (H28) (1-5)
- ・土砂災害に係る避難勧告等の具体的な発令基準を策定済み市町村の割合  
91.2% (H26) → 100% (H28) (1-5)
- ・決壊すると多大な影響を与えるため池の耐震診断の実施率  
10% (H26) → 49% (R2) (7-1) 《農林水産》
- ・決壊すると多大な影響を与えるため池のハザードマップ公表率  
31% (H26) → 100% (R2) (7-1) 《農林水産》
- ・原子力発電所において事故等が発生した際の初動対応に関するマニュアルの整備 (H28) (7-4)
- ・県防災行政通信ネットワークの再整備完了 (H29) (1-7, 3-3, 4-1)
- ・同報系防災行政無線など情報一斉伝達システム導入市町村の割合  
62.9% (H26) → 82% (R1) (1-7, 4-2) 《行政機能》
- ・孤立危険性のある集落における非常用通信設備整備済集落の割合  
47.9% (H25) → 90% (R2) (2-2)
- ・孤立危険性のある集落におけるヘリコプター離着陸場所確保済集落の割合  
94.8% (H25) → 100% (R2) (2-2)
- ・「災害時広域受援計画」の策定 (H28) (2-1, 3-3) 《行政機能》
- ・自主防災組織率 82.1% (H26) → 95% (R2) (1-7, 2-3, 4-2, 8-3)
- ・法に基づく指定緊急避難場所を指定している市町村の割合  
45.7% (H27) → 100% (R2) (1-1)
- ・法に基づく指定避難所を指定している市町村の割合  
45.7% (H27) → 100% (R2) (1-1)
- ・防災拠点となる公共施設等の耐震化率 85.8% (H26) → 100% (R2) (1-1) 《行政機能》

### (3) 建築住宅

#### <施設・建築物等の耐震化・老朽化対策>

##### (庁舎等の耐震化・維持管理等の推進) (1-2, 3-3) [県] 《行政機能》

- 県庁舎、総合支庁舎（分庁舎含む）等の不特定多数が集まる県有施設については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了していることから、今後は、山形県県有財産総合管理（ファシリティマネジメント）基本方針に基づき、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。

##### (災害時に防災拠点となる施設の耐震化の推進) (1-1, 3-3) [県、市町村] 《行政機能》

- 災害時に防災拠点となる施設の耐震化を図る。特に、庁舎の耐震化については、県関係庁舎はすべて完了している一方、市町村関係庁舎は遅れていることから、消防庁舎をはじめ市町村庁舎の耐震化を一層促進する。

##### (住宅・建築物等の耐震化の促進) (1-1) [国、県、市町村、民間]

- 県内の住宅や多数の者が利用する建築物等について、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実、耐震診断後のフォローアップなどきめ細かな対応により、耐震化を早急に進める。また、吊り天井など非構造部材の耐震対策を促進する。

##### (不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進) (1-2)

- 不特定多数の者が利用する建築物等については、地震等により損壊・倒壊した場合の影響が非常に大きくなるため、全ての建築物の耐震化を目指した取組みを進める。[国、県、市町村、民間]
- 公共建築物に比較し、民間建築物の耐震化が遅れており、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実などの対応により、民間建築物に係る耐震化を一層促進する。特に、耐震診断が義務付けられたホテル・旅館等の民間の大規模建築物については、耐震診断結果に基づく対応を促進するため、国の制度を活用した新たな支援制度の整備を図る。[民間]
- 公立学校施設のうち耐震化未完了の施設について、小中学校施設については、市町に計画的な耐震化完了を要請していくとともに、県立高等学校についても計画的に耐震化に取り組む。
- 社会教育施設のうち未耐震化の施設について、耐震診断を実施するとともに、診断結果に基づく対応を促進する。

##### [市町村]

- 私立高等学校の校舎・体育館等について、耐震化が完了していない私立高等学校における、国・県の補助制度を活用した耐震化の実施を促進する。[民間]
- 保育所、幼稚園及び幼保連携型認定子ども園の施設について、耐震化が完了し

ていない私立施設については、国・県の補助制度を活用した耐震化の実施、公立施設については、計画的な耐震化への取組みを促進する。

- 児童養護施設、児童自立支援施設のうち老朽化した施設については、助成制度を活用しながら計画的な整備を促進する。

【県・市町村・民間】

- 社会福祉施設は、地震や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、社会福祉施設については、施設の耐震化とともにスプリンクラーの設置等により、安全性の確保を図る。【県・市町村・民間】
- 病院施設については、補助制度の活用等を図りながら、引き続き耐震化を促進する。【市町村・民間】

#### （公営住宅の耐震化の促進）（1-1）【市町村】

- 県内の市町村営住宅について、耐震診断の早期実施及び耐震化を促進する。

#### （県営住宅の老朽化対策の推進）（1-1）【県】

- 県営住宅について、「県営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的なストック管理（修繕、改善等）を推進する。

#### （都市公園施設の耐震化・計画的な維持管理の推進）（1-2）【県、市町村】

- 県の都市公園については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了していることから、今後は、「山形県公園施設長寿命化計画」に基づき、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。また、市町の都市公園の耐震化未完了の建築物等については、計画的な耐震化への取組みを促進する。

#### （緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進）（1-1,1-2）【国、県、市町村】

- 救急救援活動等に必要となる緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する。

### <その他対策>

#### （空き家対策の推進）（1-1）【県、市町村】

- 大規模災害発生時に、空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、市町村等と連携して総合的な空き家対策を推進する。

#### （大規模盛土造成地対策の推進）（1-1,1-2）【県、市町村】

- 地震発生時に地滑りや崩壊等により被害を生じる可能性のある大規模盛土造成地を把握するため、市町村と連携し変動予測調査を実施するとともに、調査結果を公表するなど、県民に対して情報提供を行う。



(家具の転倒防止対策の推進) (1-1) [県、市町村]

- 大規模地震発生時に、家具転倒による人的被害を防止するため、県民に対する啓発活動の充実など、家具転倒防止対策を推進する。

(事業所・店舗における棚等の転倒防止対策の推進) (1-2) [県、市町村]

- 大規模地震発生時に、事業所執務室の書棚や店舗の陳列棚等の転倒による人的被害を防止するため、事業所等に対する啓発活動の充実など、事業所や店舗における棚等の転倒防止対策を推進する。

《目標指標》

- ・庁舎の耐震化率(市町村) 59.8% (H26) → 100% (R2) (3-3) 《行政機能》
- ・住宅の耐震化率 76.5% (H25) → 95% (R2) (1-1, 1-2)
- ・多数の者が利用する建築物の耐震化率 79.9% (H26) → 95% (R2) (1-1, 1-2)
- ・公立小中学校の耐震化率 96.0% (H27) → 100% (R2) (1-2)
- ・公立高等学校の耐震化率 90.6% (H27) → 100% (R2) (1-2)
- ・私立高等学校の耐震化率 63.3% (H27) → 80%以上 (H29) (1-2)
- ・県内病院(68病院)の耐震化率 75.0% (H26) → 100% (R2) (1-2)

(4) 交通基盤

<高速交通網整備>

(高速道路及び地域高規格道路等の整備) (5-5, 8-4) [国、県、市町村、民間]

- 大規模災害時に県内外被災地への物資供給や人的支援等を迅速に行うため、県内外を結ぶ高速道路や地域高規格道路、特に東日本大震災により重要性が認識された日本海側と太平洋側を結ぶ「横軸」幹線道路、県境道路等の早期整備を促進する。
- 併せて、被災地や防災拠点等への速やかなアクセスを可能とする高速道路等へのアクセス道路や、追加インターチェンジ、スマートインターチェンジの整備を進める。

(奥羽・羽越新幹線の整備) (5-5, 8-4) [国、県、市町村、民間]

- 東北地域と首都圏や西日本とを結ぶ高速交通ネットワークのリダンダンシー機能の確保や、日本海国土軸の形成を図り、東京一極集中を是正するため、フル規格の奥羽・羽越新幹線整備の早期実現に向けて取り組む。

(地方航空ネットワークの維持・拡大) (5-5, 8-4) [国、県、市町村、民間]

- 山形空港、庄内空港は、東日本大震災直後に、多くの臨時旅客便や防災へりを

受け入れ、被災地への救援物資や旅客を輸送する拠点空港として機能したことを踏まえ、大規模災害時におけるリダンダンシー機能を確保・向上するため、本県2空港を含めた地方空港の機能強化や路線の維持・拡大を図る。

## <道路関係防災対策>

### (緊急輸送道路等の整備・確保) (1-1, 2-1, 2-5, 8-4) [国、県、市町村]

- 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給や、救急救援活動、迅速な復旧復興等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国、市町村や高速道路管理者と連携を図り整備を推進するとともに、無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、雪崩・防雪施設の整備、道路を跨ぐ各種施設・トンネル及びスノー（ロック）シェットの長寿命化を推進する。

### (道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進) (5-5, 6-4) [国、県、市町村]

- 道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、引き続き計画的に対策工事を進める。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に計画的に対策工事を実施する。
- 橋梁をはじめとした道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。

### (津波避難対策の推進) (1-3) [国、県、市町村] 《危機管理》

- 津波からの避難を確実にを行うため、道路情報板による津波情報の提供、津波浸水の海拔表示板等の設置を図る。また、道路からあるいは道路への避難が行えるよう、関係機関と連携し非常用階段等の避難経路の確保を図る。

### (孤立集落アクセスルートの確保) (2-2) [国、県、市町村]

- 被災時において、孤立集落の発生を防ぐため、孤立集落へのアクセスルートにおける落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設、トンネル及びスノー（ロック）シェットの長寿命化を推進する。

### (路線バス等地域公共交通の確保) (6-4) [県、市町村、民間]

- 災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者との情報共有化を図り、代替路線による迂回路運行を早期に行うなど、臨機応変な運行を行い地域公共交通を確保するため、平時から関係機関等との連携構築等を図る。

## <鉄道関係防災対策>

### (鉄道施設の耐震化・防災対策の促進) (5-5,6-4) [国、県、市町村、民間]

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び大量輸送等の鉄道機能を維持するため、予め鉄道事業者による線路等鉄道施設の耐震性の強化や大雨・大雪等自然災害の防止に向けた雪崩防止柵等の整備を促進する。
- 災害発生時、鉄道利用者の安全確保を第一に速やかな対応を図るとともに、施設復旧までの期間の代行バス運行など、鉄道利用者の利便性を確保するよう、鉄道事業者における取組みを促進する。

## <空港・港湾関係防災対策>

### (空港及び港湾施設の耐震化の推進) (1-1) [国、県]

- 災害時の緊急輸送の拠点となる空港施設や港湾施設について、大規模な地震にも対応可能な耐震化対策を推進する。

### (空港及び港湾施設の整備・老朽化対策の推進) (1-3, 5-1, 5-3, 5-4, 5-5) [国、県]

- 空港施設については、建物等の耐震化対策は実施しているが、最大級の地震や津波には、十分に対応できる構造になっていない。このため、隣県等の空港が大規模災害により被災し機能停止した場合に代替機能を担うことも視野に入れながら、滑走路などの施設整備を推進する。
- 港湾施設については、一部を除き、最大級の地震や津波には、十分に対応できる構造になっていない。このため、隣県等の港湾が大規模津波等により被災し機能停止した場合に代替機能を担うことも視野に入れながら、緊急輸送が可能となる耐震強化岸壁などの緊急輸送施設の整備を推進する。
- 空港施設・港湾施設とも予防保全の考え方にに基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。

## <豪雪対策>

### (暴風雪時における的確な道路管理の推進) (1-6) [国、県、市町村]

- 暴風雪時には、緊急体制として「道路雪害対策本部」を設置し、関係機関連携のもと迅速かつ的確な道路管理を実施するとともに、災害発生時においては、各道路管理者による応急復旧や道路啓開により早期に交通路を確保する必要があるため、平時から関係機関等との連携構築等を図る。

### (道路の防雪施設の整備) (1-6) [国、県、市町村]

- 各道路管理者（国、県、市町村）においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、雪崩防止柵、防雪柵など必要な防雪施設の整備や流雪溝等の除排雪施設の整備を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上にあり、

気象条件の変化による新たな対策必要箇所と併せて整備を促進する。

**(道路の除雪体制等の確保) (1-6) [国、県、市町村]**

- 安定的な除雪体制を確保する上で、各管理者の財政事情や除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、多くの課題があり、これらの課題を踏まえた総合的な対策を検討する。

**<その他対策>**

**(街路・都市施設の整備) (1-1) [県、市町村]**

- 災害時における避難路や防火帯となる街路の整備を推進するとともに、防災センターや一時避難場所など、地域における防災機能を強化するための防災拠点施設等の整備を推進する。

**(「道の駅」の防災拠点化の推進) (2-1) [国、県、市町村] 《危機管理》**

- 緊急輸送道路の沿線における道の駅について、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、防災拠点化を進める。

**<<目標指標>>**

- ・ 県内の高速道路供用率 60% (H27) → 80% (R2) (5-5, 8-4)
- ・ 道路防災点検要対策箇所の整備進捗率  
49% (H28) → 60% (R2) (1-1, 2-1, 2-2, 2-5, 5-5, 6-4, 8-4)
- ・ 緊急輸送道路に係る道路橋耐震補強対策の進捗率  
96.3% (H30) → 97.0% (R2) (1-1, 2-1, 2-5, 8-4)
- ・ 孤立集落にアクセスするルートに係る道路橋耐震補強対策の進捗率  
88.1% (H30) → 90.3% (R2) (2-2)

**(5) 県土保全**

**<洪水・土砂災害対策>**

**(農地・農業用施設等の保全管理の推進) (7-3) [県、市町村、民間] 《農林水産》**

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する。

**(治水対策の推進) (1-4) [国、県、市町村]**

- 近年の気候の変動による局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）の急増に対処す

るため、重点整備区間を設定し河川改修・ダム整備等を行うなど、治水効果の早期発現を図る。

**(河川管理施設の維持管理) (1-4) [国、県、市町村]**

- 老朽化した水門・樋門等の河川管理施設について、長寿命化計画に基づき、計画的に補修・更新を行う。
- 治水ダムについては、各設備が今後更新時期を迎えることから、ライフサイクルコストの縮減など一層の効率的な維持管理・更新を推進するため、計画的な長寿命化計画を策定し補修・更新を行う。
- 河川が有する流下能力を常に発揮できるようにするため、河積阻害の大きな要因となる河道の堆積土砂や河川支障木の除去に重点をおいて取り組むほか、経年劣化した護岸等の補強・補修を行う。

**(都市部における内水浸水対策の促進) (1-4) [市町村]**

- いわゆるゲリラ豪雨の頻発による道路冠水等の内水氾濫のリスク増大に対処するため、「社会資本総合整備計画」に基づく下水道雨水幹線等施設整備を促進する。

**(砂防施設の整備・維持管理の推進) (1-5, 7-1) [国、県]**

- 砂防施設の整備について、災害発生箇所の再度災害防止対策及び要配慮者利用施設（24時間入居型）の保全対策などを重点的に推進する。
- 砂防施設の長寿命化や技術革新等に対応した更新によるコスト縮減を念頭に、既存施設の現状把握、機能・効果等の判定を行い、計画的な施設更新・修繕等を実施する。
- 活火山である蔵王山及び鳥海山については、蔵王川、酢川、日向川等において砂防設備を整備するとともに、「火山噴火緊急減災対策砂防計画」に基づき、須川、祓川、滝淵川、南折川等において緊急ハード対策に取り組む。

**(土砂災害に対する警戒避難体制の整備) (1-5) [県、市町村] 《危機管理》**

- 土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、土砂災害ハザードマップの作成、土砂災害を想定した避難訓練など、市町村が行う警戒避難体制の整備に対する支援を強化する。

**(迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供の強化) (1-4, 1-7) [県] 《危機管理》**

- 豪雨発生の際などに、避難や水防活動等の迅速な対応がとれるよう、河川の水位や気象情報等を県民、市町村に向けて的確に発信するため、「河川砂防情報システム」の機能強化を図るとともに、量水標の設置等を行う。



(土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備) (7-1) [国、県、市町村]

《危機管理》

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制整備を推進する。

<津波・高潮災害対策>

(海岸保全施設の整備・老朽化対策の推進) (1-3) [県] 《農林水産》

- 海岸保全施設については、津波及び高潮への対策として必要な機能の確保に向けた施設整備を進める。また、老朽化した施設について、施設の管理者毎に長寿命化への取組みを進めるなど、適切な維持管理や計画的な更新等を図る。

<復旧復興対策>

(迅速な復興に資する地籍調査の推進) (8-4) [県、市町村]

- 土地境界の明確化を図る地籍調査は、被災後の迅速な復旧・復興に資するものであるが、進捗率は東北6県では最も低いことから、市町村の計画に応じて推進する。

《目標指標》

- ・ 農地・農業用施設等を農家や地域住民が共同で保全管理する活動面積のカバー率  
67% (H26) → 72% (R2) (7-3) 《農林水産》
- ・ 河川整備による被害軽減額  
約 3,794 億円 (H30) → 約 3,897 億円 (R2) (1-4)
- ・ 県管理 12 ダムの長寿命化計画策定  
4 ダム策定済 (H26) → 12 ダム策定完了 (H29) (1-4)
- ・ 土砂災害の危険性がある区域内の人口 約 9 万 4 千人 (H28) → 約 8 万 6 千人 (R2) (1-5)
- ・ 地籍調査の進捗率 49% (H26) → 56% (R1) (8-4)

(6) 保健医療・福祉

<医療機関等の非常時対応>

(医療機関での非常時対応体制の整備) (2-4) [県、市町村、民間]

- 災害発生時における医療施設内での医療活動について、停電等による医療活動の遮断を防止するため、自家発電及び燃料備蓄の施設・設備整備を進め、継続した医療提供体制の確保を促進する。

**(透析医療機関での非常時対応体制の整備) (2-4) [県、市町村、民間]**

- 透析患者は週3回程度の透析治療が必要であり、年々増加傾向にある。透析治療を実施している医療機関においては、災害発生時においても自家発電装置及び貯水槽の整備により透析治療を提供できる体制の確保を促進する。

**(県立病院での非常時対応体制の維持) (2-4) [県]**

- 全県立病院で自家発電設備を備え、中央病院、新庄病院及び河北病院では3日以上以上の燃料を備蓄しており、今後とも、災害が発生した場合にも県民に対し安全・信頼・高度の医療を提供するため、当該備蓄の常時維持を図る。

**(医療・社会福祉施設等における食糧等の備蓄促進) (2-5) [県、市町村、民間]**

- 病院や高齢者福祉施設等で1日3食を提供する施設については、3日分程度の食料と飲料水の備蓄を指導しており、引き続き周知を図る。

**(災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備) (2-5) [県、市町村、民間]**

- 各社会福祉施設の防災対策について、定期的な監査等を通じ現状に合わせた防災計画の見直しについて助言・指導を行うとともに、福祉版DMATにあたる災害派遣福祉チームの創設など、関係機関・団体との広域的な応援協力体制を構築する。

**<各種医療支援>**

**(災害派遣医療チーム(DMAT)による医療支援の推進) (2-5) [県、市町村]**

- 災害時における医療確保のため、今後もDMATの機能強化に向けた定期的な訓練を実施する。また、DMAT指定医療機関である災害拠点病院等におけるチーム数の増加が求められていることから、計画的にDMAT隊員を養成するとともに、応急用医療資器材の整備を進める。

**(災害拠点精神科病院の指定及び災害派遣精神医療チーム(DPAT)による精神医療及び精神保健活動支援の推進) (2-5) [県、市町村]**

- 県内で災害等が発生した場合の急性期精神患者の優先受入及び患者の広域搬送に係る調整等を行うため、二次医療圏ごとに精神科医療の拠点となる病院を指定するとともに、精神科病院への後方支援及び回復期における避難者等への精神保健活動の支援を行う精神医療チーム(DPAT)の整備を進める。

**(航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)の体制整備) (2-5) [県、市町村]**

- 航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)について、今後もDMATや消防機関等の関係機関との連携強化を図り迅速かつ適切な対応に資するため、定期的な訓練

を実施するとともに、医療機器等を含めた資器材のメンテナンス等を行う。

**(ドクターヘリの活用による救急医療体制の充実) (2-5) [県、市町村]**

- 災害時を含め、ドクターヘリの活用による救急医療体制の一層の充実を図るため、冬季間のランデブーポイントの確保や搭乗医師など医療スタッフの確保、さらには隣県との広域連携を推進する。

**(災害医療コーディネート活動による医療支援の推進) (2-5) [県、市町村、民間]**

- 厚生労働省より地域医療コーディネートの役割分担等のガイドラインが示されることが予定されており、研修会等を開催しながら、地区医師会、消防機関、市町村など関係機関との役割分担の明確化、連携強化による災害時対応を図る。

**(周産期医療体制の整備) (2-5) [県、市町村、民間]**

- 東日本大震災での対応をもとに、今後、災害発生時における妊婦や乳幼児の避難所確保、健康管理、医療提供体制の確立に向けた検討を「山形県周産期医療協議会」において行うこととしており、協議会での検討を踏まえ、災害時の周産期医療提供体制を整備する。

**<防疫対策>**

**(防疫対策の推進) (2-6) [国、県、市町村、民間]**

- 平時から、災害発生時における消毒や害虫駆除等、速やかな感染症予防対策の重要性について普及啓発を行うとともに、定期の予防接種の接種率向上に取り組み、予防できる感染症の流行に備える。
- 避難所における感染症のまん延防止のため、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットを徹底するとともに、トイレ等汚染の可能性のある区域を明確に区分し、生活空間の衛生の確保を図る。
- 災害時の感染症の拡大防止を図るため、消毒ポイントの設置及び消毒ポイントにおける消毒作業を円滑に実施するための、国道や高速道路管理者との道路占用等の手続き調整や、消毒資機材等確保に係る支援を行う。

**<<目標指標>>**

- ・ D M A T チーム数 25 チーム (H29) → 28 チーム (R2) (2-5)
- ・ D P A T 隊員登録者数 64 人 (H29) → 106 人 (R2) (2-5)
- ・ 災害医療コーディネート研修の実施回数 年 2 回 (2-5)
- ・ 予防接種法に基づく麻しん・風しんワクチン (第 2 期) の接種率 94.1% (H26) → 95%以上 (R2) (2-6)
- ・ 予防接種法に基づく四種混合ワクチン (破傷風を含む) 接種率 89.8% (H26) → 95% (R2) (2-6)
- ・ 予防接種法に基づく高齢者インフルエンザワクチン接種率 54.7% (H26) → 60% (R2) (2-6)



## (7) ライフライン・情報通信

### <エネルギー>

#### (エネルギー供給事業者との連絡強化) (5-2,6-1) [県、民間] 《産業経済》

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と県との連絡体制を強化する。

#### (再生可能エネルギーの導入拡大) (6-1) [国、県、市町村、民間] 《産業経済》

- 本県の生活・経済活動に必要なエネルギーの安定供給を確保するために、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入拡大が必要であり、風力発電やメガソーラーなど大規模事業の展開促進によりエネルギー供給量の確保を図る。

また、太陽光やバイオマス、中小水力、地中熱などそれぞれの地域特性に応じた電源・熱源を利用した分散型のエネルギー供給体制（エリア供給システム）を整備するとともに、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進する。

さらに、官民協同で設立した株式会社やまがた新電力による県内の再生可能エネルギー発電事業者から電力を調達し県内の需要家に供給する地域エネルギー事業を通して、エネルギーの「地産地消」と「供給基地化」を進める。

### <水道>

#### (水道施設の耐震化・老朽化対策の推進) (2-1,6-2) [県、市町村]

- 水道施設の耐震化率は、基幹管路を除き全国水準を下回っていることから、水道施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める。

#### (応急給水体制などの整備) (2-1,6-2) [県、市町村、民間]

- 給水拠点の確保のための緊急遮断弁、耐震性非常用貯水槽などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び災害時における応援協定に基づく各種関係事業者との連携した応急給水体制などの整備を進める。

### <下水道等>

#### (下水道に係る業務継続計画（BCP）策定・施設耐震化等の推進) (6-3) [県、市町村]

- 県、市町村におけるより実効性のある下水道BCPの策定、及び下水道施設の長寿命化計画の策定を推進する。また、県、市町村の下水道施設の耐震化及び長寿命化計画等に基づく老朽化対策を着実に進める。

**(農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進) (6-3) [県、市町村、民間] 《農林水産》**

- 汚水処理施設について、災害時の停電による冠水を防止するため、非常用エンジンや自家発電機の設置を進めるとともに、機能診断の実施割合を高め適切な維持修繕を施すなど、老朽化対策を促進する。

**(合併処理浄化槽への転換促進) (6-3) [県、市町村、民間]**

- 第三次山形県生活排水処理施設整備基本構想に基づき、市町村生活排水処理施設整備基本計画を着実に推進し、単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を引き続き促進する。

**<情報通信>**

**(情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備) (4-1) [民間]**

- 災害により電力供給が停止した事態に備え、電話事業者による非常用電源設備の整備を促進する。

**(災害時における住民等への情報伝達体制の強化) (4-2) [民間]**

- 災害時の住民等への情報伝達を確実にするため、民間テレビ・ラジオ事業者等におけるBCP（業務継続計画）や災害対応マニュアルの策定、大規模自然災害発生に備えた訓練の実施を推進していくとともに、放送設備の損壊や電力供給が停止した事態に備え、予備放送設備や非常用電源設備の整備を促進する。

**(IT部門における業務継続体制の整備) (3-3) [県、市町村] 《行政機能》**

- 県においては、非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムのICT-BCP（情報システムの業務継続計画）を策定し、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、ICT-BCPの実効性を高めるため、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う。
- 市町村におけるICT-BCPの策定を促進するとともに、災害時のシステム不稼働のリスクを減らすため、引き続き自治体クラウドの導入やデータセンターの活用など、情報システムの機能維持のための取組みを促進する。
- 県では、各種ネットワークシステムの安定的な稼働の基盤となるネットワーク回線の断線による不通のリスクを減らすため、公所等からネットワークに接続するアクセス回線の冗長化整備を一層進める。
- 県では、災害時における正確な情報伝達や的確な行政判断を行ううえで、機動性に優れたモバイル端末の利用が有効であることから、行政機能確保のために、より一層モバイル端末の整備を進める。

#### 《目標指標》

- ・山形県エネルギー戦略策定後のエネルギー開発量（稼働＋計画決定分含む）  
25.4万kW（H26）→67.3万kW（R2）（参考：H42目標101.5万kW）（6-1）《産業経済》
- ・水道の基幹管路の耐震適合率41%（H25）→48%（R2）（2-1,6-2）  
（うち用水供給事業71%（H25）→74%（R2））
- ・緊急輸送道路下に埋設した下水管渠の耐震化率（県（流域））87%（H26）→100%（R1）（6-3）
- ・下水道ストックマネジメント計画策定率（県・市町村）0%（H28）→100%（R2）（6-3）
- ・合併処理浄化槽の普及率（対人口）7.7%（H26）→9.6%（H37）（6-3）
- ・重要システムのICT-BCPの策定率（県）50%（H26）→100%（R1）（3-3）《行政機能》

## （8）産業経済

### ＜企業活動＞

#### （企業の事業継続計画（BCP）の策定促進）（5-1）[県、民間]

- 災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、県内企業におけるBCP策定を促進する。

#### （リスク分散を重視した企業誘致等の推進）（5-1）[県、市町村]

- 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の本県への移転、誘致に向けた取組みを推進する。

### ＜エネルギー＞

#### （エネルギー供給事業者との連絡強化）（5-2,6-1）[県、民間]《ライフ・情報》

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と県との連絡体制を強化する。

#### （再生可能エネルギーの導入拡大）（6-1）[国、県、市町村、民間]《ライフ・情報》

- 本県の生活・経済活動に必要なエネルギーの安定供給を確保するために、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入拡大が必要であり、風力発電やメガソーラーなど大規模事業の展開促進によりエネルギー供給量の確保を図る。

また、太陽光やバイオマス、中小水力、地中熱などそれぞれの地域特性に応じた電源・熱源を利用した分散型のエネルギー供給体制（エリア供給システム）を整備するとともに、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進する。

さらに、官民協同で設立した株式会社やまがた新電力による県内の再生可能エネルギー発電事業者から電力を調達し県内の需要家に供給する地域エネルギー事業を通して、エネルギーの「地産地消」と「供給基地化」を進める。

## <工業用水>

### (工業用水道施設の耐震化・老朽化対策の推進) (6-2) [県]

- 工業用水道は、大規模地震等においても工場やインフラ関係企業にとって不可欠なものであることから、施設更新も考慮しながら施設の耐震化を進める。

### (災害時の応急給水体制などの整備) (6-2) [県]

- 工業用水道事業（県営）においては、早期復旧のための資機材整備・復旧体制等の充実を推進する。

## <港湾機能>

### (港湾機能継続のための体制整備) (5-4) [国、県、市町村、民間]

- 「酒田港港湾機能継続計画」（港湾BCP）に基づき、行政機関、民間事業者が協働して、大規模災害発生時に港湾被災による経済活動への影響を最小限とするための具体的な行動計画を整備する。

## <石油コンビナート防災対策>

### (石油コンビナートの防災体制の充実強化) (5-3) [県、市町村、民間] 《危機管理》

- 東日本大震災の教訓やこれまでのコンビナート災害により得られた知見等を踏まえ、津波による被害想定、事業継続性の確保、情報連絡体制の整備の観点から石油コンビナート等防災計画を見直すなど、防災体制の一層の充実強化を図る。
- 酒田海上保安部や酒田地区広域行政組合消防本部などの関係機関と連携して実施している実地訓練について、さらなる応急対処能力の向上を図るため、より実践的な内容による訓練を実施する。

## <風評被害防止>

### (風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信) (7-4) [県、市町村、民間]

- 災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐため、観光地に関する定期的な情報発信を行うなど、平時から関係機関等との連携を図る。

#### 《目標指標》

- ・山形県エネルギー戦略策定後のエネルギー開発量（稼働＋計画決定分含む）  
25.4万kW（H26）→67.3万kW（R2）（参考：H42目標 101.5万kW）（6-1）《ライフ・情報》
- ・工業用水道（県営）管路の耐震適合率 65%（H25）→69%（R2）（6-2）

## （9）農林水産

### ＜食料供給＞

#### （災害時における生鮮食料品の安定供給）（5-6）【市町村、民間】

- 卸売市場について、災害時でも生鮮食料品等を安定供給するため、防災性に配慮した施設整備を進めるとともに、平時から、災害時における電気・水・燃料の確保策や危機管理対応マニュアルの整備、卸売市場間の連携等の対策を講じるよう働きかけを行う。また、災害時においても業務継続できる体制の確立を図るため、市場開設者、卸売業者、仲卸業者等によるBCP（事業継続計画）の策定等を促進する。

#### （食料生産基盤の整備）（5-6）【県、市町村、民間】

- 災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含めた、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する。

### ＜農林漁業施設の耐震化・老朽化対策＞

#### （農地・農業用施設等の保全管理の推進）（7-3）【県、市町村、民間】《県土保全》

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する。

#### （農道施設の耐震化・長寿命化対策の推進）（6-4）【県、市町村】

- 農道として管理している農道橋について、引き続き定期的な診断を実施するとともに、点検結果に基づき、施設の耐震化及び老朽化が進んだ施設の長寿命化対策を計画的に実施する。

#### （農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進）（6-2）【県、市町村、民間】

- 基幹的な農業水利施設について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策を着実に推進する。

(ため池の耐震化・ハザードマップ作成の推進) (7-1) [県] 《危機管理》

- ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検・耐震診断を実施し、補強の必要なため池については、順次整備を行う。併せて、決壊すると多大な影響を与えるため池については、住民の避難に資する「ため池ハザードマップ」の作成・公表を推進する。

(治山施設等の土砂災害対策・災害に強い路網整備の推進) (1-5, 2-2, 6-4, 7-1, 7-3) [県]

- 治山施設や地すべり防止施設の整備などの土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る。また、災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や治山ダムなどインフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する。

(漁港施設の整備) (1-3) [県]

- 漁港施設については、拠点漁港における主要陸揚げ岸壁とその前面防波堤に関して、耐津波・耐地震対策の機能診断を行い、要対策と判定された施設については、レベル1津波や台風等の異常波浪に対する機能を強化するための整備を進める。

(海岸保全施設の整備・老朽化対策の推進) (1-3) [県] 《県土保全》

- 海岸保全施設については、津波及び高潮への対策として必要な機能の確保に向けた施設整備を進める。また、老朽化した施設について、施設の管理者毎に長寿命化への取組みを進めるなど、適切な維持管理や計画的な更新等を図る。

(農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進) (6-3) [県、市町村、民間]

《ライフ・情報》

- 污水处理施設について、災害時の停電による冠水を防止するため、非常用エンジンや自家発電機の設置を進めるとともに、機能診断の実施割合を高め適切な維持修繕を施すなど、老朽化対策を促進する。

《目標指標》

- ・ 農地・農業用施設等を農家や地域住民が共同で保全管理する活動面積のカバー率  
67% (H26) → 72% (R2) (7-3) 《県土保全》
- ・ 決壊すると多大な影響を与えるため池の耐震診断の実施率  
10% (H26) → 49% (R2) (7-1) 《危機管理》
- ・ 決壊すると多大な影響を与えるため池のハザードマップ公表率  
31% (H26) → 100% (R2) (7-1) 《危機管理》
- ・ 山地災害危険区域における治山事業の新規着手箇所数 (1-5, 2-2, 7-1, 7-3)  
4箇所/年 (H26) → 10箇所/年 (R1)
- ・ 林内路網密度 15.1m/ha (H26) → 18.1m/ha (R1) (2-2, 6-4)



## (10) 環境

### <有害物質・危険物対策>

#### (有害物質の拡散・流出防止対策の推進) (7-2) [県、民間]

- 有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者の適正な維持管理の徹底を図る。

#### (危険物施設の耐震化の促進) (7-2) [県、市町村、民間]

- 災害時に、屋外タンク貯蔵所等の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する。

#### (有害物質の拡散・流出を想定した訓練の実施) (7-2) [県、市町村]

- 化学剤等の拡散・流出を想定した防災訓練等を実施し、有害物質の大規模拡散・流出の場合における対処能力の向上を図る。

### <放射線対策>

#### (放射線モニタリングの実施) (7-4) [国、県、市町村] 《危機管理》

- 「山形県放射線モニタリングマニュアル」に基づき、福島第一原子力発電所事故の影響把握を行うとともに、隣接県で新たな事故が発生した場合に備え、機器の維持管理等モニタリング実施体制の整備を図る。

### <災害廃棄物対策>

#### (災害廃棄物処理計画の策定) (8-1) [県、市町村]

- 環境省の「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、県は、県内で発生する大規模自然災害による被害や被災市町村の支援を想定し、応急対応や復旧等の段階で必要な事項をまとめた「山形県災害廃棄物処理計画」を策定する。また、災害廃棄物処理の主体となる市町村に対しては、災害廃棄物の仮置場や廃棄物処理施設での処理体制の確保等をまとめた「災害廃棄物処理計画」の策定を促し、本県における災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制の構築を図る。

#### 《目標指標》

- ・ 水質汚濁防止法施行規則に定める構造等に関する基準を満たしている有害物質使用特定施設等の割合 98% (H26) → 100% (R2) (7-2)
- ・ 県の災害廃棄物処理計画の策定 (H29) (8-1)
- ・ 災害廃棄物処理計画を策定している市町村数  
なし (H27) → 全市町村 (R2) (8-1)

## (11) リスクコミュニケーション

### <防災教育>

#### (防災教育の充実) (1-7) [県、市町村、民間]

- 地域や事業所における防災意識の向上のため、防災学習館や県ホームページなどで実施している防災知識の普及啓発について、啓発内容の充実等を図る。
- 「防災教育指導の手引き」及び「防災教育用啓発資料」を県のホームページに掲載し周知するとともに、防災教育指導者研修会を開催するほか、民間団体等における防災教育の取組みを周知するなど、防災教育の充実を図る。

#### (放射線等に関する正しい知識の普及啓発の推進) (7-4) [県]

- 引き続き、放射線に関する相談窓口において県民からの様々な相談に対応するとともに、県のホームページに構築した放射線に関する情報の集約サイトについて適時見直しを図るなど内容の充実を図り、放射線や原子力災害に関する正しい知識の普及啓発を推進する。

#### (雪下ろし事故を防止するための注意喚起) (1-6) [県、市町村]

- 雪下ろし中の転落事故が後を絶たないことから、今後とも引き続き、積雪状況や気象の見通しに基づき、事故防止の注意喚起を行う。

#### (食料等の備蓄) (2-1) [県、市町村、民間] 《危機管理》

- 家庭における備蓄については、県民に対して3日分の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う。

### <防災訓練>

#### (防災訓練の充実) (1-7) [県、市町村、民間]

- 災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から各種訓練を実施することが必要であることから、総合防災訓練をはじめ、より多くの県民の参加による実践的な訓練に取り組む。

#### (原子力災害に係る防災訓練等の充実) (7-4) [国、県、市町村、民間]

- 引き続き、防災業務関係者に対し、放射線や原子力災害対策に関する教育・研修を継続するとともに、緊急時に適切に対応するため、原子力発電所からの事故等に関する通報の受信、受信後の体制整備などを含めた、より実践的な訓練の実施に取り組む。



## <要配慮者支援>

### (災害時の要配慮者支援の促進) (1-7) [県、市町村、民間]

- 避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要な、避難行動要支援者名簿や個別計画について、引き続き、市町村における作成を促進する。

## <関係機関との連携・人材育成>

### (災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備) (2-1) [県、市町村、民間] 《危機管理》

- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政と活動を支援するボランティア団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備に向けた取組みを促進する。

### (技術職員の派遣による市町村支援) (8-2) [県、市町村、民間] 《行政機能》

- (公財)山形県建設技術センターとの協定に基づく災害復旧に必要な技術職員が不足している市町村に対して県職員OBを派遣する仕組みについて、県職員OBの一層の登録増加など、市町村への技術職員の派遣体制の整備を図る。

### (建設関係団体との連携強化) (8-2) [県、民間]

- 県は、各種建設関係団体と災害時における応急対策への支援について協定を締結しているが、大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、防災訓練等を通じ一層の連携強化を図る。

### (復旧・復興を担う人材の育成) (8-2) [県、民間]

- 各種建設関係団体と連携し、道路啓開等の復旧・復興を担う人材(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の育成支援を行う。
- 近年、建設業界への若年入職者の減少、技能労働者の高齢化等による担い手不足が懸念されていることから、業界団体と行政が連携して担い手の確保を図るとともに、労働者育成の観点から就労環境の改善を図る。

#### 《目標指標》

- ・ 防災学習館入場者数 8,771人(H26) → 12,000人(R2) (1-7)
- ・ 原子力災害対策等に関する研修会の参加者数  
60人(H27) → 300人(H28~R2) (7-4)
- ・ 防災訓練参加者数 35,041人(H26) → 38,000人(R2) (1-7)
- ・ 避難行動要支援者名簿作成済み市町村の割合 51.4%(H27) → 100%(R2) (1-7)
- ・ 避難行動要支援者の個別計画作成済み市町村の割合  
66.7%(H27) → 100%(R2) (1-7)
- ・ 災害復旧業務支援にあたる技術職OBの登録数((公財)山形県建設技術センターとの協定)  
19人(H27) → 30人(R2) (8-2) 《行政機能》

## V 計画の推進

### 1 計画の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、計画の推進に当たっては、所管部局を中心に、国や市町村等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証する PDCA サイクルの実践を通じて、効果的な施策の推進につなげていく。

### 2 計画の見直し

本計画は、基本計画と整合を図るため、概ね5年ごとに、社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、計画内容の見直しを行うこととする。なお、それ以前においても、施策の進捗状況や国、県内市町及び関係機関等の動向を踏まえ、必要に応じて変更の検討を行うこととする。

また、本計画は、県土強靱化に係る指針となるものであることから、県土強靱化に関する他の計画等を見直しする際には、本計画を基本として必要に応じて計画内容の修正等を行うものとする。



## 【別表 1】脆弱性評価結果

### 1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

#### 1-1) 地震等による建物・交通施設等（1-2 の施設を除く）の倒壊や火災に伴う死傷者の発生

##### （住宅・建築物等の耐震化）

- 県内の住宅や多数の者が利用する建築物等の耐震化率は、それぞれ約77%（H25）、約80%（H26）と全国平均（同 約85%（H25）、約85%（H25））に比べ遅れており、耐震化を早急に進める必要がある。また、吊り天井など非構造部材の耐震対策を促進必要がある。
- 県内の防災拠点施設の耐震化率は、約86%（H26）で、全国平均（約88%）を下回っている。特に、消防庁舎など市町村の防災拠点施設の耐震化が進んでいないことから、耐震化を一層促進する必要がある。

##### （公営住宅の耐震化）

- 県営住宅については全棟の耐震化が完了しているが、県内の市町村営住宅においては、耐震性の確認がなされていないものが約15%あり、耐震診断の早期実施及び耐震化を促進する必要がある。

##### （緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化）

- 救急救援活動等に必要の緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。（1-2にも記載）

##### （空港及び港湾の耐震化）

- 空港施設や港湾施設の耐震化については、重要港湾である酒田港の災害時の緊急輸送施設に位置づけられている岸壁において、最大級の地震に対応できる耐震化対策が実施されているが、その他の施設については、この対策は実施されていない。災害時の緊急輸送の拠点となる空港施設や港湾施設については、大規模な地震に対応可能な施設が少ないため、耐震化対策を推進する必要がある。

##### （県営住宅の老朽化対策）

- 県営住宅の約半数は、今後10年以内に築35年（耐用年数の1/2）を経過するため、「県営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的なストック管理（修繕、改善等）を推進する必要がある。

##### （空き家対策）

- 大規模災害発生時に、空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、市町村等と連携して総合的な空き家対策を推進する必要がある。

##### （家具の転倒防止対策）

- 近年発生した大規模地震では、家屋の倒壊によるもののほか、住宅におけるタンス等の家具の転倒により多くの死傷者が出ていることから、家具の転倒防止対策を推進する必要がある。

##### （緊急輸送道路等の整備）

- 救急救援活動等に必要の緊急輸送道路や避難路について、国、市町村や高速道路管理者と連携を図り整備を推進する必要がある。また、被災時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所への防災対策、橋梁の耐震補強、道路を跨ぐ各種施設、トンネル及びブスノー（ロック）シェッドの長寿命化を推進する必要がある。（2-1, 2-5, 8-4にも記載）

##### （街路・都市施設の整備）

- 災害時における避難路や防火帯となる街路の整備を推進するとともに、防災センターや一時避難場所など、地域における防災機能を強化するための防災拠点施設等の整備を推進する必要がある。

##### （大規模盛土造成地対策）

- 地震発生時に地滑りや崩壊等により被害を生じる可能性のある大規模盛土造成地を把握するため、市町村と連携し変動予測調査を進めるとともに、調査結果を公表するなど、県民に情報提供していく必要がある。（1-2にも記載）

##### （避難場所の指定、耐震化・設備整備）

- 県内の全ての市町村において指定収容避難所が設定されているが、災害対策基本法に基づく災害種別に対応した指定緊急避難場所、及び指定避難所の指定が進んでいない市町村があり、早急な対応が必要である。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、人員や設備面で一定の配慮がなされた福祉避難所を指定している市町村の割合は、約74%（H27）にとどまっており、指定に向けた取組みを一層促進する必要がある。
- 避難所の機能強化のため、建物の耐震改修や非常用自家発電機、衛星携帯電話などの非常用通信機器の整備等が行われているが、引き続き耐震化や良好な生活環境を確保するための設備整備を促進する必要がある。

《現状指標》

- ・住宅の耐震化率 76.5% (H25) \* 全国 約85%(H25) (1-2にも記載)
- ・多数の者が利用する建築物の耐震化率 79.9% (H26) \* 全国 約85%(H25) (1-2にも記載)
- ・県内の公営住宅の耐震化率 約90% (H26: 県営住宅100%) \* 全国 約89% (H25)
- ・道路防災点検要対策箇所の整備進捗率 42.8% (H26) (2-1, 2-2, 2-5, 5-5, 6-4, 8-4にも記載)
- ・緊急輸送道路に係る道路橋耐震補強対策の進捗率 97% (H27) (2-1, 2-5, 8-4にも記載)
- ・DID内幹線街路の整備率 60.2% (H24) \* 全国 68.6%
- ・大規模盛土造成地の変動予測調査実施済市町村 62.9% (H27) \* 全国 46.6% (H27) (1-2にも記載)
- ・防災拠点となる公共施設等の耐震化率 85.8% (H26) \* 全国 88.3% (H26)
- ・法に基づく指定緊急避難場所を指定している市町村の割合 45.7% (H27)
- ・法に基づく指定避難所を指定している市町村の割合 45.7% (H27)
- ・福祉避難所を指定している市町村の割合 74.3% (H27)

## 1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

### (庁舎等の耐震化・維持管理等)

- 県庁舎、総合支庁舎（分庁舎含む）等の不特定多数が集まる県有施設については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了していることから、大規模な地震にも十分耐えることができる耐震性を有している。  
これまで、各施設管理者において施設や設備の老朽化に伴う維持補修等、必要な取組みを進めてきているが、県庁舎が完成から今年で40年経過するなど、法定耐用年を超える庁舎等が増加していく。このことから、今後は、山形県県有財産総合管理（ファシリティマネジメント）基本方針に基づき、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行っていく必要がある。（3-3にも記載）

### (被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策)

- 被害発生危険性の高い地域（洪水浸水想定区域、津波浸水想定区域、土砂災害特別警戒区域、断層帯上）内に立地する防災対策拠点など公共施設については、災害発生時にその機能を維持できなくなるおそれがあることから、対策を講じる必要がある。

### (不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化)

- 学校、病院、ホテル、百貨店等多数の者が利用する建築物について、公共建築物に比較し民間建築物の耐震化が遅れており、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実などの対応により、耐震化を一層促進する必要がある。特に、耐震診断が義務付けられたホテル・旅館等の民間の大規模建築物については、耐震診断結果に基づく対応が必要である。
- 災害時に地域住民の避難所としての役割も担っている公立学校施設全体の耐震化率は、9割を超えているが、耐震化未完了の施設も残っていることから、小中学校施設については、市町に計画的な耐震化完了を要請していくとともに、県立高等学校についても計画的に耐震化に取り組む必要がある。
- 公民館や青少年教育施設等の社会教育施設は避難所の指定を受けているものも多いが、公立学校施設と比較すると耐震化は進んでいない。未耐震化の施設について、耐震診断を実施するとともに、診断結果に基づく対応を促進する必要がある。
- 私立高等学校の校舎・体育館等の耐震化率は、約63%（H27）と全国平均（約81%）や本県の公立高等学校の水準（約90%）を下回っているため、耐震化が完了していない私立高等学校における、国・県の補助制度を活用した耐震化の実施を促進する必要がある。
- 保育所施設の耐震化率は約87%（H26）、幼稚園及び幼保連携型認定こども園施設については約84%（H27）となっており、いずれも全国平均を上回っているが、未耐震化の施設について、助成制度を活用しながら耐震診断を実施するとともに、診断結果に基づく適切な対応を促進する必要がある。
- 児童養護施設、児童自立支援施設については、施設の耐震化は完了しているが、老朽化した施設については、助成制度も活用しながら、計画的な整備を進める必要がある。
- 社会福祉施設は、地震や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、施設の耐震化とともにスプリンクラーの設置等により、安全性を確保する必要がある。
- 災害発生時において多数の傷病者の受入れが想定される災害拠点病院や救命救急センター、県立各病院については、施設の耐震化は完了しているが、県全体の病院施設の耐震化率は75%（H26）となっており、補助制度の活用等を図りながら、引き続き耐震化を進める必要がある。

### (都市公園施設の耐震化・維持管理)

- 県の都市公園については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了していることから、今後は、「山形県公園施設長寿命化計画」に基づき、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う必要がある。また、市町の都市公園の耐震化未完了の建築物等については、計画的な耐震化への取組みが必要である。

### (事業所・店舗における棚等の転倒防止対策)

- 近年発生した大規模地震では、建屋の倒壊によるもののほか、事業所執務室の書棚や店舗の陳列棚等の転倒により多くの死傷者が出ていることから、事業所や店舗における棚等の転倒防止対策を推進する必要がある。

### (緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化)

- 救急救援活動等に必要となる緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。（1-1にも記載）

### (大規模盛土造成地対策)

- 地震発生時に地滑りや崩壊等により被害を生じる可能性のある大規模盛土造成地を把握するため、市町村と連携し変動予測調査を進めるとともに、調査結果を公表するなど、県民に情報提供していく必要がある。（1-1にも記載）

## 《現状指標》

- ・ 中長期保全計画を策定した県有施設数 0 施設（H26）（3-3にも記載）
- ・ 住宅の耐震化率 76.5%（H25）＊全国 約85%（H25）（1-1にも記載）
- ・ 多数の者が利用する建築物の耐震化率 79.9%（H26）＊全国 約85%（H25）（1-1にも記載）
- ・ 公立小中学校の耐震化率 96.0%（H27）＊全国 95.6%（H27）
- ・ 公立高等学校の耐震化率 90.6%（H27）＊全国 93.7%（H27）
- ・ 特別支援学校の耐震化率 100%（H27）＊全国 98.1%（H27）
- ・ 私立高等学校の耐震化率 63.3%（H27）＊全国 81.1%（H27）



- ・ 保育所の耐震化率 86.9% (H26) \* 全国 約 79.4% (H25)
- ・ 幼稚園及び幼保連携型認定子ども園の耐震化率 84.1% (H27) \* 全国 約 83.8% (H27)
- ・ 社会福祉施設等の耐震化率 87.2% (H25) \* 全国 86.3% (H25)
- ・ 県内病院(68 病院)の耐震化率 75.0% (H26) \* 全国 67.0% (H26)  
(うち災害拠点病院(7 病院)及び救命救急センター(3 箇所)の耐震化率 100.0%)
- ・ 大規模盛土造成地の変動予測調査実施済市町村 62.9% (H27) \* 全国 46.6% (H27) (1-1 にも記載)

### 1-3) 大規模津波等による多数の死者の発生

#### (津波ハザードマップ・津波避難体制の整備)

- 県が平成27年度に実施した津波浸水想定の見直しを踏まえ、市町における津波ハザードマップや津波避難計画の見直しを早急に行う必要がある。また、見直し後の津波避難計画に基づく避難訓練や防災教育等を実施し、対象となる住民の津波防災意識の一層の向上を図る必要がある。

#### (津波避難対策)

- 津波からの避難を確実にするため、道路情報板による津波情報の提供や津波浸水の海拔表示板等の設置を進める必要がある。また、道路からあるいは道路への避難を行えるようにすることで、避難をより確実なものとする必要がある。

#### (津波観測体制の充実強化)

- 日本海東縁部の海域は、東北地方太平洋側に比べて地震・津波観測体制が脆弱である。大地震発生時における沿岸住民の速やかな避難など地震・津波防災対策の強化のため、日本海東縁部における地震・津波観測体制の充実・強化は不可欠である。

#### (漁港施設の整備)

- 漁港施設については、拠点漁港における主要陸揚げ岸壁とその前面防波堤に関して、耐津波・耐地震対策の機能診断を行い、要対策と判定された施設については、レベル1津波や台風等の異常波浪に対する機能を強化するための整備を進める必要がある。

#### (海岸保全施設の整備・維持管理)

- 海岸保全施設については、津波及び高潮への対策として必要な機能の確保に向けた施設整備を進めるとともに、老朽化した施設について、施設の管理者毎に長寿命化への取組みを進めるなど、適切な維持管理や計画的な更新等を図る必要がある。

#### (空港及び港湾施設の整備・老朽化対策)

- 空港施設については、建物等の耐震化対策は実施しているが、最大級の地震や津波には、十分に対応できる構造になっていない。このため、隣県等の空港が大規模災害により被災し機能停止した場合に代替機能を担うことも視野に入れながら、滑走路などの施設整備を推進する必要がある。(5-5にも記載)
- 港湾施設については、一部を除き、最大級の地震や津波には、十分に対応できる構造になっていない。このため、隣県等の港湾が大規模津波等により被災し、機能停止した場合に代替機能を担うことも視野に入れながら、緊急輸送が可能となる耐震強化岸壁などの緊急輸送施設の整備を推進する必要がある。(5-1, 5-3, 5-4, 5-5にも記載)
- 空港施設・港湾施設とも予防保全の考え方にに基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。(5-1, 5-3, 5-4, 5-5にも記載)

#### 《現状指標》

- ・ 現在の津波浸水想定に対応した津波ハザードマップを作成済み市町の割合 67% (H26)

## 1-4) 異常気象等による広域的な市街地等の浸水

### (洪水ハザードマップの作成)

- 洪水時の浸水想定区域を予め住民に周知するための洪水ハザードマップを、管内の対象河川すべてについて作成済みの市町村の割合は約83% (H25) にとどまっていることから、引き続き、未作成成分が残っている市町村の取組みを促進する必要がある。また、市町村の洪水ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水想定区域図については、国の基準改正等を踏まえ県が適宜見直しを行い、市町村へ提供する必要がある。

### (避難勧告等の具体的な発令基準の策定)

- 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するための避難勧告等の具体的な発令基準を予め策定している市町村の割合は、洪水予報河川で約67% (H26)、水位周知河川で約72% (H26)、内水地域で79% (H26) にとどまっていることから、引き続き、全市町村における対象河川すべてに係る避難勧告等の具体的な発令基準の策定を促進する必要がある。

### (迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供の強化)

- 避難、水防活動等の迅速な対応に繋がる河川の水位や気象情報等を県民、市町村に向けて発信する「河川砂防情報システム」の機能強化等を図る必要がある。(1-7にも記載)

### (タイムラインの運用)

- 災害発生の事前予測がある程度可能な台風について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン(事前防災行動計画)の運用により、被害の最小化を図る必要がある。

### (治水対策の推進)

- 河道掘削、築堤、洪水調節するダムの整備・機能強化を進めてきたところであるが、近年、気候の変動による局地的な大雨(いわゆるゲリラ豪雨)が急増している。このため、河川改修やダム整備を行うなど、治水効果の早期発現を図る必要がある。

### (河川管理施設の維持管理)

- 水門・樋門等の河川管理施設について、県管理施設のうち耐用年数を超過する数が10年後には約7割となることから、長寿命化計画に基づき、計画的に補修・更新を行う必要がある。
- 治水ダムについて、放流ゲート設備などをはじめ経年劣化が著しく、各設備が今後更新時期を迎えることから、ライフサイクルコストの縮減など一層の効率的な維持管理・更新を推進するため、計画的な長寿命化計画を策定し補修・更新を行う必要がある。
- 河積阻害の大きな要因となる河道の堆積土砂や河川支障木の除去に重点をおいて取り組むなど、河川が有する流下能力を常に発揮できるようにする必要がある。

### (都市部における内水浸水対策)

- 近年、局地的な大雨(いわゆるゲリラ豪雨)の頻発により、道路冠水等の内水氾濫のリスクが増大している。現在計画されている下水道雨水幹線等施設整備を鋭意進めているが、整備率は34%と全国平均(57%)に比べ遅れている。このため、「社会資本総合整備計画」に基づく施設整備を早急に進める必要がある。

## 《現状指標》

- ・ 対象河川すべてに係る洪水ハザードマップ作成済み市町村の割合 82.9% (H25)
- ・ 水害に係る避難勧告等の具体的な発令基準を策定済み市町村の割合  
洪水予報河川 66.7% (H26)、  
水位周知河川 72.4% (H26)、  
内水地域 78.9% (H26)
- ・ 主要70河川の浸水想定区域図作成 100% (H26) (国基準改正 (H27 予定) に伴い、今後、区域図見直しの必要あり)
- ・ 県管理河川における河川改修・ダム整備による保全人口 約16万6千人 (H26)
- ・ 県管理12ダムの長寿命化計画策定 4ダム策定済 (H26) (残り8ダム順次策定予定 (H27~H29))
- ・ 下水道による都市浸水対策達成率 34% (H26) \* 全国57% (H25)

1-5) 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

（火山噴火に対する警戒避難体制の整備）

- 本県に關係する常時観測火山のうち、蔵王山と鳥海山には噴火警戒レベルが導入されていないことから、できるだけ早く導入する必要がある。また、吾妻山についても火山噴火緊急減災対策砂防計画に沿った噴火警戒レベルの見直しを行う必要がある。
- 蔵王山と鳥海山については、噴火警戒レベルの導入と並行し、関係市において避難計画を策定する必要がある。
- 住民、観光客や登山者に対し、避難場所など円滑な避難に必要な情報を周知するための火山防災マップの見直しを行う必要がある。
- 火山活動の状況については、気象庁などが設置する地震計などの観測機器により24時間体制で観測・監視がなされているが、突発的に発生する水蒸気噴火の前兆をより正確に観測できるよう体制の強化が必要である。
- 平常時から火山防災関係者による顔の見える関係を構築するとともに、防災訓練を通じて連携の強化を図る必要がある。
- 観光客や登山者の安全確保のため、突発的な噴火を想定した避難壕の整備や迅速な安否確認のための登山者の状況を把握するための方策を検討する必要がある。

（土砂災害に対する警戒避難体制の整備）

- 土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、土砂災害ハザードマップの作成、土砂災害を想定した避難訓練など、市町村が行う警戒避難体制の整備に対する支援を強化する必要がある。

（土砂災害に係る避難勧告等の発令基準の策定）

- 土砂災害の発生が予想される際の円滑かつ迅速な避難を確保するための避難勧告等の具体的な発令基準を予め策定している市町村の割合は約91%（H26）となっているが、引き続き、全市町村における発令基準の策定を促進する必要がある。

（治山施設等の土砂災害対策）

- 治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。（2-2, 7-1, 7-3にも記載）

（砂防施設の整備・維持管理）

- 土砂災害から生命と財産を守るための砂防施設の整備について災害発生箇所の再度災害防止対策及び要配慮者利用施設（24時間入居型）の保全対策などを重点的に推進する必要がある。
- 砂防施設の長寿命化や技術革新等に対応した更新によるコスト削減を念頭に、既存施設の現状把握、機能・効果等の判定を行い、計画的な施設更新・修繕等を実施する必要がある。（7-1にも記載）
- 活火山である蔵王山及び鳥海山については、蔵王川、酢川、日向川等において砂防設備を整備するとともに、「火山噴火緊急減災対策砂防計画」に基づき、須川、祓川、滝淵川、南折川等において緊急ハード対策に取り組む必要がある。

《現状指標》

- ・ 噴火警戒レベル導入火山の割合 33.3%（H26）
- ・ 土砂災害に係る避難勧告等の具体的な発令基準を策定済み市町村の割合 91.2%（H26）
- ・ 山地災害危険区域における治山事業の着手率 49.0%（H26）\*全国 約48.5%（H24）（2-2, 7-1, 7-3にも記載）
- ・ 土砂災害警戒区域の指定率 93%（H26）（※ H27中に100%となる見込み）\*全国 61%
- ・ 土砂災害ハザードマップの公表率（市町村数ベース） 62%（H26）
- ・ 砂防施設整備による保全人口 約3万7千人（H26）
- ・ 砂防施設整備による保全資産額 約1兆5,560億円（H26）

## 1-6) 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

### (暴風雪時における的確な道路管理)

- 暴風雪時において、「豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領」に基づき、豪雪災害時の情報連絡や緊急確保路線、機械配置等の計画により、迅速かつ的確な道路管理を図る必要がある。また、災害発生時においては、各道路管理者による応急復旧や道路啓開により、早期に交通路を確保する必要がある。

### (道路の防雪施設の整備)

- 各道路管理者（国、県、市町村）においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、雪崩防止柵、防雪柵など必要な防雪施設の整備や流雪溝等の除排雪施設の整備を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上にあり、気象条件の変化による新たな対策必要箇所と併せて整備を促進する必要がある。

### (道路の除雪体制等の確保)

- 各道路管理者（国、県、市町村）は、豪雪等の異常気象時には、情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者の財政事情や除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要となっている。

### (雪下ろし事故を防止するための注意喚起)

- 雪下ろし中の転落事故が多発し、事故による死傷者の6割以上が高齢者となっている。このため、「屋根雪下ろし・落雪事故防止注意喚起情報」を公表して事故防止の注意喚起を実施しているが、依然として事故が後を絶たない状況にある。今後とも引き続き、積雪状況や気象の見通しに基づき、事故防止の注意喚起を行う必要がある。

### (豪雪災害時の災害救助法適用)

- 豪雪時における家屋倒壊を防止するため、障害物（雪）の除去など、災害救助法の適用による豪雪災害への対応を図る必要がある。

### (災害時の緊急通報や無線通話の確保)

- 災害発生時には、緊急通報や無線通話の急増により、通信指令に係る業務が一定期間著しく増加することが見込まれることから、通信指令担当要員を増強するなど、緊急時の体制を確保する必要がある。また、災害発生時に移動局が一斉に通話を行うことにより無線が輻輳することが見込まれることから、宰領通話<sup>※</sup>を実施する必要がある。(3-2にも記載)

※ 宰領通話…〔無線が輻輳する場合に、移動局が統制局の指示を受けて通話〕  
を行う形態を指す。

### 《現状指標》

- ・ 山形県道路除雪機械配置計画 584 台 (H26)

## 1-7) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

### (災害時における行政機関相互の通信手段の確保)

- 大地震など大規模災害発生時に通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、自営の通信網として県防災行政通信ネットワークを保有しているが、老朽化が進んでいることから、再整備が必要となっている。(3-3, 4-1にも記載)

### (災害時における住民への情報伝達)

- 災害時には、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する必要があるが、その手段として非常に有効である同報系防災行政無線について、県内市町村の整備率は40% (H26) と全国平均 (約84%) を大きく下回っており、未整備市町村における有線方式も含めた情報一斉伝達システムの整備を促進する必要がある。(4-2にも記載)

### (迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供)

- 豪雨発生の際などに、避難や水防活動等の迅速な対応がとれるよう、河川の水位や気象情報等を県民、市町村に向けて発信する「河川砂防情報システム」の機能強化等を図る必要がある。(1-4にも記載)

### (自主防災組織の育成等)

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であり、その重要な役割を担う自主防災組織については、組織率が約82% (H26) と全国平均 (80%) を僅かに上回っているものの、組織化の遅れている市町村があることから、引き続き、組織化を促進する必要がある。
- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であることから、今後一層の活動の活性化を促進する必要がある。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促す必要がある。

(2-3, 4-2, 8-3にも記載)

### (防災教育の充実)

- 地域や事業所における防災意識の向上のため、防災学習館や県ホームページなどで防災知識の普及啓発に取り組んでいるが、引き続き、啓発内容の充実等を図る必要がある。
- 指導者向けに「防災教育指導の手引き」、及び児童生徒向けに「防災教育用啓発資料」をそれぞれ作成し、防災教育の充実に取り組んでいるが、引き続き、防災教育の充実等を図る必要がある。

### (防災訓練の充実)

- 災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から各種訓練を実施することが必要であることから、引き続き、より多くの県民の参加による実践的な訓練に取り組む必要がある。

### (災害時の要配慮者支援)

- 避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要な、避難行動要支援者名簿や個別計画について、作成済み市町村の割合は、それぞれ約51%と約67% (H27) にとどまっており、引き続き、作成を促進する必要がある。

## 《現状指標》

- ・ 県防災行政通信ネットワークの再整備 整備中 (H27) (3-3, 4-1にも記載)
- ・ 市町村同報系防災行政無線整備率 40.0% (H26) \* 全国 84.3% (H26)  
(※同報系防災行政無線など情報一斉伝達システム導入市町村の割合 62.9% (H26)) (4-2にも記載)
- ・ 自主防災組織率 82.1% (H26) \* 全国 80.0% (H26) (2-3, 4-2, 8-3にも記載)
- ・ 防災学習館入場者数 8,771人 (H26)
- ・ 防災訓練参加者数 35,041人 (H26)
- ・ 避難行動要支援者名簿作成済み市町村の割合 51.4% (H27)
- ・ 避難行動要支援者の個別計画作成済み市町村の割合 66.7% (H27)



## 2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

### 2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

#### (食料等の備蓄)

- 家庭における備蓄については、県民に対して3日分の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。
- 市町村における備蓄については、取組みにばらつきがあることから、引き続き、一定量の現物備蓄の確保を促進する必要がある。
- 県における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う必要がある。

#### (支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備)

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しているが、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う必要がある。
- 大規模災害時における、被災者の救助や応急対策等を迅速かつ円滑に遂行するための体制として、北海道・東北8道県による相互応援協定や隣接県との防災上の連携・協力に関する協定、全国知事会の広域応援に関する協定を締結しているが、実効性の面に課題がある。このため、他県等の応援を受ける際の具体的な方針等を明示した「災害時広域受援計画」を策定する必要がある。(3-3にも記載)
- 大規模災害発生に備え、応急・復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点などの機能を持つ広域防災拠点について、防災関係機関等と連携のもと整備を進める必要がある。(2-3にも記載)
- 大規模災害が発生した場合に、県外からの支援物資を県内の被災市町村へ円滑に供給するため、1次物資集積拠点を県内に数箇所設置する必要がある。

#### (「道の駅」の防災拠点化)

- 緊急輸送道路の沿線における道の駅について、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるように、防災拠点化を図る必要がある。

#### (水道施設の耐震化・老朽化対策)

- 水道施設の耐震化率は、基幹管路が41%(H25)、浄水施設が15%(H25)、配水施設が39%(H25)と、全国平均の各々35%、22%、47%と比較して、基幹管路を除き全国水準を下回っていることから、施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める必要がある。
- 県営用水供給事業の管路耐震適合率は71%(H25)と全国平均(57%)を上回っているが、施設更新も考慮しながら施設の耐震化を進める必要がある。

#### (6-2にも記載)

#### (応急給水体制などの整備)

- 給水拠点の確保のための緊急遮断弁、耐震性非常用貯水槽などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び応急給水体制などの整備を進める必要がある。(6-2にも記載)

#### (緊急輸送道路等の確保)

- 被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設、トンネル及びブスノー(ロック)シェッドの長寿命化を推進する必要がある。(1-1, 2-5, 8-4にも記載)

#### (災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備)

- 全県域による県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会や、4地域における市町村災害ボランティアセンター運営体制整備のための検討会を開催し、行政・社協・NPO等間の連携体制づくりに取り組んでいる。しかし、各市町村の災害ボランティアセンター運営に係る取組みには地域差があることから、全市町村における連携体制を充実し、NPOやボランティアの受入体制の整備に向けた取組みを促進する必要がある。

#### 《現状指標》

- ・「災害時広域受援計画」の策定 未策定 (H27) (3-3にも記載)
- ・水道の基幹管路の耐震適合率 41% (H25) \* 全国 35% (H25) (6-2にも記載)  
(うち用水供給事業 71% (H25) \* 全国 57% (H25)) (6-2にも記載)
- ・水道の浄水施設の耐震化率 15% (H25) \* 全国 22% (H25) (6-2にも記載)  
(うち用水供給事業 10% (H25) \* 全国 33% (H25)) (6-2にも記載)
- ・水道の配水施設の耐震化率 39% (H25) \* 全国 47% (H25) (6-2にも記載)
- ・道路防災点検要対策箇所の整備進捗率 42.8% (H26) (1-1, 2-2, 2-5, 5-5, 6-4, 8-4にも記載)
- ・緊急輸送道路に係る道路橋耐震補強対策の進捗率 97% (H27) (1-1, 2-5, 8-4にも記載)



## 2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

### (孤立危険性のある集落との通信手段の確保、ヘリコプター離着陸可能場所の確保)

- 孤立危険性のある集落において、道路の寸断等により孤立した場合に備えて確実な通信手段を確保している集落の割合は約48% (H25) にとどまっていることから、非常用通信設備の整備を促進する必要がある。
- 孤立危険性のある集落において、急患や物資の輸送を行う際に必要となるヘリコプターの離着陸場所がある集落の割合は約95% (H25) となっており、引き続き全ての集落での離着陸場所の確保を進める必要がある。
- 孤立危険性のある集落の状況を把握するため、内閣府が5年に1度調査(「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況調査」)を行っているが、その間の状況も引き続き把握する必要がある。

### (治山施設等の土砂災害対策・災害に強い路網整備)

- 治山施設や地すべり防止施設の整備などの土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。また、災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や治山ダムなどインフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する必要がある。(1-5, 6-4, 7-1, 7-3にも記載)

### (孤立集落アクセスルートの確保)

- 被災時において、孤立集落の発生を防ぐため、孤立集落へのアクセスルートにおける落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設、トンネル及びスノー(ロック)シェッドの長寿命化を推進する必要がある。

### 《現状指標》

- ・ 孤立危険性のある集落における非常用通信設備整備済集落の割合 47.9% (H25)
- ・ 孤立危険性のある集落におけるヘリコプター離着陸場所確保済集落の割合 94.8% (H25)
- ・ 山地災害危険区域における治山事業の着手率 49.0% (H26) \* 全国 約48.5% (H24) (1-5, 7-1, 7-3にも記載)
- ・ 林内路網密度 15.1m/ha (H26) (6-4にも記載)
- ・ 道路防災点検要対策箇所の整備進捗率 42.8% (H26) (1-1, 2-1, 2-5, 5-5, 6-4, 8-4にも記載)
- ・ 孤立集落にアクセスするルートに係る道路橋耐震補強対策の進捗率 60.6% (H27)

## 2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

### (自衛隊との連携)

- 災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る必要がある。

### (警察・消防関係施設の耐震化・老朽化対策)

- 災害時に防災拠点となる警察関係施設と消防関係施設(車庫付属建物を含む。)の耐震化率は、それぞれ約83%と約73%(H26)であり、より一層の耐震化・耐災害性の強化を図るとともに、老朽化した施設の計画的な更新が必要である。また、「新耐震基準」を満たさず老朽化が進んでいる警察待機宿舎の整備を推進する必要がある。(3-1にも記載)

### (警察職員の災害対応能力)

- 過酷な災害現場において警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練を通じた対処技術の向上及び防災関係機関相互の連携強化を推進し、災害対応能力の向上を図る必要がある。

### (警察職員の人員確保・装備資機材等の充実強化)

- 大規模災害発生時の広範多岐わたる警察活動を円滑に実施するため、警察職員の人員確保や装備資機材の整備とともに、後方支援部門の態勢強化を図る必要がある。

### (大規模災害時の消防力の確保)

- 大規模災害時には、地域の消防力の不足が懸念されるため、緊急消防援助隊など専門部隊の災害対応能力の強化に向けた恒常的な訓練及び組織間の合同訓練の充実を図るとともに、「山形県緊急消防援助隊受援計画」の継続的な見直しを行う必要がある。

### (緊急消防援助隊派遣時の県内消防力の低下)

- 現在、緊急消防援助隊への本県の登録隊数は59隊であるが、消防庁からの要請により、平成30年度までに71隊まで増やす必要がある。今後、他県で発生する大規模災害時に当該登録隊を派遣することになった場合、県内の災害に対応すべき消防力の低下が懸念される。このため、定期的な訓練の実施や山形県隊派遣時における県内応援体制の構築等により、県内各市町村の相互応援協定の実効性を確保する必要がある。

### (自主防災組織の育成)

- 大規模災害発生時には、広域支援の遅れや不足が生じることも想定されることから、その間の防災活動を担う自主防災組織の組織化と活動の活性化をより一層促進する必要がある。(1-7, 4-2, 8-3にも記載)

### (広域防災拠点の整備)

- 大規模災害発生に備え、応急・復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点などの機能を持つ広域防災拠点について、防災関係機関等と連携のもと整備を進める必要がある。(2-1にも記載)

### 《現状指標》

- ・警察署等の耐震化率 82.8% (H26) \* 全国 81.2% (H26) (3-1にも記載)
- ・消防署等の耐震化率 77.5% (H26) \* 全国 86.1% (H26)
- ・緊急消防援助隊への登録数 59 隊 (H27)
- ・自主防災組織率 82.1% (H26) \* 全国 80.0% (H26) (1-7, 4-2, 8-3にも記載)
- ・新耐震基準適用以前に建設された待機宿舎 19 棟 232 戸(約 25%) (3-1にも記載)

## 2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

### (緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保)

- 災害時において、救助・救急にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給が滞らないように石油関係団体と協定を締結しており、引き続き、優先的に供給する緊急車両や災害拠点病院等の重要施設の範囲の拡大や具体的な実施方法の確認を行い、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両や災害拠点病院等へ供給する燃料を確保する必要がある。  
(3-3にも記載)

### (消防防災ヘリ等に供給する燃料の確保)

- 大規模災害発生時に、他県や自衛隊等のヘリによる応援を円滑に受け入れるため、十分な燃料の確保を図る必要がある。

### (医療機関での非常時対応体制)

- 災害発生時における医療施設内での医療活動について、停電等による医療活動の遮断を防止するため、自家発電及び燃料備蓄の施設・設備整備を進め、継続した医療提供体制の確保を図る必要がある。

### (透析医療機関での非常時対応体制)

- 透析患者は週3回程度の透析治療が必要であり、年々増加傾向にある。透析医療を実施している医療機関においては、災害発生時においても自家発電装置及び貯水槽の整備により透析治療を提供できる体制の確保が必要である。

### (県立病院での非常時対応体制)

- 全県立病院で自家発電設備を備え、中央病院、新庄病院及び河北病院では3日分以上の燃料を備蓄しており、今後とも、災害が発生した場合にも県民に対し安全・信頼・高度の医療を提供するため、当該備蓄を常時維持する必要がある。

### 《現状指標》

- ・ 災害拠点病院(7病院)での自家発電装置の設置状況 100%(発電容量6割程度)(H25)
- ・ 災害拠点病院(7病院)での燃料備蓄状況 100%(備蓄量3日分)(H25)
- ・ 透析医療機関(36機関)の自家発電装置の設置状況 75.0%(発電可能時間1~720時間)(H24)
- ・ 透析医療施設(36機関)での貯水槽の設置状況 83.0%(使用可能時間2~72時間)(H24)

## 2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

### (災害派遣医療チーム (DMAT) による医療支援)

- 災害時における医療確保のため、実災害を想定したDMAT実働訓練、さらにはDMATの資格維持のための研修を実施しており、今後もDMATの機能強化に向けた定期的な訓練を実施していく必要がある。  
また、DMAT指定医療機関である災害拠点病院等におけるチーム数の増加が求められており、計画的なDMAT隊員の養成とともに応急用医療資器材の整備が必要である。

### (災害拠点精神科病院の指定及び災害派遣精神医療チーム (DPAT) による精神医療及び精神保健活動支援)

- 東日本大震災時の対応を踏まえ、県内で災害等が発生した場合の急性期精神疾患患者の優先受入及び患者の広域搬送に係る調整等を行うため、二次医療圏ごとに精神科医療の拠点となる病院を指定するとともに、精神科病院への後方支援及び回復期における避難者等への精神保健活動の支援を行う精神医療チーム (DPAT) の整備が必要である。

### (航空搬送拠点臨時医療施設 (SCU) の体制整備)

- 災害時での広域医療搬送及び地域医療搬送の際に活動拠点となる航空搬送拠点臨時医療施設 (SCU) の整備を進め、SCU設置訓練、実働訓練を実施してきたところである。今後もDMATや消防機関等の関係機関との連携強化を図り、迅速かつ適切な対応に資するため定期的な訓練を実施するとともに医療機器等を含めた資器材のメンテナンス等を行う必要がある。

### (ドクターヘリの活用による救急医療体制)

- 運航実績が年々増加しているドクターヘリについては、絶えず出動要請基準の見直しや症例検討会による事後検証等を実施し、安全かつ円滑な運航の確保に努めている。災害発生時を含めた救急医療体制の一層の充実を図るため、冬季間も使用可能なランデブーポイントの確保、将来を見据えた搭乗医師等の確保、ドクターヘリを導入している隣県との広域連携を推進する必要がある。

### (災害医療コーディネート活動による医療支援)

- 災害時における被害・患者状況等の情報収集や医療支援に係る指揮調整機能の一元化を図るため、災害医療統括コーディネーター、地域災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーターを委嘱しており、災害時での体系的な災害時医療提供体制の構築を図るため、自治体などの関係機関を対象とした実務的な研修会を実施している。  
今後、厚生労働省より地域医療コーディネートの役割分担等のガイドラインが示されることが予定されており、今後も研修会等を開催し、地区医師会、消防機関、市町村など関係機関との役割分担の明確化、連携強化による災害時対応を図る必要がある。

### (周産期医療体制の整備)

- 東日本大震災での対応をもとに、今後、災害発生時における妊婦や乳幼児の避難所確保、健康管理、医療提供体制の確立に向けた検討を「山形県周産期医療協議会」において行うこととしており、協議会での検討を踏まえ、災害時の周産期医療提供体制を整備する必要がある。

### (医療・社会福祉施設等における食糧等の備蓄)

- 病院や高齢者福祉施設等で1日3食を提供する施設については、3日分程度の食料と飲料水の備蓄を指導していることから、引き続き周知を図る必要がある。

### (災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備)

- 各社会福祉施設の防災対策について、定期的な監査等を通じ現状に合わせた防災計画の見直しについて助言・指導を行うとともに、福祉版DMATにあたる災害派遣福祉チームの創設など、関係機関・団体との広域的な応援協力体制を構築していく必要がある。

### (緊急輸送道路等の確保)

- 被災時において、医療施設及び関係者の支援ルート確保のため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設、トンネル及びスノー (ロック) シェッドの長寿命化を推進する必要がある。(1-1, 2-1, 8-4にも記載)

## 《現状指標》

- ・ DMATチーム数 19チーム (山形大学医学部附属病院及び災害拠点病院) (H26)
- ・ DMAT実働訓練等の実施回数 実働訓練 年1回、技能維持訓練 年3回 (H26)
- ・ DPATチーム数 8チーム (H27)
- ・ SCUの整備状況 2ヵ所 (H26)
- ・ SCU設置・実働訓練の実施回数 年1回 (H26)
- ・ 災害医療コーディネート研修の実施回数 年2回 (うち1回は国レベル) (H26)
- ・ 総合及び地域周産期母子医療センターの設置状況 総合1箇所、地域3箇所 (H26)
- ・ 道路防災点検要対策箇所の整備進捗率 42.8% (H26) (1-1, 2-1, 2-2, 5-5, 6-4, 8-4にも記載)
- ・ 緊急輸送道路に係る道路橋耐震補強対策の進捗率 97% (H27) (1-1, 2-1, 8-4にも記載)

## 2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

### (防疫対策)

- 災害時における感染症の発生防止のためには、消毒や害虫駆除等速やかな感染症予防対策の実施が重要であるため、平時からその重要性について普及啓発を行う必要がある。さらに、基本的対策として、平時から定期的予防接種の接種率向上に取り組み、予防できる感染症の流行に備える必要があるが、予防接種法に基づく麻しん・風しんワクチン（第2期）の接種率は約94%（H26）、同四種混合ワクチン接種率は約90%（H26）、同高齢者インフルエンザワクチン接種率は約55%（H26）にとどまっている。
- 避難所における感染症のまん延防止には、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットの徹底が有効であり、さらに、トイレ等汚染の可能性のある区域を明確に区分し、生活空間の衛生を確保する必要がある。
- 災害時の感染症の拡大防止を図るため、消毒ポイントの設置及び消毒ポイントにおける消毒作業を円滑に実施するための、国道や高速道路管理者との道路占用等の手続き調整や、消毒資機材等確保に係る支援を行う必要がある。

### 〈現状指標〉

- ・ 予防接種法に基づく麻しん・風しんワクチン（第2期）の接種率 94.1%（H26） \* 全国 93.3%（H26）
- ・ 予防接種法に基づく四種混合ワクチン（破傷風を含む）接種率 89.8%（H26 健康福祉企画課調べ）
- ・ 予防接種法に基づく高齢者インフルエンザワクチン接種率 54.7%（H26 健康福祉企画課調べ）

### 3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1) 被災による警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化

##### (警察関係施設の耐震化・老朽化対策等)

- 災害時に防災拠点となる警察関係施設（車庫付属建物を含む。）の耐震化率は、約 83%（H26）であり、より一層の耐震化・耐災害性の強化を図るとともに、老朽化した施設の計画的な更新が必要である。また、新耐震基準を満たさず老朽化が進んでいる警察待機宿舎の整備を推進する必要がある。(2-3にも記載)
- 非常用発電機の最低稼働時間 72 時間以上を確保するため、施設整備に合わせて燃料タンクの増設等を行う必要がある。

##### (被災地における治安維持)

- 大規模災害時には、人命救助や交通の安全確保等に人員を割かれるなど、人員の絶対的不足が見込まれるが、他県警からの応援派遣の円滑な受入れなど、被災地における犯罪情勢を迅速かつ的確に把握し適切な対策を講じるための体制整備が必要である。

##### (被災による警察機能低下の回避)

- 大規模災害発生時に警察が最優先に行う「災害応急対策業務」と、同時に求められる公共の安全と秩序の維持を図る観点から、災害時であっても県民の安全と安心を確保する上で必要不可欠な「継続の必要な通常業務」を遂行するため、各種計画の不断の見直しを行う必要がある

##### 《現状指標》

- ・ 警察署等の耐震化率 82.8%（H26） \* 全国 81.2%（H26） (2-3にも記載)
- ・ 新耐震基準適用以前に建設された待機宿舎（H27） 19 棟 232 戸（約 25%） (2-3にも記載)
- ・ 非常用発電機 72 時間以上稼働可能施設（H27） 6 施設

#### 3-2) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

##### (信号機電源付加装置の整備)

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞と交通事故を回避するため、主要交差点における信号機電源付加装置の整備を進める必要がある。

##### (災害時の緊急通報や無線通話の確保)

- 災害発生時には、緊急通報や無線通話の急増により、通信指令に係る業務が一定期間著しく増加することが見込まれることから、通信指令担当要員を増強するなど、緊急時の通信を確保する必要がある。また、災害発生時に移動局が一斉に通話を行うことにより無線が輻輳することが見込まれることから、宰領通話<sup>※</sup>を実施する必要がある。(1-6にも記載)

- ※ 宰領通話… 

無線が輻輳する場合に、移動局が統制局の指示を受け通話を行う形態を指す。
-------------------------------------

##### 《現状指標》

- ・ 信号機電源付加装置整備率 58 基 3.2%（H26） \* 全国 5,907 基（H26）



### 3-3) 県内外の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

#### (庁舎等の維持管理等)

- 県庁舎、総合支庁舎（分庁舎含む）等の不特定多数が集まる県有施設については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了していることから、大規模な地震にも十分耐えることができる耐震性を有している。  
これまで、各施設管理者において施設や設備の老朽化に伴う維持補修等、必要な取組みを進めてきているが、県庁舎が完成から今年で40年経過するなど、法定耐用年を超える庁舎等が増加していく。このことから、今後は、山形県県有財産総合管理（ファシリティマネジメント）基本方針に基づき、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行っていく必要がある。（1-2にも記載）

#### (県の業務継続に必要な体制の整備)

- 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に山形県地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、県民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、「山形県庁舎業務継続計画」を策定（平成26年9月）したところであり、当計画の検証や見直しを行いながら、業務継続に必要な体制整備を進めていく必要がある。また、「総合支庁版業務継続計画」（平成27年度中策定予定）についても、同様に業務継続に必要な体制整備を進めていく必要がある。

#### (ICT部門における業務継続体制の整備)

- 県においては、非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムのICT-BCP（情報システムの業務継続計画）を策定し、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、ICT-BCPの実効性を高めるため、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う必要がある。
- 市町村におけるICT-BCPの策定率は、約3%（H26）と全国水準（約15%）を下回っており、市町村におけるICT-BCPの策定を促進する必要がある。また、市町村の基幹系業務システムにおけるクラウド技術の導入率は、全国平均を上回っているものの、災害時のシステム不稼働というリスクを減らすため、引き続き自治体クラウドの導入やデータセンターの活用など、情報システムの機能維持のための取組みを促進する必要がある。
- 県では、各種ネットワークシステムの安定的な稼働の基盤となるネットワーク回線には、複数の通信経路が確保できる網型回線を採用して耐障害性を高めているが、断線不通のリスクを更に減らすため、公所等からネットワークに接続するアクセス回線の冗長化整備を一層進めていく必要がある。
- 県では、モバイル端末を用いて県基幹高速通信ネットワークに接続し、イントラ情報システムや業務システムを利用できる環境を構築しているが、災害時における正確な情報伝達や的確な行政判断を行ううえで、機動性に優れたモバイル端末の利用が有効であることから、行政機能確保のために、より一層モバイル端末の整備を進める必要がある。

#### (災害時に防災拠点となる庁舎の耐震化)

- 災害時に防災拠点となる庁舎の耐震化率について、県関係庁舎は100%である一方、市町村庁舎は約60%（H26）と全国平均（約71%）を下回っていることから、市町村庁舎の耐震化を一層促進する必要がある。

#### (大規模災害時における広域連携)

- 大規模災害時における、応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、北海道・東北8道県による相互応援協定や隣接県との防災上の連携・協力に関する協定、全国知事会の広域応援に関する協定を締結しているが、実効性の面に課題がある。このため、他県等の応援を受ける際の具体的な方針等を明示した「災害時広域受援計画」の策定を進める必要がある。（2-1にも記載）

#### (災害時における行政機関相互の通信手段の確保)

- 大地震など大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、自営の通信網として県防災行政通信ネットワークを保有しているが、老朽化が進んでいることから、再整備が必要となっている。（1-7, 4-1にも記載）

#### (緊急車両に供給する燃料の確保)

- 災害時において、被災現場や避難所を巡回する緊急車両への燃料供給が滞らないように、石油関係団体と協定を締結しており、引き続き、優先的に供給する緊急車両の範囲の拡大や具体的な実施方法の確認を行い、災害時における、救助・救急等に当たる緊急車両へ供給する燃料を確保する必要がある。（2-4にも記載）

#### 《現状指標》

- ・中長期保全計画を策定した県有施設数 0 施設（H26）（1-2にも記載）
- ・重要システムのICT-BCPの策定率（県） 50%（H26）
- ・庁舎の耐震化率（県関係）100%（H26）\* 全国 85.3%（H26）
- ・庁舎の耐震化率（市町村）59.8%（H26）\* 全国 71.2%（H26）
- ・「災害時広域受援計画」の策定 未策定（H27）（2-1にも記載）
- ・県防災行政通信ネットワークの再整備 整備中（H27）（1-7, 4-1にも記載）

## 4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

### 4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

#### (情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備)

- 災害により電力供給が停止した事態に備え、電話事業者による非常用電源設備の整備を促進する必要がある。

#### (災害時における行政機関相互の通信手段の確保)

- 大地震など大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、自営の通信網として県防災行政通信ネットワークを保有しているが、老朽化が進んでいることから、再整備が必要となっている。  
(1-7, 3-3にも記載)

#### 〈現状指標〉

- ・ 県防災行政通信ネットワークの再整備 整備中 (H27) (1-7, 3-3にも記載)

### 4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

#### (災害情報伝達手段の確保)

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、県民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備や災害情報共有システム(Lアラート\*)、緊急速報メールの活用を促進する必要がある。また、SNS等による双方向通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る必要がある。

※ Lアラート…〔災害関連情報の発信者である県・市町村と放送事業者等をインターネット上の共通基盤で繋ぎ、地域住民に迅速かつ効率的に情報提供を実施するもの〕

#### (災害時における住民等への情報伝達体制)

- 災害時の住民等への情報伝達を確実にするため、民間テレビ・ラジオ事業者等におけるBCP(業務継続計画)や災害対応マニュアルの策定、大規模自然災害発生に備えた訓練の実施を推進していくとともに、放送設備の損壊や電力供給が停止した事態に備え、予備放送設備や非常用電源設備の整備を促進する必要がある。

#### (災害時における住民への情報伝達)

- 災害時には、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する必要があるが、その手段として非常に有効である同報系防災行政無線について、県内市町村の整備率は40%(H26)と全国平均(約84%)を大きく下回っており、未整備市町村における有線方式も含めた情報一斉伝達システムの整備を促進する必要がある。(1-7にも記載)

#### (自主防災組織の育成)

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であり、その重要な役割を担う自主防災組織については、組織率が約82%(H26)と全国平均(80%)を僅かに上回っているものの、組織化が遅れている市町村があることから、引き続き、組織化を促進する必要がある。

- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であることから、今後一層の活動の活性化を促進する必要がある。  
(1-7, 2-3, 8-3にも記載)

#### 〈現状指標〉

- ・ 市町村同報系防災行政無線整備率 40.0%(H26) \* 全国 84.3%(H26)  
(同報系防災行政無線など情報一斉伝達システム導入市町村の割合 62.9%(H26)) (1-7にも記載)
- ・ 自主防災組織率 82.1%(H26) \* 全国 80.0%(H26) (1-7, 2-3, 8-3にも記載)

## 5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

### 5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞

#### （企業の事業継続計画（BCP）の策定促進）

- 災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、予め事業継続計画（BCP）を策定しておくことが極めて有効であることから、県内企業におけるBCP策定を促進する必要がある。

#### （リスク分散を重視した企業誘致等）

- 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の本県への移転、誘致に向けた取組みを推進する必要がある。

#### （港湾施設の整備・老朽化対策）

- 物流の拠点となる港湾施設については、一部を除き、最大級の地震や津波には、十分に対応できる構造になっていない。このため、隣県等の港湾が大規模津波等により被災し、機能停止した場合に代替機能を担うことも視野に入れながら、緊急輸送が可能となる耐震強化岸壁などの緊急輸送施設の整備を推進する必要がある。また、予防保全の考え方に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。（1-3, 5-3, 5-4, 5-5にも記載）

### 5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

#### （エネルギー供給事業者との連絡）

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と県との連絡体制を強化する必要がある。（6-1にも記載）

### 5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

#### （石油コンビナートの防災体制）

- 東日本大震災の教訓やこれまでのコンビナート災害により得られた知見等を踏まえ、津波による被害想定、事業継続性の確保、情報連絡体制の整備の観点から石油コンビナート等防災計画を見直すなど、防災体制の一層の充実強化を図る必要がある。
- 酒田海上保安部や酒田地区広域行政組合消防本部などの関係機関と連携して実地訓練を実施しているが、さらなる応急対応能力の向上を図るため、より実践的な内容による訓練を実施する必要がある。

#### （港湾施設の整備・老朽化対策）

- 石油コンビナートや重要な産業施設等に関する港湾施設については、一部を除き、最大級の地震や津波には、十分に対応できる構造になっていない。このため、隣県等の港湾が大規模津波等により被災し、機能停止した場合に代替機能を担うことも視野に入れながら、緊急輸送が可能となる耐震強化岸壁などの緊急輸送施設の整備を推進する必要がある。さらに、予防保全の考え方に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。

（1-3, 5-1, 5-4, 5-5にも記載）

#### 5-4) 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

##### (港湾機能継続のための体制整備)

- 「酒田港港湾機能継続計画（港湾BCP）（H27.3）」（「酒田港港湾機能継続計画協議会」策定、事務局：東北地方整備局酒田港港湾事務所および山形県港湾事務所）に基づき、行政機関、民間事業者が協働して、大規模災害発生時に港湾被災による経済活動への影響を最小限とするための具体的な行動計画を整備する必要がある。

##### (港湾施設の整備・老朽化対策)

- 港湾施設については、一部を除き、最大級の地震や津波には、十分に対応できる構造になっていない。このため、隣県等の港湾が大規模津波等により被災し、機能停止した場合に代替機能を担うことも視野に入れながら、緊急輸送が可能となる耐震強化岸壁などの緊急輸送施設の整備を推進する必要がある。また、予防保全の考え方にに基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。（1-3, 5-1, 5-3, 5-5にも記載）

#### 5-5) 基幹的交通ネットワーク（陸上、海上、航空）の機能停止

##### (高速道路及び地域高規格道路等の整備)

- 本県の高速道路について、供用率は全国の約80%に比べ約60%にとどまっており、加えて、高速度路網が途切れている区間（ミッシングリンク）も8箇所存在するなど、整備が大幅に遅れている状況にある。（平成27年4月末現在）  
大規模災害時に県内外被災地への物資供給や人的支援等を迅速に行うため、県内外を結ぶ高速度路や地域高規格道路、特に東日本大震災により重要性が認識された日本海側と太平洋側を結ぶ「横軸」幹線道路、県境道路等を早急に整備する必要がある。
- 併せて、被災地や防災拠点等への速やかなアクセスを可能とする高速度路等へのアクセス道路や、追加インターチェンジ、スマートインターチェンジの整備を進める必要がある。

(8-4にも記載)

##### (道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策)

- 道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、要対策箇所について、順次対策工事を実施しているところであり、今後も、引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に、重点的に対策工事を実施しており、引き続き計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。

(6-4にも記載)

##### (奥羽・羽越新幹線の整備)

- 東日本大震災を教訓として、東北地域と首都圏や西日本とを結ぶ高速交通ネットワークのリダンダンシー機能の重要性が再認識されており、その中でも、定時性、速達性、大量輸送性に優れた整備新幹線は、高速交通ネットワークの基幹として期待されているが、本県にはまだ整備新幹線が整備されていない。日本海国土軸の形成を図り、東京一極集中を是正するためにも、フル規格の奥羽・羽越新幹線の整備を早期に実現する必要がある。（8-4にも記載）

##### (鉄道施設の耐震化・防災対策)

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び大量輸送等の鉄道機能を維持するため、予め鉄道事業者による線路等鉄道施設の耐震性の強化や大雨・大雪等自然災害の防止に向けた雪崩防止柵等の整備を図る必要がある。
- 災害発生時、鉄道事業者においては鉄道利用者の安全確保を第一に速やかな対応を図るとともに、施設復旧までの期間、代行バスを運行するなど、鉄道利用者の利便性を確保する必要がある。

(6-4にも記載)

##### (地方航空ネットワークの維持・拡大)

- 山形空港、庄内空港は、東日本大震災直後に、多くの臨時旅客便や防災ヘリを受け入れ、被災地への救援物資や旅客を輸送する拠点空港として機能したことを踏まえ、大規模災害時におけるリダンダンシー機能を確保・向上するため、本県2空港を含めた地方空港の機能強化や路線の維持・拡大を図ることが必要である。（8-4にも記載）

##### (空港・港湾施設の整備・老朽化対策)

- 空港施設については、建物等の耐震化対策は実施しているが、最大級の地震や津波には、十分に対応できる構造になっていない。このため、隣県等の空港が大規模災害により被災し機能停止した場合に代替機能を担うことも視野に入れながら、滑走路などの施設整備を推進する必要がある。（5-5にも記載）
- 港湾施設については、一部を除き、最大級の地震や津波には、十分に対応できる構造になっていない。このため、隣県等の港湾が大規模津波等により被災し、機能停止した場合に代替機能を担うことも視野に入れながら、緊急輸送が可能となる耐震強化岸壁などの緊急輸送施設の整備を推進する必要がある。（1-3, 5-1, 5-3, 5-4にも記載）
- 空港施設・港湾施設とも予防保全の考え方にに基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。

(1-3, 5-1, 5-3, 5-4にも記載)

〈現状指標〉

- ・ 県内の高速道路供用率 60% (H27) \* 全国 83% (H27) (8-4にも記載)
- ・ 道路防災総点検要対策箇所の整備進捗率 42.8% (H26) (1-1, 2-1, 2-2, 2-5, 6-4, 8-4にも記載)

## 5-6) 食料等の安定供給の停滞

### (災害時における生鮮食料品の安定供給)

- 卸売市場について、災害時でも生鮮食料品等を安定供給するため、防災性に配慮した施設整備を進めるとともに、平時から、災害時における電気・水・燃料の確保策や危機管理対応マニュアルの整備、卸売市場間の連携等の対策を講じる必要がある。また、市場開設者、卸売業者、仲卸業者等は、BCP(事業継続計画)の策定等を通じて、災害時においても業務を継続できるような体制の確立を図る必要がある。

### (食料生産基盤の整備)

- 災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する必要がある。



## 6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

### 6-1) 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

#### （エネルギー供給事業者との連絡）

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と県との連絡体制を強化する必要がある。（5-2にも記載）

#### （再生可能エネルギーの導入拡大）

- 東日本大震災前（平成22年度）において、県内発電所の供給電力量は県内消費電力量比で約6割となっており、残りの4割は県外からの融通電力になっている。（平成25年度：県内約8割、県外約2割）  
本県の生活・経済活動に必要なエネルギーの安定供給を確保するためには、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入拡大が必要であり、風力発電やメガソーラーなど大規模事業の展開促進によりエネルギー供給量の確保を図る必要がある。  
また、災害リスクに対応し、エネルギーの安定した供給基盤を構築していくためには、太陽光やバイオマス、中小水力、地中熱などそれぞれの地域特性に応じた電源・熱源を利用した分散型のエネルギー供給体制（エリア供給システム）を整備するとともに、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進していく必要がある。  
さらに、官民協同で設立した株式会社やまがた新電力による県内の再生可能エネルギー発電事業者から電力を調達し県内の需要家に供給する地域エネルギー事業を通して、エネルギーの「地産地消」と「供給基地化」を進める必要がある。

#### ＜現状指標＞

- ・山形県エネルギー戦略策定後のエネルギー開発量（稼働＋計画決定分含む）25.4万kW（H26）

### 6-2) 上水道や農業用水、工業用水の長期間にわたる供給停止

#### （水道施設の耐震化・老朽化対策）

- 水道施設の耐震化率は、基幹管路が41%（H25）、浄水施設が15%（H25）、配水施設が39%（H25）と、全国平均の各々35%、22%、47%と比較して、基幹管路を除き全国水準を下回っており、施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める必要がある。
- 県営水道供給事業の管路耐震適合率は71%（H25）と全国平均（57%）を上回っているが、施設更新も考慮しながら施設の耐震化を進める必要がある。（2-1にも記載）

#### （農業水利施設の耐震化・老朽化対策）

- 基幹的な農業水利施設について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策を着実に推進する必要がある。

#### （工業用水道施設の耐震化・老朽化対策）

- 県営工業用水道の管路耐震適合率は65%（H25）と全国平均28%（H22）を上回っているが、工業用水道は、大規模地震等においても工場やインフラ関係企業にとって不可欠なものであることから、地方公営企業として投資と財政の均衡を探り、施設更新も考慮しながら施設の耐震化を進める必要がある。

#### （災害時の応急給水体制などの整備）

- 水道事業においては、給水拠点の確保のための緊急遮断弁、耐震性非常用貯水槽などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び応急給水体制などの整備を進める必要がある。（2-1にも記載）
- 工業用水道事業（県営）においては、早期復旧のための資機材整備・復旧体制等の充実を推進する必要がある。

#### ＜現状指標＞

- ・水道の基幹管路の耐震適合率 41%（H25）＊全国 35%（H25）（2-1にも記載）  
（うち用水供給事業 71%（H25）＊全国 57%（H25））（2-1にも記載）
- ・水道の浄水施設の耐震化率 15%（H25）＊全国 22%（H25）（2-1にも記載）  
（うち用水供給事業 10%（H25）＊全国 33%（H25））（2-1にも記載）
- ・水道の配水施設の耐震化率 39%（H25）＊全国 47%（H25）（2-1にも記載）
- ・工業用水道（県営）管路の耐震適合率 65%（H25）＊全国 28%（H22）



### 6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

#### (下水道に係る事業継続計画(BCP)策定・施設耐震化等)

- 下水道に係る事業継続計画(BCP)について、県は策定済みであるが市町村は簡易版にとどまっている。災害時に備え、県、市町村におけるより実効性のある下水道BCPの策定を促進する必要がある。また、緊急輸送道路下に埋設した下水管渠をはじめ、下水道施設の耐震化は途上にあることから、引き続き着実に進める必要がある。  
さらに、下水道施設の長寿命化計画策定率は、県(流域)が100%(H26)である一方、市町村(公共)は50%と遅れていることから、市町村における計画策定を促進するとともに、長寿命化計画等に基づく老朽化対策を着実に進める必要がある。

#### (農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策)

- 汚水処理施設について、災害時の停電による冠水を防止するため、非常用エンジンや自家発電機の設置を進めるとともに、機能診断の実施割合を高め適切な維持修繕を施すなど、老朽化対策を促進する必要がある。

#### (合併処理浄化槽への転換)

- 第三次山形県生活排水処理施設整備基本構想に基づき、市町村生活排水処理施設整備基本計画を着実に推進し、単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を引き続き促進する必要がある。

#### 《現状指標》

- ・ 下水道BCPの策定率 県(流域)100%(H26) 市町村(公共)簡易BCP100%(H26)
- ・ 緊急輸送道路下に埋設した下水管渠の耐震化率 県(流域)87% 市町村(公共)－(H26)
- ・ 下水道施設の長寿命化計画策定率 県(流域)100% 市町村(公共)50%(16/32)(H26)
- ・ 合併処理浄化槽の普及率(対人口)7.7%(H26)

#### 6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

##### (鉄道施設の耐震化・防災対策)

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び大量輸送等の鉄道機能を維持するため、予め鉄道事業者による線路等鉄道施設の耐震性の強化や大雨・大雪等自然災害の防止に向けた雪崩防止柵等の整備を図る必要がある。
- 災害発生時、鉄道事業者においては鉄道利用者の安全確保を第一に速やかな対応を図るとともに、施設復旧までの期間、代行バスを運行するなど、鉄道利用者の利便性を確保する必要がある。  
(5-5にも記載)

##### (路線バス等地域公共交通の確保)

- 災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者との情報共有を図り、代替路線による迂回路運行を早期に行うなど、臨機応変な運行を行い地域公共交通の確保を図る必要がある。

##### (農道施設の耐震化・長寿命化対策)

- 農道として管理している農道橋について、引き続き定期的な診断を実施するとともに、点検結果に基づき、施設の耐震化及び老朽化が進んだ施設の長寿命化対策を計画的に実施する必要がある。

##### (災害に強い路網整備)

- 災害時の避難や救援等に備えた林道の整備、治山ダムなどインフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する必要がある。(2-2にも記載)

##### (道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策)

- 道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、要対策箇所について、順次対策工事を実施しているところであり、今後も、引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に、重点的に対策工事を実施しており、引き続き計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。  
(5-5にも記載)

#### 〈現状指標〉

- ・ 林内路網密度 15.1m/ha(H26) (2-2にも記載)
- ・ 道路防災総点検要対策箇所の整備進捗率 42.8% (H26) (1-1, 2-1, 2-2, 2-5, 5-5, 8-4にも記載)

## 7. 制御不能な二次災害を発生させない

### 7-1) ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

#### (ため池の耐震化・ハザードマップ作成)

- ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検・耐震診断を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行う必要がある。併せて、決壊すると多大な影響を与えるため池については、住民の避難に資する「ため池ハザードマップ」の作成・公表を行う必要がある。

#### (治山施設等の土砂災害対策)

- 治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。(1-5, 2-2, 7-3にも記載)

#### (砂防施設の計画的な維持管理)

- 砂防施設の長寿命化や技術革新等に対応した更新によるコスト削減を念頭に、既存施設の現状把握、機能・効果等の判定を行い、計画的な施設更新・修繕等を実施する必要がある。(1-5にも記載)

#### (土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備)

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制を整備する必要がある。

#### 〈現状指標〉

- ・決壊すると多大な影響を与えるため池の耐震診断の実施率 10% (H26)
- ・決壊すると多大な影響を与えるため池のハザードマップ公表率 31% (H26)
- ・山地災害危険区域における治山事業の着手率 49.0% (H26) \* 全国 約 48.5% (H24) (1-5, 2-2, 7-3にも記載)

### 7-2) 有害物質の大規模拡散・流出

#### (有害物質の拡散・流出防止対策)

- 有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者の適正な維持管理の徹底を図る必要がある。

#### (危険物施設の耐震化)

- 災害時に、屋外タンク貯蔵所等の危険物施設の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する必要がある。

#### (NBC災害対策用資機材の充実)

- NBC災害時に消防士の安全を確保しつつ効果的な消防活動を行うため、各消防本部におけるNBC災害対策用資機材の充実を図る必要がある。

※ NBC災害 … 核 (nuclear)、生物 (biological)、化学物質 (chemical) による特殊災害  
のことをいい、事故からテロリズム、事件まで幅広い事象が含まれる。地下鉄  
サリン事件や東京電力福島第一原子力発電所事故などもこれに含まれる。

#### (有害物質の拡散・流出を想定した訓練の実施)

- 化学剤等の拡散・流出を想定した防災訓練等を実施し、有害物質の大規模拡散・流出の場合における対処能力の向上を図る必要がある。

#### 〈現状指標〉

- ・水質汚濁防止法施行規則に定める構造等に関する基準を満たしている有害物質使用特定施設等の割合 98% (H26)

### 7-3) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

#### (農地・農業用施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する必要がある。

#### (治山施設等の土砂災害対策)

- 治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。(1-5, 2-2, 7-1にも記載)

#### 《現状指標》

- ・農地・農業用施設等を農家や地域住民が共同で保全管理する活動面積のカバー率 67% (H26) \*全国 (H26) 47%
- ・山地災害危険区域における治山事業の着手率 49.0% (H26) \*全国 約 48.5% (H24) (1-5, 2-2, 7-1にも記載)

### 7-4) 原子力発電所の事故による放射性物質の放出

#### (放射線モニタリングの実施)

- 福島第一原子力発電所における事故の影響を把握するため、「山形県放射線モニタリングマニュアル」に基づいて必要な放射線モニタリングを実施しているが、隣接県の原子力発電所において新たな事故等が発生した場合、県民等に情報提供を行うため、マニュアルに基づき迅速にモニタリングを実施する必要がある。

#### (原発事故発生時の初動対応)

- 原子力発電所から事故等の通報を受けた際の対応について、情報連絡に関する体制、実施手順等がマニュアルとして整備されていないことから、初動対応に関するマニュアルを整備する必要がある。

#### (放射線に関する正しい知識の普及啓発)

- 放射線に関する相談窓口を設置して県民からの様々な相談に対応するとともに、県のホームページに放射線に関する情報集約サイトを構築するなど、県民への放射線や原子力災害に関する正しい知識の普及に取り組んでいるが、一層の普及啓発を進めるため、内容の充実を図る必要がある。

#### (原子力事業者との連携)

- 隣接県に立地する原子力発電所における事故等の情報をいち早く把握するため、原子力事業者と締結した情報連絡等に関する覚書に基づき、平常時から連絡会等を通じた連携の強化を図る必要がある。

#### (原子力災害に係る防災訓練等)

- 地域防災計画(原子力災害対策計画)に基づき、防災業務関係者に対する放射線や原子力災害対策に関する教育・研修を実施するとともに、情報伝達に関する訓練を実施している。現行の訓練については、対応手順の一部を簡略化した内容となっており、緊急時に適切に対応するためには、平常時からより実践的な訓練に取り組む必要がある。

#### 《現状指標》

- ・原子力発電所において事故等が発生した際の初動対応に関するマニュアルの整備 未整備 (H27)
- ・原子力災害対策等に関する研修会の参加者数 60人 (H27)

### 7-5) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

#### (風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信)

- 災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより、地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐ必要がある。

## 8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

### 8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### (災害廃棄物処理計画の策定)

- 環境省の「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、県は、県内で発生する大規模自然災害による被害や被災市町村の支援を想定し、応急対応や復旧等の段階で必要な事項をまとめた「山形県災害廃棄物処理計画」を策定する必要がある。また、災害廃棄物処理の主体となる市町村に対しては、災害廃棄物の仮置場や廃棄物処理施設での処理体制の確保等をまとめた「災害廃棄物処理計画」の策定を促し、本県における災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制の構築を図る必要がある。

#### 《現状指標》

- ・ 県の災害廃棄物処理計画の策定 未策定 (H27)
- ・ 災害廃棄物処理計画を策定している市町村数 なし (H27)

### 8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### (技術職員の派遣による市町村支援)

- 県では、(公財)山形県建設技術センターとの協定に基づき災害復旧に必要な技術職員が不足している市町村に対して県職員OBを派遣する仕組みを整備しているが、大規模災害発生時の対応に備え、登録する県職員OBの一層の増加を図る必要がある。

#### (建設関係団体との連携)

- 県は、各種建設関係団体と災害時における応急対策への支援について協定を締結しているが、大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、防災訓練等を通じ一層の連携強化を図る必要がある。

#### (復旧・復興を担う人材の育成)

- 道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）を育成するため、各種建設関係団体と行政が連携した取組みを行う必要がある。
- 県内の建設業就業者数のうち、29歳以下の構成比は約11%（H22 国勢調査）と、H12 国勢調査時の約19%から8ポイント減少しており、災害時に道路啓開等を担う建設業界において、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化等による担い手不足が懸念されていることから、業界団体と行政が連携して担い手の確保を図るとともに、労働者育成の観点から就労環境の改善を図る必要がある。

#### 《現状指標》

- ・ 災害復旧業務支援にあたる技術職OBの登録数（(公財)山形県建設技術センターとの協定） 19人 (H27)
- ・ 県内の建設業就業者数のうち将来の担い手となる29歳以下の構成比 11.0% (H22 国勢調査)  
(※H12 国勢調査時の19.1%から8.1ポイント減少)

### 8-3) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### (地域コミュニティの維持)

- 大規模災害時には、「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策を講じることが不可欠となる。特に「共助」の基盤となる地域コミュニティについては、少子高齢化や人口減少の進展等により、今後その維持が困難となることが懸念されることから、平時から活力ある地域づくりを促進する必要がある。

#### (自主防災組織の育成)

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であり、その重要な役割を担う自主防災組織については、組織率が約82% (H26) と全国平均 (80%) を僅かに上回っているものの、組織化が遅れている市町村があることから、引き続き、組織化を促進する必要がある。 (1-7, 2-3, 4-2にも記載)

#### (被災者生活再建支援制度の拡充)

- 大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度の活用が有効であるが、制度の適用範囲や支給範囲について、一層の拡充に向けた取組みを進める必要がある。

#### 《現状指標》

- ・ 自主防災組織率 82.1% (H26) \* 全国 80.0% (1-7, 2-3, 4-2にも記載)

### 8-4) 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### (高速道路及び地域高規格道路等の整備)

- 本県の高速道路について、供用率は全国の約80%に比べ約60%にとどまっており、加えて、高速道路網が途切れている区間(ミッシングリンク)も8箇所存在するなど、整備が大幅に遅れている状況にある。(平成27年4月末現在)  
大規模災害時に県内外被災地への物資供給や人的支援等を迅速に行うため、県内外を結ぶ高速道路や地域高規格道路、特に東日本大震災により重要性が認識された日本海側と太平洋側を結ぶ「横軸」幹線道路、県境道路等を早急に整備する必要がある。
- 併せて、被災地や防災拠点等への速やかなアクセスを可能とする高速道路等へのアクセス道路や、追加インターチェンジ、スマートインターチェンジの整備を進める必要がある。  
(5-5にも記載)

#### (奥羽・羽越新幹線の整備)

- 東日本大震災を教訓として、東北地域と首都圏や西日本とを結ぶ高速交通ネットワークのリダンダンシー機能の重要性が再認識されており、その中でも、定時性、速達性、大量輸送性に優れた整備新幹線は、高速交通ネットワークの基軸として期待されているが、本県にはまだ整備新幹線が整備されていない。日本海国土軸の形成を図り、東京一極集中を是正するためにも、フル規格の奥羽・羽越新幹線の整備を早期に実現する必要がある。 (5-5にも記載)

#### (地方航空ネットワークの維持・拡大)

- 山形空港、庄内空港は、東日本大震災直後に、多くの臨時旅客便や防災ヘリを受け入れ、被災地への救援物資や旅客を輸送する拠点空港として機能したことを踏まえ、大規模災害時におけるリダンダンシー機能を確保・向上するため、本県2空港を含めた地方空港の機能強化や路線の維持・拡大を図ることが必要である。 (5-5にも記載)

#### (緊急輸送道路等の確保)

- 被災時において、道路等の損壊により復旧・復興が大幅に遅れることを防ぐため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設、トンネル及びスノー(ロック)シェッドの長寿命化を推進する必要がある。 (1-1, 2-1, 2-5にも記載)

#### (迅速な復興に資する地籍調査)

- 土地境界の明確化を図る地籍調査は、被災後の迅速な復旧・復興に資するものであり、進捗率は49% (H26) と全国 (51%) とほぼ同水準であるものの東北6県では最も低いことから、市町村の計画に応じて推進する必要がある。

#### 《現状指標》

- ・ 県内の高速道路供用率 60% (H27) \* 全国 83% (H27) (5-5にも記載)
- ・ 道路防災点検要対策箇所の整備進捗率 42.8% (H26) (1-1, 2-1, 2-2, 2-5, 5-5, 6-4にも記載)
- ・ 緊急輸送道路に係る道路橋耐震補強対策の進捗率 97% (H27) (1-1, 2-1, 2-5にも記載)
- ・ 地籍調査の進捗率 49% (H26) \* 全国 51% (H26)





## 【別表2】「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針

### 1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

#### 1-1) 地震等による建物・交通施設等（1-2の施設を除く）の倒壊や火災に伴う死傷者の発生

##### （住宅・建築物等の耐震化の促進）

- 県内の住宅や多数の者が利用する建築物等について、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実、耐震診断後のフォローアップなどきめ細かな対応により、耐震化を早急に進める。また、吊り天井など非構造部材の耐震対策を促進する。

【国、県、市町村、民間】《建築住宅》

- 県内の防災拠点施設、特に、消防庁舎など市町村の防災拠点施設について、耐震化を一層促進する。

【県、市町村】《行政機能》

##### （公営住宅の耐震化の促進）

- 県内の市町村営住宅について、耐震診断の早期実施及び耐震化を促進する。

【市町村】《建築住宅》

##### （緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進）

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する。（1-2にも記載）

【国、県、市町村】《建築住宅》

##### （空港及び港湾の耐震化の推進）

- 災害時の緊急輸送の拠点となる空港施設や港湾施設について、大規模な地震にも対応可能な耐震化対策を推進する。

【国、県】《交通基盤》

##### （県営住宅の老朽化対策の推進）

- 県営住宅について、「県営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的なストック管理（修繕、改善等）を推進する。

【県】《建築住宅》

##### （空き家対策の推進）

- 大規模災害発生時に、空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、市町村等と連携して総合的な空き家対策を推進する。

【県、市町村】《建築住宅》

##### （家具の転倒防止対策の推進）

- 大規模地震発生時に、家具転倒による人的被害を防止するため、県民に対する啓発活動の充実など、家具転倒防止対策を推進する。

【県、市町村】《建築住宅》

##### （緊急輸送道路等の整備）

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国、市町村や高速道路管理者と連携を図り整備を推進するとともに、緊急輸送道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、道路を跨ぐ各種施設、トンネル及びスノー（ロック）シェッドの長寿命化を推進する。（2-1, 2-5, 8-4にも記載）

【国、県、市町村】《交通基盤》

##### （街路・都市施設の整備）

- 災害時における避難路や防火帯となる街路の整備を推進するとともに、防災センターや一時避難場所など、地域における防災機能を強化するための防災拠点施設等の整備を推進する。

【県、市町村】《交通基盤》

##### （大規模盛土造成地対策の推進）

- 地震発生時に地滑りや崩壊等により被害を生じる可能性のある大規模盛土造成地を把握するため、市町村と連携し変動予測調査を実施するとともに、調査結果を公表するなど、県民に対して情報提供を行う。（1-2にも記載）

【県、市町村】《建築住宅》

##### （避難場所の指定、耐震化・設備整備の促進）

- 災害対策基本法に基づく災害種別に対応した指定緊急避難場所、及び指定避難所の指定が進んでいない市町村に対して、指定に向けた取組みを促すとともに、指定にあたって必要となる施設や設備整備に係る支援を行う。

- 福祉避難所の指定が遅れている市町村における、指定に向けた取組みを一層促進する。

- 避難所の機能強化のため、引き続き、市町村が実施する耐震化や良好な生活環境を確保するための設備整備の取組みを促進する。

【県、市町村】《危機管理／行政機能》

《目標指標》

- ・住宅の耐震化率 76.5% (H25) → 95% (R2) (1-2にも記載)
- ・多数の者が利用する建築物の耐震化率 79.9% (H26) → 95% (R2) (1-2にも記載)
- ・道路防災点検要対策箇所の整備進捗率 49% (H29) → 60% (R2) (2-1, 2-2, 2-5, 5-5, 6-4, 8-4にも記載)
- ・緊急輸送道路に係る道路橋耐震補強対策の進捗率 91.4% (H29) → 92.4% (R2) (2-1, 2-5, 8-4にも記載)
- ・防災拠点となる公共施設等の耐震化率 85.8% (H26) → 100% (R2)
- ・法に基づく指定緊急避難場所を指定している市町村の割合 45.7% (H27) → 100% (R2)
- ・法に基づく指定避難所を指定している市町村の割合 45.7% (H27) → 100% (R2)

## 1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

### (庁舎等の耐震化・維持管理等の推進)

- 県庁舎、総合支庁舎（分庁舎含む）等の不特定多数が集まる県有施設については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了していることから、今後は、山形県県有財産総合管理（ファシリティマネジメント）基本方針に基づき、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。（3-3にも記載）

**【県】《行政機能／建築住宅》**

### (被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策の推進)

- 被害発生危険性の高い地域内に立地する公共施設について、建物の構造や各種災害のハザードマップを確認し、嵩上げ等の改修による機能維持や施設建替え時の移転等による機能移転など、状況に応じた対策を進める。

**【県、市町村】《行政機能》**

### (不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進)

- 不特定多数の者が利用する建築物等については、地震等により損壊・倒壊した場合の影響が非常に大きくなるため、全ての建築物の耐震化を目指した取組みを進める。**【国、県、市町村、民間】《建築住宅》**
- 公共建築物に比較し、民間建築物の耐震化が遅れており、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実などの対応により、民間建築物に係る耐震化を一層促進する。特に、耐震診断が義務付けられたホテル・旅館等の民間の大規模建築物については、耐震診断結果に基づく対応を促進するため、国の制度を活用した新たな支援制度の整備を図る。

**【民間】《建築住宅》**

- 公立学校施設のうち耐震化未完了の施設について、小中学校施設については、市町に計画的な耐震化完了を要請していくとともに、県立高等学校についても計画的に耐震化に取り組む。

- 社会教育施設のうち耐震化の施設について、耐震診断を実施するとともに、診断結果に基づく対応を促進する。

**【市町村】《建築住宅》**

- 私立高等学校の校舎・体育館等について、耐震化が完了していない私立高等学校における、国・県の補助制度を活用した耐震化の実施を促進する。**【民間】《建築住宅》**

- 保育所、幼稚園及び幼保連携型認定保育園の施設について、耐震化が完了していない私立施設については、国・県の補助制度を活用した耐震化の実施、公立施設については、計画的な耐震化への取組みを促進する。

- 児童養護施設、児童自立支援施設のうち老朽化した施設については、助成制度を活用しながら計画的な整備を促進する。

**【県・市町村・民間】《建築住宅》**

- 社会福祉施設は、地震や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、社会福祉施設については、施設の耐震化とともにスプリンクラーの設置等により、安全性の確保を図る。

**【県・市町村・民間】《建築住宅》**

- 病院施設については、補助制度の活用等を図りながら、引き続き耐震化を促進する。

**【市町村・民間】《建築住宅》**

### (都市公園施設の耐震化・計画的な維持管理の推進)

- 県の都市公園については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了していることから、今後は、「山形県公園施設長寿命化計画」に基づき、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。また、市町の都市公園の耐震化未完了の建築物等については、計画的な耐震化への取組みを促進する。

**【県、市町村】《建築住宅》**

### (事業所・店舗における棚等の転倒防止対策の推進)

- 大規模地震発生時に、事業所執務室の書棚や店舗の陳列棚等の転倒による人的被害を防止するため、事業所等に対する啓発活動の充実など、事業所や店舗における棚等の転倒防止対策を推進する。

**【県、市町村】《建築住宅》**

### (緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進)

- 救急救援活動等に必要の緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する。（1-1にも記載）

**【国、県、市町村】《建築住宅》**

### (大規模盛土造成地対策の推進)

- 地震発生時に地滑りや崩壊等により被害を生じる可能性のある大規模盛土造成地を把握するため、市町村と連携し変動予測調査を実施するとともに、調査結果を公表するなど、県民に対して情報提供を行う。（1-1にも記載）

**【県、市町村】《建築住宅》**

### 《目標指標》

- ・住宅の耐震化率 76.5% (H25) → 95% (R2) (1-1にも記載)
- ・多数の者が利用する建築物の耐震化率 79.9% (H26) → 95% (R2) (1-1にも記載)
- ・公立小中学校の耐震化率 96.0% (H27) → 100% (R2)
- ・公立高等学校の耐震化率 90.6% (H27) → 100% (R2)
- ・私立高等学校の耐震化率 63.3% (H27) → 80%以上 (H29)
- ・県内病院 (68 病院) の耐震化率 75.0% (H26) → 100% (R2)

### 1-3) 大規模津波等による多数の死者の発生

#### (津波ハザードマップ・津波避難体制の整備)

- 県が平成27年度に実施した津波浸水想定の見直しを踏まえ、市町における津波ハザードマップや津波避難計画の見直し、及び見直し後の津波避難計画に基づく避難訓練や防災教育等の実施を促進するほか、民間団体等における津波防災教育の取り組みを周知するなど、対象となる住民の津波防災意識の一層の向上を図る。

**【県、市町村、民間】《危機管理》**

#### (津波避難対策の推進)

- 津波からの避難を確実にを行うため、道路情報板による津波情報の提供、津波浸水の海拔表示板等の設置を進める。また、道路からあるいは道路への避難が行えるよう、関係機関と連携し非常用階段等の避難経路の確保を図る。

**【国、県、市町村】《危機管理／交通基盤》**

#### (津波観測体制の充実強化)

- 大地震発生時における沿岸住民の速やかな避難など地震・津波防災対策の強化のため、GPS波浪計や海底地震計の増設を政府に提案するなど、日本海東縁部における地震・津波観測体制の充実・強化を促進する。

**【国】《危機管理》**

#### (漁港施設の整備)

- 漁港施設については、拠点漁港における主要陸揚げ岸壁とその前面防波堤に関して、耐津波・耐地震対策の機能診断を行い、要対策と判定された施設については、レベル1津波や台風等の異常波浪に対する機能を強化するための整備を進める。

**【県】《農林水産》**

#### (海岸保全施設の整備・維持管理の推進)

- 海岸保全施設については、津波及び高潮への対策として必要な機能の確保に向けた施設整備を進める。また、老朽化した施設について、施設の管理者毎に長寿命化への取り組みを進めるなど、適切な維持管理や計画的な更新等を図る。

**【県】《県土保全／農林水産》**

#### (空港及び港湾施設の整備・老朽化対策の推進)

- 空港施設については、建物等の耐震化対策は実施しているが、最大級の地震や津波には、十分に対応できる構造になっていない。このため、隣県等の空港が大規模災害により被災し機能停止した場合に代替機能を担うことも視野に入れながら、滑走路などの施設整備を推進する。**(5-5にも記載)**
- 港湾施設については、一部を除き、最大級の地震や津波には、十分に対応できる構造になっていない。このため、隣県等の港湾が大規模津波等により被災し機能停止した場合に代替機能を担うことも視野に入れながら、緊急輸送が可能となる耐震強化岸壁などの緊急輸送施設の整備を推進する。**(5-1, 5-3, 5-4, 5-5にも記載)**
- 空港施設・港湾施設とも予防保全の考え方に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。**(5-1, 5-3, 5-4, 5-5にも記載)**

**【国、県】《交通基盤》**

#### 《目標指標》

- ・ 新たな津波浸水想定設定に対応した津波ハザードマップを作成済み市町の割合 67% (H26) → 100% (H30)

## 1-4) 異常気象等による広域的な市街地等の浸水

### (洪水ハザードマップの作成)

- 洪水時の浸水想定区域を予め住民に周知するための洪水ハザードマップについて、引き続き、県がマップ作成の基礎資料となる浸水想定区域図を市町村に提供しながら、市町村の洪水ハザードマップ作成の取組みを促進する。  
【国、県、市町村】《危機管理》

### (避難勧告等の具体的な発令基準の策定)

- 洪水時の住民の円滑かつ迅速な避難に資するため、引き続き、全市町村における対象河川すべてに係る避難勧告等の具体的な発令基準の策定を促進する。  
【市町村】《危機管理》

### (迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供の強化)

- 予め災害リスク情報を把握できるよう浸水想定区域図等の公表・周知に加え、豪雨発生の際などに、避難、水防活動等の迅速な対応に繋がる河川の水位や気象情報等を的確に県民、市町村に向けて発信するため、「河川砂防情報システム」の機能強化を図るとともに、量水標の設置等を行う。(1-7にも記載)  
【県】《危機管理/県土保全》

### (タイムラインの運用)

- 災害発生の事前予測がある程度可能な台風について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン(事前防災行動計画)の運用により、被害の最小化を図る。  
【県】《危機管理》

### (治水対策の推進)

- 近年の気候の変動による局地的な大雨(いわゆるゲリラ豪雨)の急増に対処するため、重点整備区間を設定し河川改修・ダム整備等を行うなど、治水効果の早期発現を図る。  
【国、県、市町村】《県土保全》

### (河川管理施設の維持管理)

- 老朽化した水門・樋門等の河川管理施設について、長寿命化計画に基づき、計画的に補修・更新を行う。
- 治水ダムについては、各設備が今後更新時期を迎えることから、ライフサイクルコストの縮減など一層の効率的な維持管理・更新を推進するため、計画的な長寿命化計画を策定し補修・更新を行う。
- 河川が有する流下能力を常に発揮できるようにするため、河積阻害の大きな要因となる河道の堆積土砂や河川支障木の除去に重点をおいて取り組むほか、経年劣化した護岸等の補強・補修を行う。  
【国、県、市町村】《県土保全》

### (都市部における内水浸水対策の促進)

- いわゆるゲリラ豪雨の頻発による道路冠水等の内水氾濫のリスク増大に対処するため、「社会資本総合整備計画」に基づく下水道雨水幹線等施設整備を促進する。  
【市町村】《県土保全》

## 《目標指標》

- ・ 想定最大規模降雨に対応した洪水ハザードマップ作成済み市町村の割合 8.5% (H30) → 91.4% (R2)
- ・ 水害に係る避難勧告等の具体的な発令基準を策定済み市町村の割合  
洪水予報河川 66.7% (H26) → 100% (H28)、  
水位周知河川 72.4% (H26) → 100% (H28)、  
内水地域 78.9% (H26) → 100% (H28)
- ・ 河川整備による被害軽減額 約3,794億円 (H30) → 約3,897億円 (R2)
- ・ 県管理12ダムの長寿命化計画策定 4ダム策定済 (H26) → 12ダム策定完了 (H29)



1-5) 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度 にわたり県土の脆弱性が高まる事態

（火山噴火に対する警戒避難体制の整備）

- 蔵王山と鳥海山については、噴火警戒レベルの早期導入、及び関係市における避難計画の策定を促進する。また、吾妻山についても火山噴火緊急減災対策砂防計画に沿った噴火警戒レベルの見直しを進める。
- 住民、観光客や登山者に対し、避難場所など円滑な避難に必要な情報を周知するための火山防災マップの見直しを進める。
- 火山活動の状況について、突発的に発生する水蒸気噴火の前兆をより正確に観測できるよう観測体制の強化を図る。
- 平常時から火山防災関係者による顔の見える関係を構築するとともに、防災訓練を通じて連携の強化を図る。
- 観光客や登山者の安全確保のため、突発的な噴火を想定した避難壕の整備や迅速な安否確認のための登山者の状況を把握するための方策を検討する。

【国、県、市町村】《危機管理》

（土砂災害に対する警戒避難体制の整備）

- 土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、土砂災害ハザードマップの作成、土砂災害を想定した避難訓練など、市町村が行う警戒避難体制の整備に対する支援を強化する。

【県、市町村】《危機管理／県土保全》

（土砂災害に係る避難勧告等の発令基準の策定）

- 土砂災害の発生が予想される際の円滑かつ迅速な避難を確保するため、引き続き、全市町村における発令基準の策定を促進する。

【市町村】《危機管理》

（治山施設等の土砂災害対策の推進）

- 治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る。（2-2, 7-1, 7-3 にも記載）

【県】《農林水産》

（砂防施設の整備・維持管理の推進）

- 砂防施設の整備について、災害発生箇所への再度災害防止対策及び要配慮者利用施設（24時間入居型）の保全対策などを重点的に推進する。
- 砂防施設の長寿命化や技術革新等に対応した更新によるコスト削減を念頭に、既存施設の現状把握、機能・効果等の判定を行い、計画的な施設更新・修繕等を実施する。（7-1にも記載）
- 活火山である蔵王山及び鳥海山については、蔵王川、酢川、日向川等において砂防設備を整備するとともに、「火山噴火緊急減災対策砂防計画」に基づき、須川、祓川、滝淵川、南折川等において緊急ハード対策に取り組む。

【国、県】《県土保全》

《目標指標》

- ・ 噴火警戒レベル導入火山の割合 33.3% (H26) → 100% (H28)
- ・ 土砂災害に係る避難勧告等の具体的な発令基準を策定済み市町村の割合 91.2% (H26) → 100% (H28)
- ・ 山地災害危険区域における治山事業の新規着手箇所数 4箇所／年 (H26) → 10箇所／年 (R1) (2-2, 7-1, 7-3 にも記載)
- ・ 土砂災害の危険がある区域内の人口 約9万4千人 (H28) → 約8万6千人 (R2)

## 1-6) 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

### (暴風雪時における的確な道路管理の推進)

- 暴風雪時には、緊急体制として「道路雪害対策本部」を設置し関係機関連携のもと迅速かつ的確な道路管理を実施するとともに、災害発生時には、各道路管理者による応急復旧や道路啓開により早期に交通路を確保する必要があるため、平時から関係機関等との連携構築等を図る。

**【国、県、市町村】《交通基盤》**

### (道路の防雪施設の整備)

- 各道路管理者（国、県、市町村）においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、雪崩防止柵、防雪柵など必要な防雪施設の整備や流雪溝等の除排雪施設の整備を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上にあり、気象条件の変化による新たな対策必要箇所と併せて整備を促進する。

**【国、県、市町村】《交通基盤》**

### (道路の除雪体制等の確保)

- 安定的な除雪体制を確保する上で、各管理者の財政事情や除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、多くの課題があり、これらの課題を踏まえた総合的な対策を検討する。

**【国、県、市町村】《交通基盤》**

### (雪下ろし事故を防止するための注意喚起)

- 雪下ろし中の転落事故が後を絶たないことから、今後とも引き続き、積雪状況や気象の見通しに基づき、事故防止の注意喚起を行う。

**【県、市町村】《リスクコミ》**

### (豪雪災害時の災害救助法の適用)

- 豪雪時における家屋倒壊を防止するため、障害物（雪）の除去など、災害救助法の適用による豪雪災害への対応を図る。

**【市町村】《危機管理》**

### (災害時の緊急通報や無線通話の確保)

- 災害時の緊急通報や無線通話の急増、無線の輻輳等に対応するため、通信指令担当要員の増強や宰領\*通話の実施など、緊急時体制の構築について平時から検討を行う。**(3-2にも記載)**

**【県】《行政機能》**

※ 宰領通話…

無線が輻輳する場合に、移動局が統制局の指示を受けて通話を行う形態を指す。
--------------------------------------

## 1-7) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

### (災害時における行政機関相互の通信手段の確保)

- 大地震など大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、老朽化が進んでいる県防災行政通信ネットワークの再整備を行う。(3-3, 4-1にも記載)  
[国、県、市町村] 《危機管理/行政機能》

### (災害時における住民への情報伝達の強化)

- 災害時に、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として非常に有効な同報系防災行政無線など情報一斉伝達システムについて、未整備市町における整備を促進する。(4-2にも記載)  
[市町村] 《危機管理/行政機能》

### (迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供の強化)

- 豪雨発生の際などに、避難や水防活動等の迅速な対応がとれるよう、河川の水位や気象情報等を的確に県民、市町村に向けて発信するため、「河川砂防情報システム」の機能強化を図るとともに、量水標の設置等を行う。(1-4にも記載)  
[県] 《危機管理/県土保全》

### (自主防災組織の育成強化等)

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について、市町村における組織化を促進する。
- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であるため、活動の活性化を促進する。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促進する。(2-3, 4-2, 8-3にも記載)  
[県、市町村、民間] 《危機管理》

### (防災教育の充実)

- 地域や事業所における防災意識の向上のため、防災学習館や県ホームページなどで実施している防災知識の普及啓発について、啓発内容の充実等を図る。
- 「防災教育指導の手引き」及び「防災教育用啓発資料」を県のホームページに掲載し周知するとともに、防災教育指導者研修会を開催するほか、民間団体等における防災教育の取組みを周知するなど、防災教育の充実を図る。  
[県、市町村、民間] 《リスクコミ》

### (防災訓練の充実)

- 災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から各種訓練を実施することが必要であることから、引き続き、より多くの県民の参加による実践的な訓練に取り組む。  
[県、市町村、民間] 《リスクコミ》

### (災害時の要配慮者支援の促進)

- 避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要な、避難行動要支援者名簿や個別計画について、引き続き、市町村における作成を促進する。  
[県、市町村、民間] 《リスクコミ》

### 《目標指標》

- ・ 県防災行政通信ネットワークの再整備完了 (H29) (3-3, 4-1にも記載)
- ・ 同報系防災行政無線など情報一斉伝達システム導入市町村の割合 62.9% (H26) → 82% (R1) (4-2にも記載)
- ・ 自主防災組織率 82.1% (H26) → 95% (R2) (2-3, 4-2, 8-3にも記載)
- ・ 防災学習館入場者数 8,771人 (H26) → 12,000人 (R2)
- ・ 防災訓練参加者数 35,041人 (H26) → 38,000人 (R2)
- ・ 避難行動要支援者名簿作成済み市町村の割合 51.4% (H27) → 100% (R2)
- ・ 避難行動要支援者の個別計画作成済み市町村の割合 66.7% (H27) → 100% (R2)

## 2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

### 2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

#### (食料等の備蓄)

- 家庭における備蓄については、県民に対して3日分の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う。
- 市町村における備蓄については、取組みにばらつきがあることから、引き続き、一定量の現物備蓄の確保を促進する。
- 県における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う。

**[県、市町村、民間] 《危機管理/リスクコミ》**

#### (支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備)

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しており、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う。
- 大規模災害時における、被災者の救助や応急対策等を迅速かつ円滑に遂行するための体制として、北海道・東北8道県による相互応援協定や隣接県との防災上の連携・協力に関する協定、全国知事会の広域応援に関する協定を締結しているが、実効性を確保するため、他県等の応援を受ける際の具体的な方針等を明示した「災害時広域受援計画」の策定を進める。**(3-3にも記載)**
- 大規模災害発生に備え、応急・復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点などの機能を持つ広域防災拠点について、防災関係機関等と連携のもと整備を進める。**(2-3にも記載)**
- 大規模災害が発生した場合に、県外からの支援物資を県内の被災市町村へ円滑に供給するため、1次物資集積拠点の県内数箇所への設置を進める。

**[県、市町村、民間] 《危機管理/行政機能》**

#### (「道の駅」の防災拠点化の推進)

- 緊急輸送道路の沿線における道の駅について、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、防災拠点化を進める。

**[国、県、市町村] 《交通基盤/危機管理》**

#### (水道施設の耐震化・老朽化対策の推進)

- 水道施設の耐震化率は、基幹管路を除き全国水準を下回っていることから、施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める。**(6-2にも記載)**

**[県、市町村] 《ライフ・情報》**

#### (応急給水体制などの整備)

- 給水拠点の確保のための緊急遮断弁、耐震性非常用貯水槽などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び災害時における応援協定に基づく各種関係事業者との連携した応急給水体制などの整備を進める。

**(6-2にも記載)**

**[県、市町村、民間] 《ライフ・情報》**

#### (緊急輸送道路等の確保)

- 被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設、トンネル及びスノー(ロック)シェッドの長寿命化を推進する。**(1-1, 2-5, 8-4にも記載)**

**[国、県、市町村] 《交通基盤》**

#### (災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備)

- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政と活動を支援するボランティア団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備に向けた取組みを促進する。

**[県、市町村、民間] 《危機管理/リスクコミ》**

#### 《目標指標》

- ・「災害時広域受援計画」の策定 (H28) **(3-3にも記載)**
- ・水道の基幹管路の耐震適合率 41% (H25) → 48% (R2) **(6-2にも記載)**  
 (うち用水供給事業 71% (H25) → 74% (R2)) **(6-2にも記載)**
- ・道路防災点検要対策箇所の整備進捗率 49% (H28) → 60% (R2) **(1-1, 2-2, 2-5, 5-5, 6-4, 8-4にも記載)**
- ・緊急輸送道路に係る道路橋耐震補強対策の進捗率 96.3% (H30) → 97.0% (R2) **(1-1, 2-5, 8-4にも記載)**

## 2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

### (孤立危険性のある集落との通信手段の確保、ヘリコプター離着陸可能場所の確保)

- 孤立危険性のある集落において、道路の寸断等により孤立した場合に備えて、非常用通信設備の整備を促進する。
- 孤立危険性のある集落において、急患や物資の輸送を行う際に必要となるヘリコプターの離着陸場所の確保を進める。
- 孤立危険性のある集落の状況を把握するため、内閣府が5年に1度調査（「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況調査」）を行っているが、その間の状況も引き続き把握に取り組む。

**[県、市町村] 《危機管理》**

### (治山施設等の土砂災害対策・災害に強い路網整備の推進)

- 治山施設や地すべり防止施設の整備などの土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る。また、災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や治山ダムなどインフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する。 **(1-5, 6-4, 7-1, 7-3にも記載)**

**[県] 《農林水産》**

### (孤立集落アクセスルートの確保)

- 被災時において、孤立集落の発生を防ぐため、孤立集落へのアクセスルートにおける落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設、トンネル及びスノー（ロック）シェッドの長寿命化を推進する。

**[国、県、市町村] 《交通基盤》**

### 《目標指標》

- ・ 孤立危険性のある集落における非常用通信設備整備済集落の割合 47.9% (H25) → 90% (R2)
- ・ 孤立危険性のある集落におけるヘリコプター離着陸場所確保済集落の割合 94.8% (H25) → 100% (R2)
- ・ 山地災害危険区域における治山事業の新規着手箇所数  
4箇所/年 (H26) → 10箇所/年 (R1) **(1-5, 7-1, 7-3にも記載)**
- ・ 林内路網密度 15.1m/ha (H26) → 18.1m/ha (R1) **(6-4にも記載)**
- ・ 道路防災点検要対策箇所の整備進捗率 49% (H29) → 60% (R2) **(1-1, 2-1, 2-5, 5-5, 6-4, 8-4にも記載)**
- ・ 孤立集落にアクセスするルートに係る道路橋耐震補強対策の進捗率 87.7% (H29) → 89.1% (R2)

## 2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

### (自衛隊との連携強化)

- 災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る。

[国、県、市町村] 《危機管理》

### (警察・消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進)

- 災害時に防災拠点となる警察関係施設と消防関係施設の、より一層の耐震化・耐災害性の強化を図るとともに、老朽化した施設を計画的に更新する。また、「新耐震基準」を満たさず老朽化が進んでいる警察待機宿舎の整備を推進する。

(3-1にも記載)

[県、市町村] 《行政機能》

### (警察職員の災害対応能力の向上)

- 過酷な災害現場において警察活動を迅速かつ確に実施するため、実戦的な訓練を通じた対処技術の向上及び防災関係機関相互の連携強化を推進し、災害対応能力の向上を図る。

[県] 《行政機能》

### (警察職員の人員確保・装備資機材等の充実強化)

- 大規模災害発生時の広範多岐わたる警察活動を円滑に実施するため、警察職員の人員確保や装備資機材の整備とともに、後方支援部門の態勢強化を図る。

[県] 《行政機能》

### (大規模災害時の消防力の確保)

- 大規模災害時には、地域の消防力の不足が懸念されるため、緊急消防援助隊など専門部隊の災害対応能力の強化に向けた恒常的な訓練及び組織間の合同訓練の充実を図るとともに、「山形県緊急消防援助隊受援計画」の継続的な見直しを行う。

[国、県、市町村] 《行政機能》

### (緊急消防援助隊派遣時の県内消防力の低下防止)

- 他県で発生する大規模災害時に本県の緊急消防援助隊を派遣することになった場合でも、県内の災害に対応すべき消防力が低下しないよう、定期的な訓練の実施や山形県隊派遣時における県内応援体制の構築等により、県内各市町村の相互応援協定の実効性の確保を図る。

[県、市町村] 《行政機能》

### (自主防災組織の育成強化)

- 大規模災害発生時には、広域支援の遅れや不足が生じることも想定されることから、その間の防災活動を担う自主防災組織の組織化と活動の活性化をより一層促進する。(1-7, 4-2, 8-3にも記載)

[県、市町村、民間] 《危機管理》

### (広域防災拠点の整備)

- 大規模災害発生に備え、応急・復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点などの機能を持つ広域防災拠点について、防災関係機関等と連携のもと整備を進める。(2-1にも記載)

[県、市町村、民間] 《危機管理/行政機能》

### 《目標指標》

- ・警察署等の耐震化率 82.8% (H26) → 100% (R2) (3-1にも記載)
- ・消防署等の耐震化率 72.5% (H26) → 100% (R2)
- ・緊急消防援助隊への登録部隊数 59 隊 (H27) → 84 部隊 (R5)
- ・自主防災組織率 82.1% (H26) → 95% (R2) (1-7, 4-2, 8-3にも記載)



## 2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

### (緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保)

- 石油関係団体と締結した協定に基づき、優先的に供給する緊急車両や災害拠点病院等の重要施設の範囲の拡大、具体的な実施方法の確認により、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給の確保を図る。

(3-3にも記載)

**【県、市町村、民間】《危機管理／行政機能》**

### (消防防災ヘリ等に供給する燃料の確保)

- 大規模災害発生時に、他県や自衛隊等のヘリによる応援を円滑に受け入れるため、現在石油関係団体と締結している協定に、新たにヘリ燃料の優先供給を追加することなど、具体的な燃料確保の方策について検討する。

**【県】《危機管理》**

### (医療機関での非常時対応体制の整備)

- 災害発生時における医療施設内での医療活動について、停電等による医療活動の遮断を防止するため、自家発電及び燃料備蓄の施設・設備整備を進め、継続した医療提供体制の確保を促進する。

**【県、市町村、民間】《保健医療・福祉》**

### (透析医療機関での非常時対応体制の整備)

- 透析患者は週3回程度の透析治療が必要であり、年々増加傾向にある。透析医療を実施している医療機関においては、災害発生時においても自家発電装置及び貯水槽の整備により透析治療を提供できる体制の確保を促進する。

**【県、市町村、民間】《保健医療・福祉》**

### (県立病院での非常時対応体制の維持)

- 全県立病院で自家発電設備を備え、中央病院、新庄病院及び河北病院では3日分以上の燃料を備蓄しており、今後とも、災害が発生した場合にも県民に対し安全・信頼・高度の医療を提供するため、当該備蓄の常時維持を図る。

**【県】《保健医療・福祉》**

## 2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

### (災害派遣医療チーム (DMAT) による医療支援の推進)

- 災害時における医療確保のため、今後もDMATの機能強化に向けた定期的な訓練を実施する。  
また、DMAT指定医療機関である災害拠点病院等におけるチーム数の増加が求められていることから、計画的にDMAT隊員を養成するとともに、応急用医療資器材の整備を進める。

【県、市町村】《保健医療・福祉》

### (災害拠点精神科病院の指定及び災害派遣精神医療チーム (DPAT) による精神医療及び精神保健活動支援の推進)

- 県内で災害等が発生した場合の急性期精神疾患患者の優先受入及び患者の広域搬送に係る調整等を行うため、二次医療圏ごとに精神科医療の拠点となる病院を指定するとともに、精神科病院への後方支援及び回復期における避難者等への精神保健活動の支援を行う精神医療チーム (DPAT) の整備を進める。

【県、市町村】《保健医療・福祉》

### (航空搬送拠点臨時医療施設 (SCU) の体制整備)

- 航空搬送拠点臨時医療施設 (SCU) について、今後もDMATや消防機関等の関係機関との連携強化を図り迅速かつ適切な対応に資するため、定期的な訓練を実施するとともに、医療機器等を含めた資器材のメンテナンス等を行う。

【県、市町村】《保健医療・福祉》

### (ドクターヘリの活用による救急医療体制の充実)

- 災害時を含め、ドクターヘリの活用による救急医療体制の一層の充実を図るため、冬季間のランデブーポイントの確保や搭乗医師など医療スタッフの確保、さらには隣県との広域連携を推進する。

【県、市町村】《保健医療・福祉》

### (災害医療コーディネート活動による医療支援の推進)

- 厚生労働省より地域医療コーディネートの役割分担等のガイドラインが示されることが予定されており、研修会等を開催しながら、地区医師会、消防機関、市町村など関係機関との役割分担の明確化、連携強化による災害時対応を図る。

【県、市町村、民間】《保健医療・福祉》

### (周産期医療体制の整備)

- 東日本大震災での対応をもとに、今後、災害発生時における妊婦や乳幼児の避難所確保、健康管理、医療提供体制の確立に向けた検討を「山形県周産期医療協議会」において行うこととしており、協議会での検討を踏まえ、災害時の周産期医療提供体制を整備する。

【県、市町村、民間】《保健医療・福祉》

### (医療・社会福祉施設等における食糧等の備蓄促進)

- 病院や高齢者福祉施設等で1日3食を提供する施設については、3日分程度の食料と飲料水の備蓄を指導しており、引き続き周知を図る。

【県、市町村、民間】《保健医療・福祉》

### (災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備)

- 各社会福祉施設の防災対策について、定期的な監査等を通じ現状に合わせた防災計画の見直しについて助言・指導を行うとともに、福祉版DMATにあたる災害派遣福祉チームの創設など、関係機関・団体との広域的な応援協力体制を構築する。

【県、市町村、民間】《保健医療・福祉》

### (緊急輸送道路等の確保)

- 被災時において、医療施設及び関係者の支援ルート確保のため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設、トンネル及びスノー (ロック) シェッドの長寿命化を推進する。(1-1, 2-1, 8-4にも記載)

【国、県、市町村】《交通基盤》

### 《目標指標》

- ・ DMATチーム数 25チーム (H29) → 28チーム (R2)
- ・ DPAT隊員登録者数 64人 (H29) → 106人 (R2)
- ・ 災害医療コーディネート研修の実施回数 年2回
- ・ 道路防災点検要対策箇所の整備進捗率 49% (H29) → 60% (R2) (1-1, 2-1, 2-2, 5-5, 6-4, 8-4にも記載)
- ・ 緊急輸送道路に係る道路橋耐震補強対策の進捗率 96.3% (H30) → 97.0% (R2) (1-1, 2-1, 8-4にも記載)

## 2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

### (防疫対策の推進)

- 平時から、災害発生時における消毒や害虫駆除等、速やかな感染症予防対策の重要性について普及啓発を行うとともに、定期の予防接種の接種率向上に取り組み、予防できる感染症の流行に備える。
- 避難所における感染症のまん延防止のため、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットを徹底するとともに、トイレ等汚染の可能性のある区域を明確に区分し、生活空間の衛生の確保を図る。
- 災害時の感染症の拡大防止を図るため、消毒ポイントの設置及び消毒ポイントにおける消毒作業を円滑に実施するための、国道や高速道路管理者との道路占用等の手続き調整や、消毒資機材等確保に係る支援を行う。

**【国、県、市町村、民間】《保健医療・福祉》**

### 《目標指標》

- ・ 予防接種法に基づく麻しん・風しんワクチン（第2期）の接種率 94.1%（H26）→ 95%以上（R2）
- ・ 予防接種法に基づく四種混合ワクチン（破傷風を含む）接種率 89.8%（H26）→ 95%（R2）
- ・ 予防接種法に基づく高齢者インフルエンザワクチン接種率 54.7%（H26）→ 60%（R2）

### 3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1) 被災による警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化

##### (警察関係施設の耐震化・老朽化対策等の推進)

- 災害時に防災拠点となる警察関係施設の、より一層の耐震化・耐災害性の強化を図るとともに、老朽化した施設を計画的に更新する。また、新耐震基準を満たさず老朽化が進んでいる警察待機機舎の整備を推進する。(2-3にも記載)
- 非常用発電機の最低稼働時間 72 時間以上を確保するため、施設整備に合わせて燃料タンクの増設等を行う。

【県】《行政機能》

##### (被災地における治安維持に向けた体制の整備)

- 大規模災害時には、人命救助や交通の安全確保等に人員を割かれるなど、人員の絶対的不足が見込まれるため、他県警からの応援派遣の円滑な受入れなど、被災地における犯罪情勢を迅速かつ的確に把握し適切な対策を講じるための体制整備を進める。

【県】《行政機能》

##### (被災による警察機能低下の回避)

- 災害時であっても県民の安全と安心を確保する上で必要不可欠な「継続の必要な通常業務」を遂行するため、各種計画の不断の見直しを行う。

【県】《行政機能》

#### 《目標指標》

- ・ 警察署等の耐震化率 82.8% (H26) → 100% (R2) (2-3にも記載)

#### 3-2) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

##### (信号機電源付加装置の整備)

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞と交通事故を回避するため、主要交差点における信号機電源付加装置の整備を進める。

【県】《行政機能》

##### (災害時の緊急通報や無線通話の確保)

- 災害時の緊急通報や無線通話の急増、無線の輻輳等に対応するため、通信指令担当要員の増強や宰領通話<sup>※</sup>の実施など、緊急時の通信確保について平時から検討を行う。(3-2にも記載)

【県】《行政機能》

- ※ 宰領通話… [ 無線が輻輳する場合に、移動局が統制局の指示を受け通話を行う形態を指す。 ]

#### 《目標指標》

- ・ 信号機電源付加装置整備率 58 基 3.2% (H26) → 118 基 6.5% (R2)

### 3-3) 県内外の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

#### (庁舎等の維持管理等の推進)

- 県庁舎、総合支庁舎（分庁舎含む）等の不特定多数が集まる県有施設については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了していることから、今後は、山形県県有財産総合管理（ファシリティマネジメント）基本方針に基づき、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。（1-2にも記載）

【県】《行政機能／建築住宅》

#### (県の業務継続に必要な体制の整備)

- 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に山形県地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、県民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、「山形県庁舎業務継続計画」及び「総合支庁版業務継続計画」（平成27年度中策定予定）の検証や見直しを行いながら、業務継続に必要な体制整備を進める。

【県】《行政機能／危機管理》

#### (IT部門における業務継続体制の整備)

- 県においては、非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムのICT-BCP（情報システムの業務継続計画）を策定し、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、ICT-BCPの実効性を高めるため、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う。
- 市町村におけるICT-BCPの策定を促進するとともに、災害時のシステム不稼働のリスクを減らすため、引き続き自治体クラウドの導入やデータセンターの活用など、情報システムの機能維持のための取組みを促進する。
- 県では、各種ネットワークシステムの安定的な稼働の基盤となるネットワーク回線の断線による不通のリスクを減らすため、公所等からネットワークに接続するアクセス回線の冗長化整備を一層進める。
- 県では、災害時における正確な情報伝達や的確な行政判断を行ううえで、機動性に優れたモバイル端末の利用が有効であることから、行政機能確保のために、より一層モバイル端末の整備を進める。

【県、市町村】《行政機能／ライフ・情報》

#### (災害時に防災拠点となる庁舎の耐震化の推進)

- 災害時に防災拠点となる庁舎の耐震化について、県関係庁舎はすべて完了している一方、市町村関係庁舎は遅れていることから、市町村庁舎の耐震化を一層促進する。

【市町村】《行政機能／建築住宅》

#### (大規模災害時における広域連携の推進)

- 大規模災害時における、応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、北海道・東北8道県による相互応援協定や隣接県との防災上の連携・協力に関する協定、全国知事会の広域応援に関する協定を締結しているが、実効性のあるものとするため、他県等の応援を受ける際の具体的な方針等を明示した「災害時広域受援計画」の策定を進める。（2-1にも記載）

【県、市町村、民間】《危機管理／行政機能》

#### (災害時における行政機関相互の通信手段の確保)

- 大地震など大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、老朽化が進んでいる県防災行政通信ネットワークの再整備を行う。（1-7, 4-1にも記載）

【国、県、市町村】《行政機能／危機管理》

#### (緊急車両に供給する燃料の確保)

- 石油関係団体と締結した協定に基づき、優先的に供給する緊急車両の範囲の拡大や具体的な実施方法の確認により、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両への燃料供給の確保を図る。（2-4にも記載）

【県、市町村、民間】《行政機能／危機管理》

#### 《目標指標》

- ・重要システムのICT-BCPの策定率（県）50%（H26）→100%（R1）
- ・庁舎の耐震化率（市町村）59.8%（H26）→100%（R2）
- ・「災害時広域受援計画」の策定（H28）（2-1にも記載）
- ・県防災行政通信ネットワークの再整備完了（H29）（1-7, 4-1にも記載）

## 4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

### 4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備)

- 災害により電力供給が停止した事態に備え、電話事業者による非常用電源設備の整備を促進する。

**【民間】《ライフ・情報》**

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保)

- 大地震など大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、老朽化が進んでいる県防災行政通信ネットワークの再整備を行う。(1-7, 3-3にも記載)

**【国、県、市町村】《行政機能/危機管理》**

《目標指標》

- ・ 県防災行政通信ネットワークの再整備完了 (H29) (1-7, 3-3にも記載)

### 4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(災害情報伝達手段の確保)

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、県民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備や災害情報共有システム(Lアラート\*)、緊急速報メールの活用を促進する。また、SNS等による双方向通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る。

**【県、市町村、民間】《行政機能/危機管理》**

※ Lアラート…〔災害関連情報の発信者である県・市町村と放送事業者等をインターネット上の共通基盤で繋ぎ、地域住民に迅速かつ効率的に情報提供を実施するもの〕

(災害時における住民等への情報伝達体制の強化)

- 災害時の住民等への情報伝達を確実にするため、民間テレビ・ラジオ事業者等におけるBCP(業務継続計画)や災害対応マニュアルの策定、大規模自然災害発生に備えた訓練の実施を推進していくとともに、放送設備の損壊や電力供給が停止した事態に備え、予備放送設備や非常用電源設備の整備を促進する。

**【民間】《ライフ・情報》**

(災害時における住民への情報伝達の強化)

- 災害時に、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として非常に有効な同報系防災行政無線など情報一斉伝達システムについて、未整備市町における整備を促進する。(1-7にも記載)

**【市町村】《危機管理/行政機能》**

(自主防災組織の育成強化)

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について、市町村における組織化を促進する。
- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であるため、活動の活性化を促進する。

(1-7, 2-3, 8-3にも記載)

**【県、市町村、民間】《危機管理》**

《目標指標》

- ・ 同報系防災行政無線など情報一斉伝達システム導入市町村の割合 62.9% (H26) → 82% (R1) (1-7にも記載)
- ・ 自主防災組織率 82.1% (H26) → 95% (R2) (1-7, 2-3, 8-3にも記載)



## 5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

### 5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞

#### （企業の事業継続計画（BCP）の策定促進）

- 災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、県内企業におけるBCP策定を促進する。

【県、民間】《産業経済》

#### （リスク分散を重視した企業誘致等の推進）

- 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の本県への移転、誘致に向けた取組みを推進する。

【県、市町村】《産業経済》

#### （港湾施設の整備・老朽化対策の推進）

- 物流の拠点となる港湾施設については、一部を除き、最大級の地震や津波には、十分に対応できる構造になっていない。このため、隣県等の港湾が大規模津波等により被災し機能停止した場合に代替機能を担うことも視野に入れながら、緊急輸送が可能となる耐震強化岸壁などの緊急輸送施設の整備を推進する。また、予防保全の考え方にに基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。（1-3, 5-3, 5-4, 5-5にも記載にも記載）

【国、県、民間】《交通基盤》

### 5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

#### （エネルギー供給事業者との連絡強化）

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と県との連絡体制を強化する。（6-1にも記載）

【県、民間】《ライフ・情報／産業経済》

### 5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

#### (石油コンビナートの防災体制の充実強化)

- 東日本大震災の教訓やこれまでのコンビナート災害により得られた知見等を踏まえ、津波による被害想定、事業継続性の確保、情報連絡体制の整備の観点から石油コンビナート等防災計画を見直すなど、防災体制の一層の充実強化を図る。
- 酒田海上保安部や酒田地区広域行政組合消防本部などの関係機関と連携して実施している実地訓練について、さらなる応急対処能力の向上を図るため、より実践的な内容による訓練を実施する。

【国、市町村、民間】《危機管理／産業経済》

#### (港湾施設の整備・老朽化対策の推進)

- 石油コンビナートや重要な産業施設等に関する港湾施設については、一部を除き、最大級の地震や津波には、十分に対応できる構造になっていない。このため、隣県等の港湾が大規模津波等により被災し機能停止した場合に代替機能を担うことも視野に入れながら、緊急輸送が可能となる耐震強化岸壁などの緊急輸送施設の整備を推進する。さらに、予防保全の考え方にに基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。(1-3, 5-1, 5-4, 5-5にも記載にも記載)

【国、県、民間】《交通基盤》

### 5-4) 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

#### (港湾機能継続のための体制整備)

- 「酒田港港湾機能継続計画」(港湾BCP)に基づき、行政機関、民間事業者が協働して、大規模災害発生時に港湾被災による経済活動への影響を最小限とするための具体的な行動計画を整備する。

【国、県、市町村、民間】《産業経済》

#### (港湾施設の整備・老朽化対策の推進)

- 港湾施設については、一部を除き、最大級の地震や津波には、十分に対応できる構造になっていない。このため、隣県等の港湾が大規模津波等により被災し機能停止した場合に代替機能を担うことも視野に入れながら、緊急輸送が可能となる耐震強化岸壁などの緊急輸送施設の整備を推進する。また、予防保全の考え方にに基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。(1-3, 5-1, 5-3, 5-5にも記載にも記載)

【国、県、民間】《交通基盤》

### 5-5) 基幹的交通ネットワーク(陸上、海上、航空)の機能停止

#### (高速道路及び地域高規格道路等の整備)

- 大規模災害時に県内外被災地への物資供給や人的支援等を迅速に行うため、県内外を結ぶ高速道路や地域高規格道路、特に東日本大震災により重要性が認識された日本海側と太平洋側を結ぶ「横軸」幹線道路、県境道路等の早期整備を促進する。
- 併せて、被災地や防災拠点等への速やかなアクセスを可能とする高速道路等へのアクセス道路や、追加インターチェンジ、スマートインターチェンジの整備を進める。

(8-4にも記載)

【国、県、市町村、民間】《交通基盤》

#### (道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進)

- 道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、引き続き計画的に対策工事を進める。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に計画的に対策工事を実施する。
- 橋梁をはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。

(6-4にも記載)

【国、県、市町村】《交通基盤》

#### (奥羽・羽越新幹線の整備)

- 東北地域と首都圏や西日本とを結ぶ高速交通ネットワークのリダンダンシー機能の確保や、日本海国土軸の形成を図り、東京一極集中を是正するため、フル規格の奥羽・羽越新幹線整備の早期実現に向けて取り組む。(8-4にも記載)

【国、県、市町村、民間】《交通基盤》

**(鉄道施設の耐震化・防災対策の促進)**

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び大量輸送等の鉄道機能を維持するため、予め鉄道事業者による線路等鉄道施設の耐震性の強化や大雨・大雪等自然災害の防止に向けた雪崩防止柵等の整備を促進する。
- 災害発生時、鉄道利用者の安全確保を第一に速やかな対応を図るとともに、施設復旧までの期間の代行バス運行など、鉄道利用者の利便性を確保するよう、鉄道事業者における取組みを促進する。

(6-4にも記載)

**[国、県、市町村、民間] 《交通基盤》**

**(地方航空ネットワークの維持・拡大)**

- 山形空港、庄内空港は、東日本大震災直後に、多くの臨時旅客便や防災ヘリを受け入れ、被災地への救援物資や旅客を輸送する拠点空港として機能したことを踏まえ、大規模災害時におけるリダンダンシー機能を確保・向上するため、本県2空港を含めた地方空港の機能強化や路線の維持・拡大を図る。(8-4にも記載)

**[国、県、市町村、民間] 《交通基盤》**

**(空港及び港湾施設の整備・老朽化対策の推進)**

- 空港施設については、建物等の耐震化対策は実施しているが、最大級の地震や津波には、十分に対応できる構造になっていない。このため、隣県等の空港が大規模災害により被災し機能停止した場合に代替機能を担うことも視野に入れながら、滑走路などの施設整備を推進する。(5-5にも記載)
- 港湾施設については、一部を除き、最大級の地震や津波には、十分に対応できる構造になっていない。このため、隣県等の港湾が大規模津波等により被災し機能停止した場合に代替機能を担うことも視野に入れながら、緊急輸送が可能となる耐震強化岸壁などの緊急輸送施設の整備を推進する。(1-3, 5-1, 5-3, 5-4にも記載)
- 空港施設・港湾施設とも予防保全の考え方にに基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。(1-3, 5-1, 5-3, 5-4にも記載)

**[国、県] 《交通基盤》**

**《目標指標》**

- ・ 県内の高速道路供用率 60% (H27) → 80% (R2) (8-4にも記載)
- ・ 道路防災点検要対策箇所の整備進捗率 42.8% (H26) → 49.6% (H28) (1-1, 2-1, 2-2, 2-5, 6-4, 8-4にも記載)

**5-6) 食料等の安定供給の停滞**

**(災害時における生鮮食料品の安定供給)**

- 卸売市場について、災害時でも生鮮食料品等を安定供給するため、防災性に配慮した施設整備を進めるとともに、平時から、災害時における電気・水・燃料の確保策や危機管理対応マニュアルの整備、卸売市場間の連携等の対策を講じるよう働きかけを行う。また、災害時においても業務継続できる体制の確立を図るため、市場開設者、卸売業者、仲卸業者等によるBCP(事業継続計画)の策定等を促進する。

**[市町村、民間] 《農林水産》**

**(食料生産基盤の整備)**

- 災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含めた、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する。

**[県、市町村、民間] 《農林水産》**

## 6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

### 6-1) 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

#### （エネルギー供給事業者との連絡強化）

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と県との連絡体制を強化する。**（2-2にも記載）**  
**【県、民間】《ライフ・情報／産業経済》**

#### （再生可能エネルギーの導入拡大）

- 本県の生活・経済活動に必要なエネルギーの安定供給を確保するために、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入拡大が必要であり、風力発電やメガソーラーなど大規模事業の展開促進によりエネルギー供給量の確保を図る。

また、太陽光やバイオマス、中小水力、地中熱などそれぞれの地域特性に応じた電源・熱源を利用した分散型のエネルギー供給体制（エリア供給システム）を整備するとともに、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進する。

さらに、官民協同で設立した株式会社やまがた新電力による県内の再生可能エネルギー発電事業者から電力を調達し県内の需要家に供給する地域エネルギー事業を通して、エネルギーの「地産地消」と「供給基地化」を進める。

**【国、県、市町村、民間】《ライフ・情報／産業経済》**

#### ＜目標指標＞

- ・ 山形県エネルギー戦略策定後のエネルギー開発量（稼働＋計画決定分含む）  
 25.4万kW（H26）→ 67.3万kW（R2）（参考：H42目標 101.5万kW）

### 6-2) 上水道や農業用水、工業用水の長期間にわたる供給停止

#### （水道施設の耐震化・老朽化対策の推進）

- 水道施設の耐震化率は、基幹管路を除き全国水準を下回っていることから、施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める。**（2-1にも記載）**  
**【県、市町村】《ライフ・情報》**

#### （農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進）

- 基幹的な農業水利施設について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策を着実に推進する。  
**【県、市町村、民間】《農林水産》**

#### （工業用水道施設の耐震化・老朽化対策の推進）

- 工業用水道は、大規模地震等においても工場やインフラ関係企業にとって不可欠なものであることから、施設更新も考慮しながら施設の耐震化を進める。

**【県】《産業経済》**

#### （災害時の応急給水体制などの整備）

- 水道事業においては、給水拠点の確保のための緊急遮断弁、耐震性非常用貯水槽などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び災害時における応援協定に基づく各種関係事業者との連携した応急給水体制などの整備を進める。**（2-1にも記載）**  
**【県、市町村、民間】《ライフ・情報》**

- 工業用水道事業（県営）においては、早期復旧のための資機材整備・復旧体制等の充実を推進する。

**【県】《産業経済》**

#### ＜目標指標＞

- ・ 水道の基幹管路の耐震適合率 41%（H25）→ 48%（R2）**（2-1にも記載）**  
 （うち用水供給事業 71%（H25）→ 74%（R2））**（2-1にも記載）**
- ・ 工業用水道（県営）管路の耐震適合率 65%（H25）→ 69%（R2）

### 6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

#### (下水道に係る業務継続計画（BCP）策定・施設耐震化等の推進）

- 市町村におけるより実効性のある下水道BCPの策定、及び下水道施設の長寿命化計画の策定を推進する。また、県、市町村の下水道施設の耐震化及び長寿命化計画等に基づく老朽化対策を着実に進める。  
【県、市町村】《ライフ・情報》

#### (農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進)

- 汚水処理施設について、災害時の停電による冠水を防止するため、非常用エンジンや自家発電機の設置を進めるとともに、機能診断の実施割合を高め適切な維持修繕を施すなど、老朽化対策を促進する。  
【県、市町村、民間】《ライフ・情報／農林水産》

#### (合併処理浄化槽への転換促進)

- 第三次山形県生活排水処理施設整備基本構想に基づき、市町村生活排水処理施設整備基本計画を着実に推進し、単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を引き続き促進する。  
【県、市町村、民間】《ライフ・情報》

#### 《目標指標》

- ・緊急輸送道路下に埋設した下水管渠の耐震化率（県（流域）） 87%（H26）→ 100%（R1）
- ・下水道ストックマネジメント計画策定率（県・市町村） 0%（H28）→ 100%（R2）
- ・合併処理浄化槽の普及率（対人口） 7.7%（H26）→ 9.6%（H37）

### 6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

#### (鉄道施設の耐震化・防災対策の促進)

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び大量輸送等の鉄道機能を維持するため、予め鉄道事業者による線路等鉄道施設の耐震性の強化や大雨・大雪等自然災害の防止に向けた雪崩防止柵等の整備を促進する。
- 災害発生時、鉄道利用者の安全確保を第一に速やかな対応を図るとともに、施設復旧までの期間の代行バス運行など、鉄道利用者の利便性を確保するよう、鉄道事業者における取組みを促進する。

(5-5にも記載)

【国、県、市町村、民間】《交通基盤》

#### (路線バス等地域公共交通の確保)

- 災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者との情報共有を図り、代替路線による迂回路運行を早期に行うなど臨機応変な運行を行い地域公共交通を確保するため、平時から関係機関等との連携構築等を図る。

【県、市町村、民間】《交通基盤》

#### (農道施設の耐震化・長寿命化対策の推進)

- 農道として管理している農道橋について、引き続き定期的な診断を実施するとともに、点検結果に基づき、施設の耐震化及び老朽化が進んだ施設の長寿命化対策を計画的に実施する。

【県、市町村】《農林水産》

#### (災害に強い路網整備の推進)

- 災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や治山ダムなどインフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する。(2-2にも記載)

【県】《農林水産》

#### (道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進)

- 道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、引き続き計画的に対策工事を進める。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に計画的に対策工事を実施する。
- 橋梁をはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。

(5-5にも記載)

【国、県、市町村】《交通基盤》

#### 《目標指標》

- ・林内路網密度 15.1m/ha(H26)→ 18.1m/ha(R1) (2-2にも記載)
- ・道路防災点検要対策箇所の整備進捗率 49% (H29) → 60% (R2) (1-1, 2-1, 2-2, 2-5, 5-5, 8-4にも記載)

## 7. 制御不能な二次災害を発生させない

### 7-1) ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

#### (ため池の耐震化・ハザードマップ作成の推進)

- ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検・耐震診断を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行う。併せて、決壊すると多大な影響を与えるため池については、住民の避難に資する「ため池ハザードマップ」の作成・公表を推進する。

**【県】《農林水産／危機管理》**

#### (治山施設等の土砂災害対策の推進)

- 治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る。 (1-5, 2-2, 7-3にも記載)

**【県】《農林水産》**

#### (砂防施設の計画的な維持管理の推進)

- 砂防施設の長寿命化や技術革新等に対応した更新によるコスト縮減を念頭に、既存施設の現状把握、機能・効果等の判定を行い、計画的な施設更新・修繕等を実施する。 (1-5にも記載)

**【国、県】《県土保全》**

#### (土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備)

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制整備を推進する。

**【国、県、市町村】《危機管理／県土保全》**

#### ≪目標指標≫

- ・ 決壊すると多大な影響を与えるため池の耐震診断の実施率 10% (H26) → 49% (R2)
- ・ 決壊すると多大な影響を与えるため池のハザードマップ公表率 31% (H26) → 100% (R2)
- ・ 山地災害危険区域における治山事業の新規着手箇所数  
4箇所／年 (H26) → 10箇所／年 (R1) (1-5, 2-2, 7-3にも記載)



## 7-2) 有害物質の大規模拡散・流出

### (有害物質の拡散・流出防止対策の推進)

- 有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者の適正な維持管理の徹底を図る。

[県、民間] 《環境》

### (危険物施設の耐震化の促進)

- 災害時に、屋外タンク貯蔵所等の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する。

[県、市町村、民間] 《環境》

### (NBC災害対策用資機材の充実)

- NBC災害時に消防士の安全を確保しつつ効果的な消防活動を行うため、各消防本部におけるNBC災害対策用資機材の充実を図る。

※ NBC災害 …〔核 (nuclear)、生物 (biological)、化学物質 (chemical) による特殊災害  
のことをいい、事故からテロリズム、事件まで幅広い事象が含まれる。地下鉄  
サリン事件や東京電力福島第一原子力発電所事故などもこれに含まれる。〕

[県、市町村] 《行政機能》

### (有害物質の拡散・流出を想定した訓練の実施)

- 化学剤等の拡散・流出を想定した防災訓練等を実施し、有害物質の大規模拡散・流出の場合における対処能力の向上を図る。

[県、市町村] 《環境》

### 《目標指標》

- ・ 水質汚濁防止法施行規則に定める構造等に関する基準を満たしている有害物質使用特定施設等の割合  
98% (H26) → 100% (R2)

## 7-3) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

### (農地・農業用施設等の保全管理の推進)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する。

[県、市町村、民間] 《農林水産/国土保全》

### (治山施設等の土砂災害対策の推進)

- 治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る。(1-5, 2-2, 7-1にも記載)

[県] 《農林水産》

### 《目標指標》

- ・ 農地・農業用施設等を農家や地域住民が共同で保全管理する活動面積のカバー率 67% (H26) → 70% (H30)
- ・ 山地災害危険区域における治山事業の新規着手箇所数  
4箇所/年 (H26) → 10箇所/年 (R1) (1-5, 2-2, 7-1にも記載)

#### 7-4) 原子力発電所の事故による放射性物質の放出

##### (放射線モニタリングの実施)

- 「山形県放射線モニタリングマニュアル」に基づき、福島第一原子力発電所事故の影響把握を行うとともに、隣接県で新たな事故が発生した場合に備え、機器の維持管理等モニタリング実施体制の整備を図る。  
【国、県、市町村】《危機管理／環境》

##### (原発事故発生時の初動対応の強化)

- 原子力発電所から事故等の通報を受けた際、迅速かつ的確な初動対応を行うため、関係機関、事業者等と連携し、必要なマニュアルの整備を図る。  
【県】《危機管理》

##### (放射線等に関する正しい知識の普及啓発の推進)

- 引き続き、放射線に関する相談窓口において県民からの様々な相談に対応するとともに、県のホームページに構築した放射線に関する情報の集約サイトについて適時見直しを図るなど内容の充実を図り、放射線や原子力災害に関する正しい知識の普及啓発を推進する。  
【県】《リスクコミ》

##### (原子力事業者との連携の強化)

- 原子力発電所における事故等をいち早く把握するため、原子力事業者と締結した情報連絡等に関する覚書に基づき、定期的に連絡会等を開催し、原子力事業者との連携の強化を図る。  
【県、民間】《危機管理》

##### (原子力災害に係る防災訓練等の充実)

- 引き続き、防災業務関係者に対し、放射線や原子力災害対策に関する教育・研修を継続するとともに、緊急時に適切に対応するため、原子力発電所からの事故等に関する通報の受信、受信後の体制整備などを含めた、より実践的な訓練の実施に取り組む。  
【国、県、市町村、民間】《リスクコミ》

#### ≪目標指標≫

- ・ 原子力発電所において事故等が発生した際の初動対応に関するマニュアルの整備 (H28)
- ・ 原子力災害対策等に関する研修会の参加者数 60人 (H27) → 300人 (H28～R2)

#### 7-5) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

##### (風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信)

- 災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐため、観光地に関する定期的な情報発信を行うなど、平時から関係機関等との連携を図る。  
【県、市町村、民間】《産業経済》

## 8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

### 8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### (災害廃棄物処理計画の策定)

- 環境省の「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、県は、県内で発生する大規模自然災害による被害や被災市町村の支援を想定し、応急対応や復旧等の段階で必要な事項をまとめた「山形県災害廃棄物処理計画」を策定する。また、災害廃棄物処理の主体となる市町村に対しては、災害廃棄物の仮置場や廃棄物処理施設での処理体制の確保等をまとめた「災害廃棄物処理計画」の策定を促し、本県における災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制の構築を図る。

[県、市町村] 《環境》

#### 《目標指標》

- ・ 県の災害廃棄物処理計画の策定 (H29)
- ・ 災害廃棄物処理計画を策定している市町村数 なし (H27) → 全市町村 (R2)

### 8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### (技術職員の派遣による市町村支援)

- (公財)山形県建設技術センターとの協定に基づく災害復旧に必要な技術職員が不足している市町村に対して県職員OBを派遣する仕組みについて、県職員OBの一層の登録増加など、市町村への技術職員の派遣体制の整備を図る。

[県、市町村、民間] 《行政機能/リスクコミ》

#### (建設関係団体との連携強化)

- 県は、各種建設関係団体と災害時における応急対策への支援について協定を締結しているが、大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、防災訓練等を通じ一層の連携強化を図る。

[県、民間] 《リスクコミ》

#### (復旧・復興を担う人材の育成)

- 各種建設関係団体と連携し、道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成支援を行う。
- 近年、建設業界への若年入職者の減少、技能労働者の高齢化等による担い手不足が懸念されていることから、業界団体と行政が連携して担い手の確保を図るとともに、労働者育成の観点から就労環境の改善を図る。

[県、民間] 《リスクコミ》

#### 《目標指標》

- ・ 災害復旧業務支援にあたる技術職OBの登録数 ((公財)山形県建設技術センターとの協定)  
19人 (H27) → 30人 (R2)

### 8-3) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### (地域コミュニティの維持)

- 大規模災害時にお互いが支え合う「共助」は、地域コミュニティの基盤であり、市町村と連携し、住民が主体となった地域課題解決に向けた取組みの支援や地域の拠点づくりの支援など、地域コミュニティの維持やその活力を向上する取組みを通して、平時から住民が互いに支え合う関係の維持や深化を図る。

**【県、市町村、民間】《危機管理》**

#### (自主防災組織の育成強化)

- 地域の速やかな復興のためには、地域防災活動の充実が不可欠であり、その重要な役割を担う自主防災組織について、市町村における組織化を促進する。(1-7, 2-3, 4-2にも記載)

**【県、市町村、民間】《危機管理》**

#### (被災者生活再建支援制度の拡充)

- 大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度の活用が有効であり、制度の適用範囲や支給範囲について、一層の拡充に向けた取組みを進める。

**【国、県、市町村】《危機管理》**

#### 《目標指標》

- ・ 自主防災組織率 82.1% (H26) → 95% (R2) (1-7, 2-3, 4-2にも記載)

### 8-4) 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### (高速道路及び地域高規格道路等の整備)

- 大規模災害時に県内外被災地への物資供給や人的支援等を迅速に行うため、県内外を結ぶ高速道路や地域高規格道路、特に東日本大震災により重要性が認識された日本海側と太平洋側を結ぶ「横軸」幹線道路、県境道路等の早期整備を促進する。
- 併せて、被災地や防災拠点等への速やかなアクセスを可能とする高速道路等へのアクセス道路や、追加インターチェンジ、スマートインターチェンジの整備を進める。

(5-5にも記載)

**【国、県、市町村、民間】《交通基盤》**

#### (奥羽・羽越新幹線の整備)

- 東北地域と首都圏や西日本とを結ぶ高速交通ネットワークのリダンダンシー機能の確保や、日本海国土軸の形成を図り、東京一極集中を是正するため、フル規格の奥羽・羽越新幹線整備の早期実現に向けて取り組む。(5-5にも記載)

**【国、県、市町村、民間】《交通基盤》**

#### (地方航空ネットワークの維持・拡大)

- 山形空港、庄内空港は、東日本大震災直後に、多くの臨時旅客便や防災ヘリを受け入れ、被災地への救援物資や旅客を輸送する拠点空港として機能したことを踏まえ、大規模災害時におけるリダンダンシー機能を確保・向上するため、本県2空港を含めた地方空港の機能強化や路線の維持・拡大を図る。(5-5にも記載)

**【国、県、市町村、民間】《交通基盤》**

#### (緊急輸送道路等の確保)

- 被災時において、道路等の損壊により復旧・復興が大幅に遅れることを防ぐため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設、トンネル及びスノー（ロック）シェッドの長寿命化を推進する。(1-1, 2-1, 2-5にも記載)

**【国、県、市町村】《交通基盤》**

#### (迅速な復興に資する地籍調査の推進)

- 土地境界の明確化を図る地籍調査は、被災後の迅速な復旧・復興に資するものであるが、進捗率は東北6県では最も低いことから、市町村の計画に応じて推進する。

**【県、市町村】《県土保全》**

#### 《目標指標》

- ・ 県内の高速道路供用率 60% (H27) → 80% (R2) (5-5にも記載)
- ・ 道路防災点検要対策箇所の整備進捗率 49% (H29) → 60% (R2) (1-1, 2-1, 2-2, 2-5, 5-5, 6-4にも記載)
- ・ 緊急輸送道路に係る道路橋耐震補強対策の進捗率 96.3% (H30) → 97.0% (R2) (1-1, 2-1, 2-5にも記載)
- ・ 地籍調査の進捗率 49% (H26) → 56% (R1)